

各 部 局 長
議 会 事 務 局 長
公 営 企 業 局 長
教 育 長
警 察 本 部 長
監 査 委 員 事 務 局 長
様

土 木 部 長

建設工事一般競争入札の公告例の制定について（通知）

このことについて、建設工事一般競争入札の公告例を別添のとおり定めましたので、通知します。
なお、「建設工事一般競争入札の公告例」（平成23年3月22日付け22高建管第992号。以下「旧公告例」という。）は、廃止します。

記

1 概要

個別事項、共通事項、様式とも、総合評価方式による入札の公告例として「単独、JV、単体JV混合」の3種類としていたものを統合し、併せて、様式番号も統一したほか、従来の規定を整理したものです。

2 旧公告例からの変更内容

(1) 総合評価方式による入札の公告例として、「単独、JV、単体JV混合」の3種類としていたものを統合し、併せて、様式番号も統一しました。

(各公告例共通事項関係)

(2) 「入札公告期間中の設計内容の軽微な変更の試行について（平成27年1月14日付け26高建管第1016号土木部長通知）」による試行について、正式に実施することとし、これに対応する内容にしました。

(各公告例個別事項第4及び第7関係)

(3) 入札参加資格のうち、建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行った場合の地域要件の取扱いについて、記載を整理しました。

(各公告例個別事項第2関係)

(4) その他、必要な規定の整理を行いました。

なお、(3)及び(4)については、今回の制定に伴い従来を取扱いを改めるものではありません。

3 施行日

平成28年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用します。

4 取扱いに関する留意事項

当分の間、入札参加資格申請等において旧公告例で定めた様式が使用された場合において、様式番号のみ等の軽微な違いであり、必要とする記載事項が満たされているものであれば、有効として取り扱って差し支えありません。

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

平成〇年〇月〇日

高知県知事

記

第1 入札に付する事項

1	工事名（工事番号）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事（〇〇第〇-〇号）
2	工事場所	高知県〇〇市〇〇
3	工事内容	高知県〇〇市〇〇地内の〇〇〇における〇〇〇〇工事
4	工事概要	本工事 施工延長 L=〇.〇m
5	工事日数（完成期限）	〇〇〇 日
6	予定価格	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税相当額抜きの額） 【注意】 請負対象金額（税込）1,000万円以上は「事後公表」と記入する。
7	審査方式	事後審査方式 入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う。
8	落札方式	施工体制確認型総合評価方式（施工計画型）により落札決定を行う。（入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。） 【注意】 施工計画を求めない企業評価型による総合評価方式の場合には、「施工体制確認型総合評価方式（企業評価型）により落札決定を行う。（事業者及び配置予定技術者の技術評価を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。）」とする。
9	入札手続	高知県電子入札システムで行う。
10	低入札価格調査 ・最低制限価格	低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定。事後公表。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、一般競争入札共通事項（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

【注意】単独・JV混合によるときは、次の文を追加すること。

なお、単体企業のほか、共同企業体による参加を認める

◆単独として発注する場合の入札参加資格要件の例示

※JVとして発注する場合は、この項目は削除すること。

※単体JV混合により発注する場合は、この部分に「(1) 単体企業の場合」と表記すること。

1 平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格	建設工事の種類	〇〇工事
	等級	〇等級（又は〇等級の者）
	総合点数	例：〇点以上。ただし、〇〇市に主たる営業所を置く者は〇点以上。
2 特定建設工事	<p>〇〇工事に関して、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による許可を受けている者。</p> <p>【注意】特定建設業の許可については、必要に応じて規定すること。</p>	
3 営業所の拠点	<p>【注意】1 県内業者対象の場合に、格付要件は必要に応じて設定する。</p> <p>2 A等級については、原則として地域要件を付すことはできないが、B等級発注標準額に対応する請負対象金額5,000～7,500万円の土木一式工事にA等級を参加させようとする場合にのみ、地域要件を付すことができる。</p> <p>3 ほ装工事、港湾・漁港での船舶を使用する工事等の特殊な技術を要する工事は建設工事競争入札参加希望区域登録申請の対象ではないので、建設工事競争入札参加希望区域登録申請に関する部分は削除すること。</p> <p>A 県内業者のみを対象とし、地域要件を付さない場合 高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者</p> <p>B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者。</p> <p>C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内を除く区域に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、〇〇土木事務所の所管区域のうち◎◎</p>	

事務所管内を除く区域に営業所を置く者。

D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合

高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者。

E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合

△△市（町）（村）に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町）（村）に営業所を置く者。

F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合

次のいずれかの要件を満たす者

- 1 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者のいずれかであって、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが×等級の者。
- 2 △△市（町）（村）に主たる営業所を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者のうち△△市（町村）に営業所を置く者のいずれかであって、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが△等級の者。

G 県外業者を含める場合（地域要件を設けることはできない。）

建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の〇〇工事の総合評定値（総合評点）が××点以上の者。

なお、当該審査の基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日）であること。

また、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるものであるので、注意すること。

4 施工実績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成13年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 4 最終請負金額（税込み）が〇,〇〇〇万円以上であること。 5 〇〇工事で、〇〇〇が〇,〇〇〇以上であること。 6 施工場所が高知県内であること。
5 配置予定技術者	<p>次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項に示す質疑の方法に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p> <p>【注意】請負対象金額（税込）が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、「専任で」の表記は削除すること。</p>
資格等	<ol style="list-style-type: none"> 1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 <p>【注意】当該工事の技術者となることができる資格又は求める資格を記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3か月以上雇用されている者であること。 <p>【注意】請負対象金額（税込）2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事では、「3か月以上」の表記は削除すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。 <p>【注意】請負対象金額（税込）が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者の取扱いについて（平成19年11月1日付け19高建管第728号土木部長通知）により、案件ごとに検討のうえ3は削除する。</p>

従事実績	<p>【注意】 例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>A 企業の施工実績に準じる場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「4 施工実績」に掲げる要件を満たす工事への従事実績があること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 2 従事役職が現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。 3 従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。 <p>B 企業の施工実績とは別の要件を設定する場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。</p> <p>従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。ただし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成13年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率20%以上の共同企業体であること。 4 最終請負金額（税込み）が〇〇万円以上であること。 5 〇〇工事であること。 <p>※なお、工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請は、認める。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分を超えていない場合は実績として認めない。</p>
------	---

【注意】 施工実績は、CORINS登録に限定しないこと。

◆ J Vとして発注する場合の入札参加資格の例示

※単独として発注する場合は、この項目は削除すること。

※単体 J V混合により発注する場合は、この部分に「(2) 共同企業体の場合」と表記し、以下の内容を掲載すること。

1 共同企業体の要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 各構成員の出資比率は当該共同企業体の出資総額の30%以上であり、かつ、代表構成員の出資比率は他の構成員と同等以上であること。 2 代表構成員は、構成員間相互で〇〇工事（建設業法上の工種）の格付の等級が異なる場合には、上位等級の者であること。 3 この入札において、各構成員は同時に他の入札参加者の共同企業体構成員となっていないこと。 4 各構成員は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合でないこと。
2 代表構成員の要件	<p>【県内業者の場合】</p> <p>ア 高知県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者で、建設業法第2条第1項に規定される〇〇工事（建設業法上の工種）について平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事（建設業法上の工種）の格付がA等級であること。</p>

		<p>【県外業者の場合】 ア （高知県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち従たる営業所を有する者で）建設業法第2条第1項に規定される〇〇工事（建設業法上の工種）において、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格を有する者であり、かつ、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の〇〇工事（建設業法上の工種）の（うち〇〇の）総合評定値（総合評点）が〇〇点以上のものであること。なお、当該審査基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日）であること。</p> <p>また、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるので注意すること。</p> <p>【県内・県外共通】 イ 〇〇工事（建設業法上の工種）に関して、建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。</p>
	<p>施工実績</p>	<p>アからオまでの要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <p>ア 平成13年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。</p> <p>イ 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。</p> <p>ウ 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。</p> <p>エ 最終請負金額（税込み）が〇〇円以上であること。</p> <p>オ 〇〇工事（建設業法上の工種）であること。</p>
	<p>配置技術者要件</p>	<p>ア この工事に監理技術者として専任配置できる者であって、建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。</p> <p>イ この公告の日以前に代表構成員に採用され、申請時に引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。</p> <p>ウ 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であって、〇〇工事（建設業法上の工種）における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>企業要件の施工実績に掲げる要件を満たす工事への従事経験を有する者であること。</p> <p>ただし、従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限るものとし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。</p> <p>（※なお、工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請は、認める。ただし、従事</p>

		期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分以上を超えていない場合は実績として認めない。)
3 その他の構成員の要件	企業要件 資格等	<p>次のア又はイのいずれかの要件を満たす者であること。</p> <p>ア 高知県内に主たる営業所を置く者で、建設業法第2条第1項に規定される〇〇工事（建設業法上の工種）について平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事（建設業法上の工種）の格付がA等級であること。</p> <p>イ 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域に主たる営業所を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者のいずれかであって、建設業法第2条第1項に規定される〇〇工事（建設業法上の工種）について平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事（建設業法上の工種）の格付が〇等級であること。</p>
	配置技術者要件 資格等	<p>ア この工事に主任技術者として専任配置できる者であって、建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第3の2に準じて、申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p> <p>イ この公告の日以前にその他の構成員に採用され、申請時に引き続き3か月以上雇用されている者であること。</p> <p>ウ 〇〇施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p>

【注意】 企業要件、配置技術者要件については例示であり、発注する工事によって要件を決定すること。

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から平成〇年〇月〇日（〇）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前9時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。
	提出方法	共通事項で定める。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページに掲載する。 入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/ 又は〇〇土木事務所ホームページ (各契約機関のHPアドレスを記載)
2 設計図書の閲覧方法		入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/
3 設計図書等の質疑	提出先	下記メールアドレスあて送付すること。 〇〇〇〇〇〇@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	平成〇年〇月〇日（〇）午後5時まで
	回答期限	平成〇年〇月〇日（〇）
4 入札書の提出	入札期間	平成〇年〇月〇日（〇）から平成〇年〇月〇日（月）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前9時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。 なお、入札期間初日においては、質疑回答後入札開始とする場合がある。
	入札方法	共通事項で定める。
5 開札予定	日時	平成〇年〇月〇日（〇）午前〇時から
	場所	高知県〇〇土木事務所（※第6）
6 追加書類（落札候補者のみ）	提出先	高知県〇〇土木事務所（※第6）へ持参又は郵送すること。
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時まで（いずれの日も閉庁日を除く）。

【注意】標準的な日程について（参考）

	施工計画型	企業評価型
申請書の提出期限	公告の日から13日後	公告の日から8日後
入札書提出期限	申請書の提出期限から10～12日後	申請書の提出期限から10日後
開札日	入札締切日後速やかに（3日目途）	入札締切日の翌日
質疑の締切期日	入札締切日の7日前	入札締切日の7日前
最終質疑回答期限	入札締切日の2日前	入札締切日の2日前
追加書類提出期限	落札候補者の決定から3日後	←
落札決定日	開札日後速やかに（8日目途）	←

第4 総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似工事の要件及び評価項目・評価基準・配点は下表のとおりとする。

(1) 同種・類似工事の要件（一契約ですべての要件を満たすこと。）

評価区分	要件
企業の評価	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成18年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 最終請負金額（税込み）が〇,〇〇〇万円以上であること。 〇〇工事で、〇〇が〇〇以上あること。 施工場所が高知県内であること。
配置予定技術者の評価	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 企業の評価に掲げる要件を満たす工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。 従事期間が工期の半分を超えていない場合は、評価対象としない。 (※なお、工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請は、認める。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分を超えていない場合は評価対象としない。)

【注意】施工実績は、CORINS登録に限定しないこと。

【注意】評価項目については例示であり、「高知県土木部における総合評価方式に関する取扱要領」に基づき工事の特性に応じて選択する。

(2) 企業の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の実績の有無 (平成18年度以降) ※評価対象から除外する工事について、(6)を参照。	施工実績 3件以上	10点
	施工実績 2件	5点
	施工実績 2件未満	0点
同種・類似工事の成績評定 (平成23年度以降) ※高知県発注工事に限る。 ※評価対象から除外する工事について、(6)を参照。	成績評定の平均点80点以上	15点
	成績評定の平均点75点以上 80点未満	10点
	成績評定の平均点70点以上 75点未満	5点
	成績評定の平均点70点未満	0点
直近の成績評定の	成績評定 65点未満 無	0点

最低点 (前年度実績) ※高知県発注工事に限る。	成績評定 65点未満 有	- 5点
優良工事表彰の有無 (平成23年度以降、業種：〇〇〇工事) ※評価対象から除外する工事について、(6)を参照。	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞	10点
	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞	7.5点
	他機関表彰受賞又は高知県表彰(所長賞)を2回以上受賞	5点
	高知県表彰(所長賞)を1回受賞	2.5点
	表彰 無	0点
ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	ISO 9000シリーズと併せてISO14000シリーズ又はエコアクション21を取得	5点
	ISO 9000シリーズ、ISO14000シリーズ又はエコアクション21のいずれかを取得	2.5点
	ISO認証及びエコアクション認証 未取得	0点
舗装工事施工体制	ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しており、かつ、当該工事のAS舗装工を自社で施工する。	10点
	ASフィニッシャを自社保有若しくは長期(1年以上)リース契約している、又は当該工事のAS舗装工を自社で施工する。	5点
	ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しておらず、当該工事のAS舗装工を下請に発注して施工する。	0点
地域性・社会性評価		
地域内拠点の有無	当該工事と同一市町村内に主たる営業所 有	10点
	当該工事と同一市町村内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち従たる営業所 有	5点
	当該工事と同一市町村内に建設業法第3条第1項に規定する営業所 無	0点
自社工場(製作)の有無	県内自社工場による製作 有	10点
	県内自社工場による製作 無	0点
若手技術者の育成の状況	41歳未満の主任(監理)技術者又は現場代理人の配置 有	10点
	41歳未満の主任(監理)技術者又は現場代理人の配置 無	0点
地域ボランティアの有無 (前年度実績) 【注意】必要に応じ「〇〇土木事務所管内での実績に限る。」を追記する。	地域点数 20点以上相当	10点
	〃 15点以上20点未満相当	8点
	〃 10点以上15点未満相当	6点
	〃 5点以上10点未満相当	4点
	〃 1点以上5点未満相当	2点
	ボランティア活動 無	0点
重機保有の有無	バックホウ又はトラクターショベルを自社保有又は長期(1年以上)リースにより3台以上保有	10点

	バックホウ又はトラクターショベルを自社保有又は長期（1年以上）リースにより2台保有	7.5点
	バックホウ又はトラクターショベルを自社保有又は長期（1年以上）リースにより1台保有	5点
	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期（1年以上）リースによる保有 無	0点
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況（前年度） ※〇〇市町村（一部事務組合等）の消防団への加入又は工事現場所在地に係る市町村若しくは一部事務組合等の認定に限る。	加入又は認定 有	10点
	加入又は認定 無	0点
BCPの認定の状況	BCPの認定 有	10点
	BCPの認定 無	0点
独占禁止法違反等による指名停止の状況（公告日以前1年間）	指名停止 無	0点
	指名停止 有	-10点
合計	〇点（合計点を6点に換算。）	

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の従事実績の有無 (平成18年度以降)	従事実績 3件以上	10点
	従事実績 2件	5点
	従事実績 2件未満	0点
同種・類似工事の成績評定 (平成23年度以降) ※高知県発注工事に限る。	成績評定の平均点 80点以上	15点
	成績評定の平均点 75点以上 80点未満	10点
	成績評定の平均点 70点以上 75点未満	5点
	成績評定の平均点 70点未満	0点
優良工事表彰の有無 (平成23年度以降、業種：〇〇〇工事)	高知県表彰（知事賞又は優良賞）を2回以上受賞	10点
	高知県表彰（知事賞又は優良賞）を1回受賞	7.5点
	他機関表彰受賞又は高知県表彰（所長賞）を2回以上受賞	5点
	高知県表彰（所長賞）を1回受賞	2.5点
	表彰 無	0点
継続学習制度（CPD）への取組 (取得単位数、有効)	推奨単位の10分の8以上	10点
	推奨単位の10分の5以上10分の8未満	7.5点
	推奨単位の10分の3以上10分の5未満	5点

期間：過去5年間 ・(一社) 全国土木施工管理技士会連合会 ・(公社) 日本技術士会 ・(公社) 日本建築士会連合会 ・建築設備士関係団体 CPD協議会 ・(公社) 土木学会 【注意】 専門工事について、他団体のCPDを追加する場合は、団体名を追加記載すること。	推奨単位の10分の1以上10分の3未満	2.5点
	推奨単位の10分の1未満	0点
配置予定技術者の資格	○○に関する1級国家資格を有する 【注意】 ○○は業種を記載。例：土木一式、ほ装など	10点
	上記以外の資格を有する	0点
合計	○点（合計点を4点に換算。）	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	10点	・開札後、低入札を行った者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 ・低入札を行わなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」（満点）として評価する。
	可	4点	
	不可	0点	
施工体制確保の確実性	良	10点	
	可	4点	
	不可	0点	
合計	20点 【注意】 企業評価型は配点の「良」を5点、「可」を2点とし、合計は10点と表記する。		

(5) 施工計画の評価

【注意】 企業評価型では削除すること。

評価項目	評価基準	配点	オーバースペック
工程管理に関する所見 (具体的な項目)	特に優れた工夫がある	15点	本工事において、次の提案はオーバースペックと判断して評価しない。 【注意】 工事の特性に応じてオーバースペックとする条件を、設計図書で示した数量、項目を基に具体的に明示すること。 ・例：安全対策において設計図書で示した員数を超える交通整理人の配置。 ・例：設計図書で指示していない振動又は
	優れた工夫がある	10点	
	工夫がある	5点	
	適切である	0点	
材料等の品質管理に関する所見 (具体的な項目)	特に優れた工夫がある	15点	
	優れた工夫がある	10点	
	工夫がある	5点	
	適切である	0点	
施工上の課題に関する所見 (具体的な項目)	特に優れた工夫がある	15点	
	優れた工夫がある	10点	
	工夫がある	5点	
	適切である	0点	

施工上配慮すべき 事項に関する所見 (具体的な項目)	特に優れた工夫がある	15点	騒音の調査実施。
	優れた工夫がある	10点	
	工夫がある	5点	
	適切である	0点	
合計	〇点 (合計点を15点に換算。)		

【注意】評価項目の具体的な項目には、工事の特性に応じて提案を求める項目の具体を記載し、工事の特性に応じて選択する。

(6) 総合評価の評価対象から除外する工事

高知県内において発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降の各号のいずれかに該当することとなった工事については、当該工事の受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員及びその他の構成員）は総合評価の加算点に係る実績として申請することはできないものとし、総合評価の企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」に関し、評価の対象とは認めないものとする。

なお、総合評価の評価対象から除外する高知県発注工事の一覧表は、高知県土木部建設管理課のホームページに掲載しているもので、参照のこと。

- ① 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反する行為により独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けた場合において、その対象となった工事
- ② 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けた場合において、その対象となった工事
- ③ 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事
- ④ 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子 ファイルで添付 する書類)	1 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1) 2 企業の評価項目一覧表(様式5) 3 配置予定技術者の評価項目一覧表(様式6) 【注意】 施工計画等の技術提案を求めない場合、以下の様式は削除すること。 4 施工上の課題に関する所見(様式9) A4用紙1枚以内で、本文の文字フォントサイズを10.5ポイント程度として作成すること。 【注意】 用紙枚数は内容に応じて変更することを妨げない。
入札時に電子フ ァイルで添付す る書類	工事費内訳書
追加書類 (落札候補者が 提出する書類) ※持参又は郵送	1 同種工事の施工実績(様式2)及びその挙証資料 2 配置予定技術者名簿(様式3)及びその挙証資料 3 配置予定技術者の重複について(様式4) (※該当する場合のみ。) 4 平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 5 総合評価方式関係資料 表紙 6 様式5の挙証資料(様式7-1を含む。) 7 様式6の挙証資料(様式8を含む。) ※JVの場合は、以下も提出すること。 8 協定書(様式10) 9 使用印鑑届(様式11) 10 委任状(様式12)

第6 入札実施機関(問い合わせ先)

〒780-0000 高知県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
 高知県〇〇土木事務所 総務課 総務班
 電話 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 E-mail 〇〇〇〇〇@ken.pref.kochi.lg.jp

第7 その他事項

- この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は別添共通事項で示す。この個別事項と共通事項において重複し定められた事項がある場合は、この個別事項を優先する。

【注意】 調査基準価格を設定しない場合は、下記3を削除する。

- 低入札価格調査における失格基準
 低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。

- (1) 直接工事費 設計金額の85%
- (2) 共通仮設費 設計金額の80%
- (3) 現場管理費 設計金額の90%
- (4) 一般管理費等 設計金額の55%

【注意】工場製作がある場合等、案件に応じて以下の項目等を追加する。

- ・直接製作費 設計金額の85%
- ・間接労務費 設計金額の80%
- ・工場管理費 設計金額の90%
- ・機器単体費 設計金額の85%

【注意】一般競争入札の公告において、設計内容の軽微な変更による入札の続行（建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成22年3月31日付け21高建管第1266号土木部長通知）第3の7に定めるところによる。）を行わないものとするときは、下記4を削除し、必要に応じて以降の番号を繰り上げること。

- 4 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。

【注意】以下5及び6の項目は、必要により追記すること。

- 5 この工事に係る設計業務の受託者でないこと。
- 6 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

【注意】予定価格（税込み）が5億円未満の場合は、下記を削除する。

- 7 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。

【注意】年度内支払を行わない場合は、下記を追記する。

- 8 平成28年度の支払（前金払等）については行わない。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、一般競争入札共通事項（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1 平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格	建設工事の種類	〇〇工事
	等級	〇等級（又は 〇等級の者）
	総合点数	例：〇点以上。ただし、〇〇市に主たる営業所を置く者は〇点以上。
2 特定建設工事	<p>〇〇工事に関して、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による許可を受けている者。</p> <p>【注意】 特定建設業の許可については、必要に応じて規定すること。</p>	
3 営業所の拠点	<p>【注意】 1 県内業者対象の場合に、格付要件は必要に応じて設定する。</p> <p>2 A等級については、原則として地域要件を付すことはできないが、B等級発注標準額に対応する請負対象金額5,000～7,500万円の土木一式工事にA等級を参加させようとする場合にのみ、地域要件を付すことができる。</p> <p>3 ほ装工事、港湾・漁港での船舶を使用する工事等の特殊な技術を要する工事は建設工事競争入札参加希望区域登録申請の対象ではないので、建設工事競争入札参加希望区域登録申請に関する部分は削除すること。</p> <p>A 県内業者のみを対象とし、地域要件を付さない場合 高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者</p> <p>B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者。</p> <p>C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内を除く区域に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者を除く。）又は、希望区域登録を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、〇〇土木事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内を除く区域に営業所を置く者。</p> <p>D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土</p>	

本事務所の所管区域内のうち◎◎事務所管内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者。

E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合

△△市（町）（村）に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町）（村）に営業所を置く者。

F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合

次のいずれかの要件を満たす者

- 1 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者のいずれかであって、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが×等級の者。
- 2 △△市（町）（村）に主たる営業所を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者のうち△△市（町村）に営業所を置く者のいずれかであって、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが△等級の者。

G 県外業者を含める場合（地域要件を設けることはできない。）

建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の〇〇工事の総合評定値（総合評点）が××点以上の者。

なお、当該審査の基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日）であること。また、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるものであるので注意すること。

4 施工実績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成13年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 最終請負金額（税込み）が〇,〇〇〇万円以上であること。 〇〇工事で、〇〇〇が〇,〇〇〇以上であること。 施工場所が高知県内であること。 		
5 配置予定技術者	<p>次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項に示す質疑の方法に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p> <p>【注意】請負対象金額（税込）が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、「専任で」の表記は削除すること。</p> <table border="1" data-bbox="215 797 1422 1659"> <tr> <td data-bbox="215 797 438 1659">資 格 等</td> <td data-bbox="438 797 1422 1659"> <ol style="list-style-type: none"> 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 <p>【注意】当該工事の技術者となることのできる資格又は求める資格を記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3か月以上雇用されている者であること。 <p>【注意】請負対象金額（税込）2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事では、「3か月以上」の表記は削除すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。 <p>【注意】請負対象金額（税込）が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者の取扱いについて（平成19年11月1日付け19高建管第728号土木部長通知）により、案件ごとに検討のうえ3は削除する。</p> </td> </tr> </table> <p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>A 企業の施工実績に準じる場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「4 施工実績」に掲げる要件を満たす工事への従事実績があること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 従事役職が現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。 	資 格 等	<ol style="list-style-type: none"> 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 <p>【注意】当該工事の技術者となることのできる資格又は求める資格を記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3か月以上雇用されている者であること。 <p>【注意】請負対象金額（税込）2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事では、「3か月以上」の表記は削除すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。 <p>【注意】請負対象金額（税込）が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者の取扱いについて（平成19年11月1日付け19高建管第728号土木部長通知）により、案件ごとに検討のうえ3は削除する。</p>
資 格 等	<ol style="list-style-type: none"> 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 <p>【注意】当該工事の技術者となることのできる資格又は求める資格を記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3か月以上雇用されている者であること。 <p>【注意】請負対象金額（税込）2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事では、「3か月以上」の表記は削除すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。 <p>【注意】請負対象金額（税込）が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者の取扱いについて（平成19年11月1日付け19高建管第728号土木部長通知）により、案件ごとに検討のうえ3は削除する。</p>		
従 事 実 績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>A 企業の施工実績に準じる場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 「4 施工実績」に掲げる要件を満たす工事への従事実績があること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 従事役職が現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。 		

		<p>3 従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。</p> <p>B 企業の施工実績とは別の要件を設定する場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。ただし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成13年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 4 最終請負金額（税込み）が〇〇万円以上であること。 5 〇〇工事であること。 <p>※なお、工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請は、認める。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分を超えていない場合は実績として認めない。</p>
--	--	---

【注意】施工実績は、CORINS登録に限定しないこと。

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から平成〇年〇月〇日（〇）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前9時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。
	提出方法	共通事項で定める。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページに掲載する。 入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/ 又は〇〇土木事務所ホームページ (各契約機関のHPアドレスを記載)
2 設計図書の閲覧方法		入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/
3 設計図書等の質疑	提出先	下記メールアドレスあて送付すること。 E-mail: 〇〇〇〇〇〇@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	平成〇年 〇月〇日（〇）午後5時まで
	回答期限	平成〇年 〇月〇日（〇）
4 入札書の提出	入札期間	平成〇年〇月〇日（〇）から平成〇年〇月〇日（月）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前9時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。 なお、入札期間初日においては、質疑回答後入札開始とする場合

		がある。
	入札方法	共通事項で定める。
5 開札予定	日時	平成〇年〇月〇日（〇）午前〇時から
	場所	高知県〇〇土木事務所（※第5）
6 追加書類 （落札候補者のみ）	提出先	高知県〇〇土木事務所（※第5）へ持参又は郵送すること。
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時まで（いずれの日も閉庁日を除く。）。

【注意】標準的な日程について（参考）

申請書の提出期限	公告の日から8日後
入札書提出期限	申請書の提出期限から7日後
開札日	入札締切日の翌日
質疑の締切期日	入札締切日の7日前
最終質疑回答期限	入札締切日の2日前
追加書類提出期限	落札候補者の決定から3日後
落札決定日	開札日後速やかに（8日目途）

第4 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 （申請時に電子ファイルで添付する書類）	一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
入札時に電子ファイルで添付する書類	工事費内訳書
追加書類 （落札候補者が提出する書類） ※持参又は郵送	1 同種工事の施工実績（様式2）及びその挙証資料 2 配置予定技術者名簿（様式3）及びその挙証資料 3 配置予定技術者の重複について（様式4）（※該当する場合のみ。） 4 平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し

第5 入札実施機関（問い合わせ先）

〒780-〇〇〇〇 高知県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
 高知県〇〇土木事務所 総務課 総務班
 電話 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 E-mail 〇〇〇〇〇@ken.pref.kochi.lg.jp

第6 その他事項

- 1 この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 2 各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は別添共通事項で示す。この個別事項と共通事項において重複し定められた事項がある場合は、この個別事項を優先する。

【注意】以下3から5の項目は、必要により追記すること。

3 低入札価格調査における失格基準

低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。

- | | |
|------------|----------|
| (1) 直接工事費 | 設計金額の85% |
| (2) 共通仮設費 | 設計金額の80% |
| (3) 現場管理費 | 設計金額の90% |
| (4) 一般管理費等 | 設計金額の55% |

【注意】工場製作がある場合等、案件に応じて以下の項目等を追加する。

- ・直接製作費 設計金額の85%
- ・間接労務費 設計金額の80%
- ・工場管理費 設計金額の90%
- ・機器単体費 設計金額の85%

【注意】一般競争入札の公告において、設計内容の軽微な変更による入札の続行（建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成22年3月31日付け21高建管第1266号土木部長通知）第3の7に定めるところによる。）を行わないものとするときは、下記4を削除し、必要に応じて以降の番号を繰り上げること。

- 4 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。

【注意】以下5及び6の項目は、必要により追記すること。

- 5 この工事に係る設計業務の受託者でないこと。
- 6 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

【注意】予定価格（税込み）が5億円未満の場合は、下記を削除する。

- 7 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。

【注意】年度内支払を行わない場合は、下記を追記する。

- 8 平成28年度の支払（前金払等）については行わない。

一般競争入札（紙入札・事前審査・総合評価なし・単独）

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

平成〇年〇月〇日

高知県知事

記

第1 入札に付する事項

1 工事名（工事番号）	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事（〇〇第〇-〇号）
2 工事場所	高知県〇〇市〇〇
3 工事内容	高知県〇〇市〇〇地内の〇〇〇における〇〇〇〇工事
4 工事概要	本工事 施工延長 L=〇.〇m
5 工事日数（完成期限）	〇〇〇 日
6 予定価格	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税相当額抜きの額） 【注意】請負対象金額（税込み）1,000万円以上は「事後公表」と記入する。
7 審査方式	入札参加資格の審査を入札前に行い、参加資格が有ると認められた者のみが入札に参加できる、事前審査とする。
8 落札方式	価格競争
9 入札手続	建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第5条の規定による入札方法（紙入札書を入札箱に投かんする方法）
10 低入札価格調査 ・最低制限価格	最低制限価格を設定。事後公表。 【注意】請負対象金額（税込）が1億円以上の場合は「低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定。事後公表。」とする。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、一般競争入札共通事項（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1 平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格	建設工事の種類	〇〇工事
	等級	〇等級（又は 〇等級の者）
	総合点数	例：〇点以上。ただし、〇〇市に主たる営業所を置く者は〇点以上。
2 特定建設工事	<p>〇〇工事に関して、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の規定による許可を受けている者。</p> <p>【注意】 特定建設業の許可については、必要に応じて規定すること。</p>	
3 営業所の拠点	<p>【注意】 1 県内業者対象の場合に、格付要件は必要に応じて設定する。</p> <p>2 A等級については、原則として地域要件を付すことはできないが、B等級発注標準額に対応する請負対象金額5,000～7,500万円の土木一式工事にA等級を参加させようとする場合にのみ、地域要件を付すことができる。</p> <p>3 ほ装工事、港湾・漁港での船舶を使用する工事等の特殊な技術を要する工事は建設工事競争入札参加希望区域登録申請の対象ではないので、建設工事競争入札参加希望区域登録申請に関する部分は削除すること。</p> <p>A 県内業者のみを対象とし、地域要件を付さない場合 高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者</p> <p>B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者。</p> <p>C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内を除く区域に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、〇〇土木事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内を除く区域に営業所を置く者。</p> <p>D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木</p>	

事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者。

E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合

△△市（町）（村）に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町）（村）に営業所を置く者。

F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合

次のいずれかの要件を満たす者

- 1 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者のいずれかであって、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが×等級の者。
- 2 △△市（町）（村）に主たる営業所を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者のうち△△市（町）（村）に営業所を置く者のいずれかであって、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが△等級の者。

G 県外業者を含める場合（地域要件を設けることはできない。）

建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の〇〇工事の総合評定値（総合評点）が××点以上の者。

なお、当該審査基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日）であること。）

また、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるものであるため、注意すること。

4 施工実績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成13年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 4 最終請負金額（税込み）が〇,〇〇〇万円以上であること。 5 〇〇工事で、〇〇〇が〇,〇〇〇以上であること。 6 施工場所が高知県内であること。 				
5 配置予定技術者	<p>次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に<u>専任</u>で配置できること。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項に示す質疑の方法に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p> <p>【注意】請負対象金額（税込）が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、「<u>専任</u>で」の表記は削除すること。</p> <table border="1" data-bbox="231 813 1420 1597"> <tr> <td data-bbox="231 813 422 1597">資格等</td> <td data-bbox="422 813 1420 1597"> <ol style="list-style-type: none"> 1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 <p>【注意】当該工事の技術者となることのできる資格又は求める資格を記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3か月以上雇用されている者であること。 <p>【注意】請負対象金額（税込）2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事では、「3か月以上」の表記は削除すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。 <p>【注意】請負対象金額（税込）が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者の取扱いについて（平成19年11月1日付け19高建管第728号土木部長通知）により、案件ごとに検討のうえ3は削除する。</p> </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="231 1597 1420 2069"> <tr> <td data-bbox="231 1597 422 2069">従事実績</td> <td data-bbox="422 1597 1420 2069"> <p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>A 企業の施工実績に準じる場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「4 施工実績」に掲げる要件を満たす工事への従事実績があること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 2 従事役職が現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。 3 従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。 </td> </tr> </table>	資格等	<ol style="list-style-type: none"> 1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 <p>【注意】当該工事の技術者となることのできる資格又は求める資格を記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3か月以上雇用されている者であること。 <p>【注意】請負対象金額（税込）2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事では、「3か月以上」の表記は削除すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。 <p>【注意】請負対象金額（税込）が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者の取扱いについて（平成19年11月1日付け19高建管第728号土木部長通知）により、案件ごとに検討のうえ3は削除する。</p>	従事実績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>A 企業の施工実績に準じる場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「4 施工実績」に掲げる要件を満たす工事への従事実績があること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 2 従事役職が現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。 3 従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。
資格等	<ol style="list-style-type: none"> 1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 <p>【注意】当該工事の技術者となることのできる資格又は求める資格を記載すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3か月以上雇用されている者であること。 <p>【注意】請負対象金額（税込）2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事では、「3か月以上」の表記は削除すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。 <p>【注意】請負対象金額（税込）が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者の取扱いについて（平成19年11月1日付け19高建管第728号土木部長通知）により、案件ごとに検討のうえ3は削除する。</p>				
従事実績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>A 企業の施工実績に準じる場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「4 施工実績」に掲げる要件を満たす工事への従事実績があること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。 2 従事役職が現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。 3 従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。 				

	<p>B 企業の施工実績とは別の要件を設定する場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。ただし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成13年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 4 最終請負金額（税込み）が〇〇万円以上であること。 5 〇〇工事であること。 <p>※なお、工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請は、認める。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分を超えていない場合は実績として認めない。</p>
--	---

【注意】施工実績は、CORINS登録に限定しないこと。

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式 取得・提出	提出期間	公告の日から平成〇年 〇月〇日（〇）午後5時まで。
	提出先	高知県〇〇土木事務所（※第5）
	掲載場所	入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/ 又は〇〇土木事務所ホームページ (各契約機関のHPアドレスを記載)
2 設計図書の閲覧方法		入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/
3 設計図書等の質 疑	提出先	下記メールアドレスあて送付すること。 E-mail: 〇〇〇〇〇〇@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	平成〇年 〇月〇日（〇）午後5時まで
	回答期限	平成〇年 〇月〇日（〇）
4 入札参加資格の 有無の通知	通知期限	平成〇年 〇月〇日（〇）
5 入札参加資格無 し理由説明要求	提出期限	平成〇年 〇月〇日（〇）午後5時まで
	回答期限	平成〇年 〇月〇日（〇）
6 入札予定	日 時	平成〇年〇月〇日（〇）午前〇時から
	場 所	高知県〇〇土木事務所 1階会議室

【注意】標準的な日程について（参考）

申請書の提出期限	公告の日から10日後

質疑の締切期日	入札日の8日前
入札参加資格の有無の通知	(申請書提出期限の10日後)
入札参加資格無し理由の説明要求期限	入札参加資格有無の通知から3日後
入札参加資格無し理由の説明要求回答期限	入札参加資格の有無の通知から8日後
最終質疑回答期限	入札日の3日前
入札日	入札参加資格の有無の通知から5日後

第4 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等	1 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1) 2 同種工事の施工実績(様式2)及びその挙証資料 3 配置予定技術者名簿(様式3)及びその挙証資料 4 配置予定技術者の重複について(様式4)(※該当する場合のみ。) 5 平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し
入札書の投かんに際し、提出する書類 【注意】 工事費内訳書提出対象の入札の場合に表記する。	工事費内訳書

第5 入札実施機関(問い合わせ先)

〒780-0000 高知県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
 高知県〇〇土木事務所 総務課 総務班
 電話 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 FAX 〇〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
 E-mail 〇〇〇〇〇@ken.pref.kochi.lg.jp

第6 その他事項

- この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は別添共通事項で示す。この個別事項と共通事項において重複し定められた事項がある場合は、この個別事項を優先する。

【注意】 以下3から5の項目は、必要により追記すること。

- 低入札価格調査における失格基準
 低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。
 - 直接工事費 設計金額の85%
 - 共通仮設費 設計金額の80%
 - 現場管理費 設計金額の90%

(4) 一般管理費等 設計金額の55%

【注意】工場製作がある場合等、案件に応じて以下の項目等を追加する。

- ・直接製作費 設計金額の85%
- ・間接労務費 設計金額の80%
- ・工場管理費 設計金額の90%
- ・機器単体費 設計金額の85%

- 4 この工事に係る設計業務の受託者でないこと。
- 5 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

【注意】一般競争入札の公告において、設計内容の軽微な変更による入札の続行（建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成22年3月31日付け21高建管第1266号土木部長通知）第3の7に定めるところによる。）を行わないものとするときは、下記6を削除し、必要に応じて以降の番号を繰り上げること。

- 6 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。

【注意】予定価格（税込み）が5億円未満の場合は、下記を削除する。

- 7 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。

【注意】年度内支払を行わない場合は、下記を追記する。

- 8 平成28年度の支払（前金払等）については行わない。

公告（共通事項）

高知県が発注する建設工事について、施工体制確認型総合評価方式一般競争入札を事後審査方式により実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種工事の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は、別に一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

なお、公告に関し、共通事項と個別事項において重複して定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

第1 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者。
- 3 公告の日以後落札決定前間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者。
- 4 建設業法（昭和24年法律第100号）第8条第9号及び高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者。
- 5 個別事項で定める要件を満たす者。

第2 入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、以下により、申請書等提出期限までに個別事項で定める申請書等を提出しなければならない。

1 申請書等様式の取得について

入札情報公開システム又は高知県ホームページからのダウンロードによる。

＜アドレス＞

入札情報システム <http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/>

〇〇土木事務所ホームページ（各契約機関のHPアドレスを記載）

2 作成要領等

ダウンロードした様式により下記の申請書等を作成すること。

（1）一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

（2）企業の評価項目一覧表（様式5）及び配置予定技術者の評価項目一覧表（様式6）については、審査を受けようとする項目に○印を付し、申請内容に関する自らの評価点を該当欄に記載すること。申告のあった評価点は、落札候補者の「企業の評価」及び「配置予定技術者の評価」の点数について挙証資料の精査を行い、申告された内容が適当であると認められた場合に当該点数が確定するものとする。

なお、配置予定技術者の評価項目一覧表（様式6）について、申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合又は工場製作（桁製作等）工事の施工経験

のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者として申請する場合には、複数の候補者をもって申請することができるが、その場合には、評価値が低い者を審査対象とする。

3 提出方法

(1) 申請書等

個別事項で定める受付時間に、電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、作成済の電子ファイルを添付して提出すること。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び申請書に添付すべき必要書類の提出がない落札候補者は失格とする。

(2) 電子ファイルの作成方法

ア 電子入札システムに添付する電子ファイルは、次のいずれかのファイル形式により作成すること。また、ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう注意すること。ただし、施工計画を求める総合評価方式における技術提案については、下記①に限る。

- ① Word2007で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.docx又は拡張子.docで保存したもの（以下「Wordファイル」という。）
- ② Excel2007で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.xlsx又は拡張子.xlsで保存したもの
- ③ PDF形式のファイル
- ④ 画像ファイル（JPEG形式又はGIF形式）
- ⑤ 発注者が特に認めたファイル形式（必ず事前に協議すること。）

イ 電子ファイルの圧縮を行う場合は、必ずZIP形式によること。自己解凍形式を含め、他の圧縮形式によるファイルの提出は認めない。

(3) 電子入札システムへの申請登録時に電子ファイルの添付ができない場合（添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、システムの制約による場合に限る。）は、その旨を電話等で入札実施機関契約担当に伝えるとともに、(1)に準じて電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から入札参加資格確認申請を行ったうえで、別に通知する場合を除いて、次のとおり持参又は郵便等により、申請書等提出期間の最終日の午後5時までに提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。

ア 申請書等の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、工事名、工事番号及び開札予定日を明記し、「申請書等」と朱書きして封かんすること（申請書等を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）。また、紙ファイルでの提出の場合、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）には押印が必要なので注意すること。

イ 郵便等による提出の場合は、アの封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「申請書等在中」と朱書きすること。

(4) 提出先・期限

個別事項で定める。

なお、この公告（個別事項を含む。）における「閉庁日」とは、高知県の休日定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条に定める県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）をいう。

第3 設計書等の閲覧について

1 設計書等の閲覧等

設計書等は、入札情報システムにおいて閲覧することができる。

<アドレス> 入札情報システム <http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/>

2 質疑応答

- (1) 質疑書はWordファイル（第2の3（2）①に同じ。）で作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付して入札実施機関へ送付すること。
電子メールに指定形式以外のファイルを添付して送付されたもの又は指定以外の方法による質疑（FAX又は電話によるもの等）には、回答しない。
- (2) 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関契約担当に伝えること。
- (3) 質問に対する回答は、質問を行った者及び第2の入札参加資格確認申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。
- (4) 質疑書提出期限・回答期限
個別事項で定める。

第4 入札方法

- 1 個別事項で定める入札期間に、入札金額を電子入札システムに登録する方法で入札を行うこと。
- 2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。落札決定に当たっては、電子入札システムに登録された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とする。
- 3 建設工事に係る入札では、入札金額の電子入札システム登録時には、当該入札金額の工事費内訳書を作成し、第2の3（2）により電子ファイル化したうえで添付すること。
電子入札システムで添付ファイルとして提出するときは、押印は必要ない。
なお、工事費内訳書の様式は、土木部建設管理課ホームページからダウンロードできる。同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式によらなくてもよいものとする。
また、工事費内訳書を添付していない者が落札候補者となったときは、その者を失格とする。
- 4 電子入札システムへの入札金額登録時に電子ファイルの添付ができない場合（添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、システムの制約による場合に限る。）は、持参又は郵便等により、別に通知する場合を除いて、入札締切日午後5時（再度入札の場合は入札受付期限）までに次の方法で提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。なお、書面により提出される工事費内訳書には押印が必要となるので注意すること。
 - (1) 工事費内訳書の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、工事名、工事番号及び開札予定日を明記し、「工事費内訳書」と朱書きして封かんすること（工事費内訳書を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）。
 - (2) 郵便等による場合は、(1)の封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「工事費内訳書在中」と朱書きすること。
- 5 電子入札システム又は高知県側の障害により電子入札が行えない場合には、当該入札の執行を延期することがある。
また、長期間にわたって電子入札が行えない場合には、建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第5条の規定による入札方法（紙入札書を入札箱に投かんする方法）に切り替えることがある。これらの場合には、入札参加者には別途連絡する。
- 6 入札参加者側の障害（機器の故障等）により電子入札が行えない場合には、その状況によって申請により紙入札書の使用を認めることがある。

- 7 不測の事態により電子証明書の再取得手続が必要となった場合又は天災による通信障害等による場合には、申請により紙入札書の使用を認めることがある。
- 8 前2項で紙入札書の使用を認めた入札者の入札書は、開札時に入札執行者が紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録した後に、登録済みの他の入札を併せて電子入札システムによる開札を行う。
- 9 予定価格が事後公表の入札であって、入札参加者全員の入札が予定価格を上回り、落札となるべき入札がない場合は、2回まで再度入札を行う。再度入札となった場合は、開札後速やかにその旨を電子メールで通知する。
- 10 再度入札における入札の受付期限は、別に通知する場合を除いて、対象となった入札の開札日の翌日（その日が閉庁日の場合は、その日以降直近の開庁日とする。）の午前11時とし、受付期限後に直ちに開札を行う。

入札参加者は、2から7までの方法により入札を行うこと。工事費内訳書の提出期限は、入札受付期限と同様とする。ただし、再度入札の場合、工事費内訳書は電子入札システムによる送付ができないので、再度入札となる旨の通知の際に指定するアドレスあて電子メールでの送付又は4による方法で工事費内訳書を提出すること。

第5 無効の入札

建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）第9条に該当した入札は、無効とする。

第6 失格の入札

建設工事電子競争入札心得第10条に該当した入札者は、失格とする。

第7 入札参加資格の喪失

次の（1）及び（2）に掲げる者のいずれかに該当した者は、この工事の入札に参加できない。既に入札を行った入札参加者については、失格とする。

- （1） 公告の日以後落札決定前に入札参加資格のいずれかを満たさなくなった者。
- （2） 入札参加資格申請において、虚偽の申請をしたことが判明した者。

第8 総合評価の方法

個別事項で定める総合評価項目、評価基準及び配点の得点の合計（以下「評価点」という。）を、当該入札者の入札価格で除して得られた数値（以下「評価値」という。）で評価を行う。ただし、施工体制についての評価は第11による。

（1） 評価点

ア 入札参加資格要件を満たしたすべての者に標準点を与え、これに入札参加者から申告のあった評価項目の加算点を加える。ただし、施工計画の提案を求める総合評価方式において、提案がない者又は不適当な施工計画の提案を行ったと判断される者については、失格とする。また、施工計画の提案において、必要以上の過度な提案（以下「オーバースペック」という。）は、評価しない。オーバースペックの例示は、個別事項で定める。

イ 標準点は100点とする。

ウ 加算点は個別事項で定める。

（2） 評価値

標準点と加算点の合計を、当該入札参加者の入札書記載の価格（単位は「億円」に換算する。）で除して得られた値（小数第4位未満切捨て）とする。

- （3） 評価値が最も高い者を落札候補者とし、この者の評価項目の点数・挙証資料等について精査を行い、申告された内容が適当であると認められた場合に評価値が確

定する。

(4) 評価内容の担保

ア 舗装工事施工体制において、AS舗装工を自社で施工すると申請して加算を受け、落札者となった者については、自社施工の有無を施工中及び完了後に確認を行う。その結果、自社施工を達成していなかった場合には、工事成績評定の減点措置を行う(−8点)。

イ 自社工場(製作)の有無において、高知県内に自社工場を所有し、当該工事における製作物を当該自社工場で製作すると申請して加算を受け、落札者となった者については、当該自社工場で製作したかどうか施工中及び完了後に確認を行う。その結果、自社工場製作を達成していなかった場合には、工事成績評定の減点措置を行う(−8点)。

ウ 落札者には、提案した施工計画の現地での履行を義務づける。県は工事の施工中及び完了後に、施工計画の履行状況について確認・審査を行う。施工計画の提案の履行がなされていないことにつき特に悪質と認められる場合には、虚偽の申告により落札決定を得たものとして指名停止の措置を行う。また、落札者の責により入札時の評価内容が満足できていない場合には、施工計画の評価の項目中、当初評価された項目と施工後の評価とを比較して達成されなかった項目については、1項目につき−2点の減点措置を行う。ただし、減点措置は最大−10点とする。

工事成績減点値 = (A − B) × (−2) 点 (最大−10点とする。)

A : 入札時に提案され、評価された施工計画の項目数

B : A に対して施工後の評価における施工計画の項目数

第9 落札決定の方法

- 1 開札後、入札参加者には保留通知書(事後審査のため、入札結果を保留した旨の通知)を、落札決定後には落札者決定通知書をそれぞれ電子入札システムで送信する。
- 2 開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、評価値が最も高い者を落札候補者とする。
- 3 落札候補者に求める追加書類
開札の結果、落札候補者となった者は、個別事項で定める追加書類を提出しなければならない。

(1) 追加書類作成における共通注意事項

ア 書式はA4版とし、紙ファイルで提出すること。

イ 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事成績情報システム(以下「CORINS」という。)工事カルテ等の挙証資料については、原則としてA4サイズ1枚につき片面に2ページ分を掲載し、かつ、両面印刷とすること(表裏合わせて4ページ分となる。)

ウ 重複する挙証資料は、1部のみ提出で差し支えない。

エ 挙証資料に不足がある等で申請内容等が確認できない場合、当該部分については「実績無し」等、該当がないものとみなす。

(2) 個別書類の作成における注意事項

ア 同種工事の施工実績(様式2)

企業としての同種工事の施工実績を記載すること。

工事内容の確認資料として、CORINSに登録しているCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

イ 配置予定技術者名簿(様式3(単体企業又は共同企業体(代表構成員))、JVにあ

っては様式3（共同企業体（その他構成員）を含む。）

(ア) 配置予定の主任技術者又は監理技術者について、保有資格等及び同種工事への従事経験を求められる入札にあっては、その従事経験を記載すること。

(イ) 申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合又は工場製作（桁製作等）工事施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名で申請する場合には、複数の候補者を記載することができる。その場合には、総合評価においては評価が低い方の者を審査の対象とする。

(ウ) 従事役職は、監理技術者・主任技術者・現場代理人・低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者又は主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限り、従事期間が工期の半分以上を超えていない場合には、実績として認めない。

(エ) 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを必ず添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

ウ 配置予定技術者の重複について（様式4）

配置予定の主任技術者又は監理技術者について、同一人を他の工事の一般競争入札又は公募型指名競争入札（他機関発注のものを含む。）で重複して申請する場合には作成すること。

エ 特定建設工事共同企業体協定書（特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）が行う工事）で提出。様式10）

本協定書は、落札者となり契約締結となった場合でも改めて徴取はしない。したがって、契約締結後の共同企業体の施工は、入札参加申請時に提出された本協定書に基づき行われることになるので、それを前提に作成のこと。

オ 使用印鑑届（JVが行う工事）で提出。様式11）

落札者となり契約締結となった場合には、請負契約関係提出書類の使用印鑑はすべて本届で届け出られた印鑑を使用しなければならないことに注意。

カ 委任状（JVが行う工事）で提出。様式12）

共同企業体工事の入札はすべて代表構成員を相手方とすることになるので、そのための委任行為を明らかにするためのもの。

紙による入札時には、復代理人の選任を要する場合があります、その場合は代表構成員から復代理人への委任状が必要であること。

キ 総合評価方式関係資料の作成要領等

(ア) 申請時に提出した企業の評価項目一覧表（様式5）及び配置予定技術者の評価項目一覧表（様式6）において、審査を受ける項目の有に○印を付した項目について、下表1及び表2の「審査に必要な資料」欄に記載のものを挙証資料として添付すること。なお、同種・類似工事の成績評定において追加書類の不備が1件でもある場合は、平均点の算出ができないため評価点は0点とする。

(イ) 総合評価方式関係資料の先頭頁には表紙を付け、その表紙には入札に参加しようとする工事の工事番号及び工事名並びに事業者名を記入すること。

表1 企業の評価

評価項目	審査に必要な資料
技術力評価	

<p>同種・類似工事の実績の有無</p> <p>※ 平成18年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したもの</p> <p>※ 総合評価の評価対象から除外する工事については個別事項を参照のこと。</p>	<p>○ 同種工事の実績件数一覧表(様式7-1)並びに同種工事ごとのCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写し(工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料)</p>
<p>同種・類似工事の成績評定</p> <p>※ 平成23年度以降に完了した高知県発注工事であって、同種・類似工事に該当する実績を3件提出すること。成績評定の審査対象とする実績が3件に満たない場合は、実績件数として審査を申請するすべての実績を提出すること。</p> <p>※ 総合評価の評価対象から除外する工事については個別事項を参照のこと。</p>	<p>○ 「工事成績評定について(通知)」の写し又は確認ができる発注者証明書等と同種工事が確認できるCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写し(工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は、契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料)</p>
<p>直近の成績評定の最低点</p> <p>※ 前年度に評定(再評定を含む。)された高知県発注工事の全業種の成績評定を対象とする。</p>	
<p>優良工事表彰の有無</p> <p>※ 平成23年度以降に受けた、発注工事と同一業種の表彰に限る。</p> <p>※ 総合評価の評価対象から除外する工事については個別事項を参照のこと。</p>	<p>○ 平成23年度以降に国、地方公共団体等(市町村を除く。)に表彰された賞状の写し</p> <p>○ 表彰を受けた工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写し等、工事の業種が申請案件と同一であることを確認できる資料。</p>
<p>ISOマネジメントシステム 審査登録等の有無</p>	<p>○ 登録証の写しなど。</p>
<p>舗装工事施工体制</p>	<p>○ 舗装工事施工体制(様式7-2、7-3)</p> <p>○ ASフィニッシャの自己保有を証明する書類(車検証の写し又はリース契約書の写し)</p>
<p>地域性・社会性評価</p>	
<p>地域内拠点の有無</p>	<p>○ 建設業許可申請書別表又は別紙二(1)若しくは(2)の写し。(高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を置く者は平成27年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写しで確認できるため、追加書類は不要。)</p> <p>○ 新設した建設業法第3条第1項に規定する営業所を審査対象とする場合、審査を申請する時点において現に設置していることが確認できる資料。</p>

<p>自社工場（製作）の有無</p>	<p>○ 当該工事における製作物を製作可能な工場を県内に自社で所有していることを証明できる書類。併せて過去5年間に当該工場で作成し出荷した代表的なものを掲げたリスト（様式は自由とし、発注者名、工事名、製作・出荷した製作物の型式及び出荷年月日を記載すること）。</p>
<p>若手技術者の育成の状況</p>	<p>○ 当該公告工事の種類に係る建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当し、かつ開札日において41歳未満である若手技術者を現場代理人として配置する場合には、現場代理人配置予定若手技術者名簿（様式7-4）</p> <p>※ 若手技術者を主任技術者又は監理技術者に配置する場合は、追加書類は不要。（配置予定技術者名簿（様式3）で確認する。）</p> <p>※ 入札参加申請時に現場代理人配置予定の若手技術者を特定できない場合には、それぞれの技術者について提出すること。</p> <p>○ 入札参加申請時に申請者と直接的な雇用関係があることがわかるもの（当該若手技術者の健康保険被保険者証等）並びに技術検定合格証明書、監理技術者資格者証、指定講習に係る講習修了証又は実務経験証明書の写し等。</p>
<p>地域ボランティアの有無</p> <p>※ 前年度におけるロードボランティア又はビーチボランティアの活動実績を地域点数に換算（ロードボランティアは1回2点、ビーチボランティアは1回4点）し評価する。</p>	<p>○ 土木事務所長印の押印があるロードボランティア活動実績報告書又はビーチボランティア年度集計報告書の写し（団体としての活動実績の場合は活動実績参加業者報告書を添付すること。）</p>
<p>重機保有の有無</p>	<p>○ 重機保有（様式7-5、7-6）</p> <p>○ 特定自主検査記録表の写し及び以下の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リース契約により重機を保有する場合は当該契約書の写し ・ 保有する重機が車検を受けている場合は、当該車検証の写し
<p>消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況</p>	<p>○ 消防団員加入状況調書（様式7-7）及び証明書（様式7-8）又は消防団協力事業所表示制度の認定を受けていることが確認できる資料</p>
<p>B C P の認定の状況</p>	<p>○ 高知県建設業B C P 審査会又は四国建設業B C P 等審査会の審査を受け、災害時の事業継続力を備えている建設会社として交付された認定証の写し。</p>

<p>独占禁止法違反等による指名停止の状況 (公告日以前1年間)</p> <p>※ 平成25年4月1日以後に公告を行った一般競争入札又は指名通知を行った指名競争入札において独占禁止法第3条又は刑法第96条の6の規定に違反する不正行為があったと認定された場合に限る。</p>	
---	--

表2 配置予定技術者の評価

評価項目	審査に必要な資料
技術力評価	
<p>同種・類似工事への従事実績の有無 ※ 平成18年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したもの</p>	<p>○ 同種工事の実績件数一覧表(様式8)並びに同種工事ごとのCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写し(工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は、契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料)</p>
<p>同種・類似工事の成績評定 ※ 平成23年度以降に完了した高知県発注工事であって、同種・類似工事に該当する実績を3件提出すること。成績評定の審査対象とする実績が3件に満たない場合は、実績件数として審査を申請するすべての実績を提出すること。</p>	<p>○ 「工事成績評定について(通知)」の写し又は確認ができる発注者証明書等と同種工事が確認できるCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写し(工事カルテ等がない場合又は十分でない場合は、契約書、設計図書、図面等の契約内容及び求める工事内容が確認できる資料)</p>
<p>優良工事表彰の有無 ※ 平成23年度以降に受けた、発注工事と同一業種の表彰に限る。</p>	<p>○ 平成23年度以降に国、地方公共団体等(市町村を除く。)に表彰された賞状の写し</p> <p>○ 表彰を受けた工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写し等、工事の業種が申請案件と同一であることを確認できる資料。</p>
<p>継続学習制度(CPD)への取組</p>	<p>○ 平成28年4月1日以降に各団体CPD協議会が発行した学習履歴証明書の写し</p>
<p>配置予定技術者の資格</p>	<p>○ 資格を有することを証する書類(資格者証)の写し</p>

4 追加書類の提出

落札候補者は、下記により個別事項で定める提出期限内に、入札実施機関へ持参又は郵送により提出すること。

ア 追加書類の書面を封筒に入れ、封筒の表に落札候補者名、工事名及び工事番号を明記し、「追加書類在中」と朱書きすること。(追加書類を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。)

イ 郵送の場合は必ず書留郵便とし、アの封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「追加書類在中」と朱書きすること。

5 落札者の決定方法

落札候補者から提出された申請書等及び追加書類の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があり、評価値が最も高い者と認められた場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札候補者について入札参加資格が認められなかった場合又は追加書類を期限までに提出しない場合は、当該落札候補者を失格としたうえで、次順位者から追加書類の提出を求め、審査を行う。

また、審査の結果、落札候補者の評価値に変動があり、順位が入れ替わる場合は、最も評価値が高い者を落札候補者として追加書類の提出を求め、審査を行う。以下、落札者が決定するまで、順に同様の手続を行う。

6 第10又は第11に該当する場合には、その調査又は評価を行った後に落札者を決定する。

7 落札者又は落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、別に通知するところによりくじを実施し、落札候補者を決定する。

第10 低入札価格調査

1 この入札では、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知）の規定に基づき、調査基準価格及び調査基準価格を下回る入札価格の積算において失格とすべき基準（以下「失格基準」という。）を設けるとともに、低入札価格調査（失格調査及び低入札調査）を行う。

調査基準価格は、事後公表とする。

2 入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）において、開札の結果自らが低入札を行っていた場合の低入札価格調査の辞退をあらかじめ申し出ることができる。入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出た入札参加者が、開札の結果低入札を行っていた場合は、その時点で当該入札参加者は失格とする。

3 低入札を行った者（以下「低入札者」という。）が工事費内訳書を提出していないとき、又は落札候補者が工事費内訳書を提出していないときは、その者を失格とする。また、工事費内訳書において、個別事項で定める失格基準の各項目に係る金額の記載がない場合は、工事費内訳書を提出しなかったものとみなし、その者を失格とする。

4 失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が、個別事項で定める失格基準のいずれかを下回るときは、その者を失格とする。

また、低入札者から提出された工事費内訳書の実際の合計額が記載された数字の合計と一致しない等工事費内訳書の記載誤りがある場合又は工事費内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者を失格とする。

5 入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出しておらず、開札の結果失格基準に該当しない低入札者は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。

なお、当該低入札者は、低入札調査資料提出の期限までに別途定める辞退書を提出することにより低入札調査の辞退を申し出ることができる。

6 入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出しておらず、失格基準に該当しない低入札者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該低入札者は失格とする。

また、入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出しておらず、開札の結果失格基準に該当しない低入札者の施工体制評価について、第11の4の表2 施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があ

ると認められるもの」にのみ該当するものとして評価した場合において、評価値でその他の低入札者でない者が最高点となることが明らかなきにおいても、その時点で調査を中止し、当該低入札者の施工体制評価は、施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」のみに該当するものとして評価する。

なお、調査を中止するこれらの場合においては、低入札調査関係資料は徴収しない。

- 7 低入札調査では、低入札調査資料に基づく施工体制評価（第11参照）及びヒアリング調査を行い、土木部低入札価格調査制度審査会において工事請負契約締結の可否を判断して落札決定を行う。
- 8 低入札調査の結果、失格となった者には、事由により指名停止の措置がされること。
- 9 低入札価格調査を行った場合、落札決定された者には落札決定通知、失格となった者には失格通知を行うとともに、落札者及び失格者を除くすべての入札参加者に入札結果を通知する。
- 10 この入札への参加者は、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領及び建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱い（平成21年3月27日付け20高建管第1180号土木部長通知）を熟読のうえ、了知のこと。

第11 施工体制評価

1 評価区分

低入札者（第10の2、3、4又は6の規定に該当し失格となった者は除く。）に関して、当該入札価格水準に応じた工事の品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。低入札者以外の入札参加者は、品質確保の実効性、施工体制確保の確実性とも、施工体制評価は満点として評価する。

(1) 品質確保の実効性

当該入札価格における積算内容で適正な施工が実現されるか、積算根拠に資材発注業者、下請業者等の見積価格が適正に反映されているかを評価する。

評価対象経費は、直接工事費及び共通仮設費とする。

（※その他工場製作における直接製作費、間接労務費等が含まれる。）

(2) 施工体制確保の確実性

当該入札価格における積算内容で、工事現場就労者、資材発注業者及び下請業者等にしわ寄せが及ぶことのない施工体制がどの程度確保できるかを評価する。

評価対象経費は、現場管理費及び一般管理費とする。

（※その他工場製作における工場管理費等が含まれる。）

2 施工体制評価点

品質確保の実効性、施工体制確保の確実性について、企業評価型では、各々「良」（5点）、「可」（2点）、「不可」（0点）とし、その合計点を施工体制評価点（満点10点）とする。施工計画型では各々「良」（10点）、「可」（4点）、「不可」（0点）とし、その合計点を施工体制評価点（満点20点）とする。なお、技術提案型及び高度技術提案型総合評価方式においては、個別事項に定めるとおりとする。

3 施工体制評価の取扱い

(1) 施工体制評価の加算点への反映（小数点第5位以下切捨とする。）

開札時の加算点（仮）×（施工体制評価点÷施工体制評価点の満点）

(2) 技術評価点の算定

標準点＋開札時の加算点（仮）×（施工体制評価点÷施工体制評価点の満点）＋
施工体制評価点

4 施工体制評価基準

(1) 品質確保の実効性の評価基準は表1、施工体制確保の確実性の評価基準は表2のと

おりであり、「良」は減点指数の合計が0のものとし、「可」は減点指数の合計が6未満のもの、「不可」は減点指数の合計が6以上のものとする。

(2) 評価基準中の「標準積算基準」とは、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準をいい、経費項目の区分の適否は標準積算基準により評価する。

表1 品質確保の実効性評価基準

減 点 評 価 項 目	減 点 指 数
1 積算の直接工事費若しくは共通仮設費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの（見積書が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの	6
3 下請等見積書の見積金額未満の積算項目があるもの	6
4 下請等見積書の仕様内容と一致しない積算があるもの	6
5 設計図書と異なる仕様で経費が計上されているもの	6
6 直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
7 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のものがあるもの（項目数は問わず、複数項目でも重複減点はしない。）	4
8 共通仮設費に設計図書で指定した安全費の積上計上がないもの	4
9 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	2
10 直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2

注1 4及び5の「仕様」とは、設計図書で指定した工法又は製品をいう。

2 4は、下請等見積書ではA製品の見積である一方、B製品を使用した積算になっているような場合に該当する。

3 6は、積算根拠に関して書面上明確ではないが、低入札調査ヒアリングで確認できた場合をいう。例えば、機材を使用する工事で、機材使用に関する経費の積算が書面上なく、ヒアリング時に減価償却済みの自社保有機材のため未計上であることが確認できたような場合に該当する。ただし、この場合でも、燃料代等の機材の稼動に直接必要な経費は直接工事費に計上されていなければならない。

なお、低入札調査ヒアリングにおいても積算根拠が不明な場合には、2に該当する。

4 7及び9の「積算項目」とは、土木工事標準積算基準新土木工事積算大系における種別（レベル3）又は公共建築工事積算基準における科目に該当する項目をいい、各々の項目において設計金額と比較のうえ評価する。

5 8は、設計図書に積上計上された安全費の項目がない場合には、減点対象とはしない。

表2 施工体制確保の確実性評価基準

減 点 評 価 項 目	減 点 指 数
1 積算の現場管理費若しくは一般管理費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 現場管理費若しくは一般管理費の積算に内訳の記載がないもの又は積算根拠が不明なもの	6
3 現場管理費又は一般管理費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
4 現場管理費に安全訓練等に要する費用又は法定福利費の計上がないもの	4
5 提出資料に「その価格により入札した理由」又は「経費節減が図られた理由」の記載がないもの（記載内容が不明瞭な場合を含む。）	4
6 契約の保証が現金以外のものであるにもかかわらず、一般管理費に契約保証費の計上がないもの	2
7 提出資料が不足するもの（下請等見積書の場合は除く。）	2
8 監理技術者又は主任技術者に加えて1名専任配置しなければならない技術者が書面上明確でないもの	2
9 現場管理費又は一般管理費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2
10 工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの	2

注1 3は、例えば、警備員の外注で、労務賃以外の必要経費の負担は現場管理費の外注経費に計上すべきところ計上がなく、ヒアリング時に共通仮設費の安全費に計上されていることが確認できたような場合に該当する（この場合には、9にも該当してくることに注意。）。

なお、低入札調査ヒアリングにおいても積算根拠が不明な場合には、2に該当する。

2 4の「安全訓練等に要する費用」（公共建築工事積算基準では「労務管理費」を含む。）とは現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用であり、「法定福利費」とは、現場従業員及び現場労働者に関する労働災害保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額である。

3 5の「記載内容が不明瞭な場合」とは、例えば「その価格により入札した理由」として「自社保有の機械が有効に活用できる。」（これは、「経費節減が図られた理由」に該当する。）と、「経費節減が図られた理由」として「恒常的に取引のある資材購入先及び下請業者の全面的協力により低価格での調達が可能。」（理由が具体的でなく、下請業者等に無理強いしている可能性も排除できない。）と記載しているような場合に該当する。

4 10は、低入札調査の実施によって低入札でない工事に比べて契約締結日が遅れる、下請予定業者の見積書において法定福利費が計上されていない等の場合をいう。

第12 低入札工事の特例

低入札者が受注者となり施工する工事（以下「低入札工事」という。）では、次のとおり取り扱う。

- 1 建設工事請負契約書（金銭的保証タイプ）（以下「契約書」という。）第4条に定める保証の額は請負代金額の10分の3以上、同第46条に定める契約解除に伴う違約金の額は10分の3となること。
- 2 契約書第34条に定める前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内となること。
- 3 短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更に関する協議を実施する「出来高部分払方式」が適用されること。
- 4 契約書第10条に定める主任技術者又は監理技術者に加えて建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者を1名増員し、工事現場に専任で配置する必要があること。
- 5 契約書第44条に定める瑕疵の修補又は損害賠償の請求ができる期間は、木造の建物等及び設備工事等の場合には2年（コンクリート造等の建物又は土木工作物等の建設工事の場合には4年）以内となること。
- 6 瑕疵担保期間中は、受注者において年1回現地確認を行い、発注者に報告すること。
- 7 低入札工事における工事監督は高知県建設工事監督技術基準に定める重点監督とし、低入札価格調査時の申立てと施工の実態が異なるなど、県の定める低入札関係の規定又は契約書の規定に違反したと認められる場合には、指名停止の措置を行う。

第13 入札保証

免除する。

第14 契約保証

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。落札者が低入札者である場合は、第12の1による。

- 1 保証金（現金に限る。）
- 2 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- 3 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- 4 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第15 その他の留意事項

- 1 この入札への参加者は、建設工事電子競争入札心得及び高知県建設工事電子競争入札の取扱いについて（平成22年1月15日付け21高建管第940号土木部長通知）を了知すること。
- 2 この入札は、入札参加資格確認申請を行った者が無い場合又は入札辞退等により入札参加者が無くなった場合には行わない。ただし、入札参加資格確認申請を行った者が1者でもあり、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは入札を行う。
- 3 この入札において一度提出された入札書及び工事費内訳書は差し替え、訂正等を行うことはできない。
- 4 この入札において提出された申請書等及び追加書類は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- 5 申請書等及び追加書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
- 6 施工計画を求める総合評価方式における入札においては、提出した技術提案に基づく入札を行うこと。技術提案に基づく施工に関しては、変更契約の対象としない。

- 7 申請書等及び追加書類は、申請者の承諾を得ることなく入札参加資格及び総合評価における評価点の確認以外の目的では使用しない。
- 8 入札参加者への入札参加資格有無の通知は、落札候補者を失格とした場合の失格通知を除いて行わない。電子入札システムにより第2の3の入札参加資格確認申請を行い、受信確認通知を受けた者は、入札に参加することができる。
- 9 申請書等及び追加書類への虚偽の記載が判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 10 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - (1) 高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - (2) 高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。
 - (3) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - (4) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
 - (5) その他の事由により第1又は個別事項に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。
- 11 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人（この入札の総合評価に係る現場代理人配置予定若手技術者名簿で提出した者を含む。）及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定を取り消すことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約を解除することがある。
- 12 契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの建設管理課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。

＜アドレス＞ 建設管理課ページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/>
- 13 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後の支払方法の変更は、認めない。

なお、落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式を適用し、中間前金払は適用しない。
- 14 この入札の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- 15 この工事において、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円以上（工事が建築一式工事の場合は4,500万円以上になるものに限る。）となる場合は、原則として、建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいう。以下同じ。）のうち次の（1）から（3）までに定める届出の義務がありながらそれを履行していない者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を、受注者が直接下請契約を締結する場合の相手方（以下「一次下請業者」という。）とすることを認めず、これを契約書において定めるものとする。

なお、一次下請業者が社会保険等未加入建設業者であることが判明した場合には、契約書に別途定める違約罰としての制裁金の請求、高知県建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止及び工事成績評定における減点の措置を取ることがある。

 - (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

公告（共通事項）

高知県が発注する建設工事について、一般競争入札を事後審査方式により実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種工事の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は、別に一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

なお、公告に関し、共通事項と個別事項において重複して定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

第1 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者。
- 3 公告の日以後落札決定前間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者。
- 4 建設業法（昭和24年法律第100号）第8条第9号及び高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者。
- 5 個別事項で定める要件を満たす者。

第2 入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、以下により、申請書等提出期限までに個別事項で定める申請書等を提出しなければならない。

1 申請書等様式の取得について

入札情報公開システム又は高知県ホームページからのダウンロードによる。

<アドレス>

入札情報システム <http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/>

〇〇土木事務所ホームページ（各契約機関のHPアドレスを記載）

2 提出方法

（1）申請書等

個別事項で定める受付時間に、電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、作成済の電子ファイルを添付して提出すること。なお、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）の提出がない落札候補者は失格とする。

（2）電子ファイルの作成方法

ア 電子入札システムに添付する電子ファイルは、次のいずれかのファイル形式により作成すること。また、ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう注意すること。ただし、施工計画を求める総合評価方式における技術提案については、下記①に限る。

① Word2007で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.docx又は拡張子.docで保存

したもの（以下「Wordファイル」という。）

② Excel2007で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.xlsx又は拡張子.xlsで保存したもの

③ PDF形式のファイル

④ 画像ファイル（JPEG形式又はGIF形式）

⑤ 上記のほか、発注者が特に認めたファイル形式（必ず事前に協議すること。）

イ 電子ファイルの圧縮を行う場合は、必ずZIP形式によること。自己解凍形式を含め、他の圧縮形式によるファイルの提出は認めない。

(3) 電子入札システムへの申請登録時に電子ファイルの添付ができない場合（添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、システムの制約による場合に限る。）は、その旨を電話等で入札実施機関契約担当に伝えるとともに、(1)に準じて電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から入札参加資格確認申請を行ったうえで、別に通知する場合を除いて、次のとおり持参又は郵便等により、申請書等提出期間の最終日の午後5時までに提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。

ア 申請書等の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、工事名、工事番号及び開札予定日を明記し、「申請書等」と朱書きして封かんすること（申請書等を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）。また、紙ファイルでの提出の場合、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）には押印が必要なので注意すること。

イ 郵便等による提出の場合は、アの封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「申請書等在中」と朱書きすること。

(4) 提出先・期限

個別事項で定める。

なお、この公告（個別事項を含む。）における「閉庁日」とは、高知県の休日定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条に定める県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）をいう。

第3 設計書等の閲覧について

1 設計書等の閲覧等

設計書等は、入札情報システムにおいて閲覧することができる。

<アドレス> 入札情報システム <http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/>

2 質疑応答

(1) 質疑書はWordファイル（第2の2（2）①に同じ。）で作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付して入札実施機関へ送付すること。

電子メールに指定形式以外のファイルを添付して送付されたもの又は指定以外の方法による質疑（FAX又は電話によるもの等）には回答しない。

(2) 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関契約担当に伝えること。

(3) 質問に対する回答は、質問を行った者及び第2の入札参加資格確認申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。

(4) 質疑書提出期限・回答期限

個別事項で定める。

第4 入札方法

1 個別事項に定める入札期間に、入札金額を電子入札システムに登録する方法で入札を行

うこと。

- 2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。落札決定に当たっては、電子入札システムに登録された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とする。
- 3 建設工事に係る入札では、入札金額の電子入札システム登録時には、当該入札金額の工事費内訳書を作成し、第2の2（2）により電子ファイル化したうえで添付すること。電子入札システムで添付ファイルとして提出されるのときは、押印は必要ない。
なお、工事費内訳書の様式は、土木部建設管理課ホームページからダウンロードできる。また、同様式に記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式によらなくてもよいものとする。
また、工事費内訳書を添付していない者が落札候補者となったときは、その者を失格とする。
- 4 電子入札システムへの入札金額登録時に電子ファイルの添付ができない場合（添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、システムの制約による場合に限る。）は、次により持参又は郵便等により、別に通知する場合を除いて、入札締切日午後5時（再度入札の場合は入札受付期限）までに次の方法で提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。なお、書面により提出される工事費内訳書には押印が必要となるので注意すること。
 - （1） 工事費内訳書の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、工事名、工事番号及び開札予定日を明記し、「工事費内訳書」と朱書きして封かんすること（工事費内訳書を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）。
 - （2） 郵便等による場合は、アの封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「工事費内訳書在中」と朱書きすること。
- 5 電子入札システム又は高知県側の障害により電子入札が行えない場合には、当該入札の執行を延期することがある。
また、長期間にわたって電子入札が行えない場合には、建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第5条の規定による入札方法（紙入札書を入札箱に投かんする方法）に切り替えることがある。これらの場合には、入札参加者には別途連絡する。
- 6 入札参加者側の障害（機器の故障等）により電子入札が行えない場合には、その状況によって申請により紙入札書の使用を認めることがある。
- 7 不測の事態により電子証明書の再取得手続が必要となった場合又は天災による通信障害等による場合には、申請により紙入札書の使用を認めることがある。
- 8 前2項で紙入札書の使用を認めた入札者の入札書は、開札時に入札執行者が紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録した後に、登録済みの他の入札を併せて電子入札システムによる開札を行う。
- 9 予定価格が事後公表の入札であって、入札参加者全員の入札が予定価格を上回り、落札となるべき入札がない場合は、2回まで再度入札を行う。再度入札となった場合は、開札後速やかにその旨を電子メールで通知する。
- 10 再度入札における入札の受付期限は、別に通知する場合を除いて、対象となった入札の開札日の翌日（その日が閉庁日の場合は、その日以降直近の開庁日とする。）の午前11時とし、受付期限後に直ちに開札を行う。

入札参加者は、2から7までの方法により入札を行うこと。工事費内訳書の提出期限は、入札受付期限と同様とする。ただし、再度入札の場合、工事費内訳書は電子入札システムによる送付ができないので、再度入札となる旨の通知の際に指定するアドレスあ

て電子メールでの提出又は4による方法で工事費内訳書を提出すること。

第5 無効の入札

建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）第9条に該当した入札は、無効とする。

第6 失格の入札

建設工事電子競争入札心得第10条に該当した入札者は、失格とする。

第7 入札参加資格の喪失

次の（1）及び（2）に掲げる者のいずれかに該当した者は、この工事の入札に参加できない。既に入札を行った入札参加者については、失格とする。

- （1） 公告の日以後落札決定前の中に入札参加資格のいずれかを満たさなくなった者。
- （2） 入札参加資格申請において、虚偽の申請をしたことが判明した者。

第8 落札決定の方法

- 1 開札後、入札参加者には保留通知書（事後審査のため、入札結果を保留した旨の通知）を、落札決定後には落札者決定通知書をそれぞれ電子入札システムで送信する。
- 2 開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、次に該当する者を落札候補者とする。
 - （1） 調査基準価格が設定された入札にあっては、最も低い金額の入札を行った者。
 - （2） 最低制限価格が設定された入札にあっては、入札書記載金額が予定価格と最低制限価格の範囲内で最も低い金額の入札を行った者。
- 3 落札候補者に求める追加書類
開札の結果、落札候補者となった者は、個別事項で定める追加書類を提出しなければならない。
 - （1） 追加書類作成における共通注意事項
 - ア 書式はA4版とし、紙ファイルで提出すること。
 - イ 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「CORINS」という。）工事カルテ等の挙証資料については、原則としてA4サイズ1枚につき片面で2ページ分を掲載し、かつ、両面印刷とすること（表裏合わせて4ページ分となる。）。
 - ウ 重複する挙証資料は、1部のみ提出で差し支えない。
 - エ 挙証資料に不足がある等で申請内容等が確認できない場合、該当するものについては「実績無し」等、該当がないものとみなす。
 - （2） 個別書類の作成における注意事項
 - ア 同種工事の施工実績（様式2）
企業としての同種工事の施工実績を記載すること。
工事内容の確認資料として、CORINSに登録しているCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。
 - イ 配置予定技術者名簿（様式3）
 - （ア）配置予定の主任技術者又は監理技術者について、保有資格等及び同種工事への従事経験を求められる入札にあっては、その従事経験を記載すること。
 - （イ）申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合又は工場製作（桁製作等）工事施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者

を合わせた2名で申請する場合には、複数の候補者を記載することができる。

(ウ) 従事役職は、監理技術者・主任技術者・現場代理人・低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者又は主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限り、従事期間が工期の半分を超えていない場合には、実績として認めない。

(エ) 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを必ず添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

ウ 配置予定技術者の重複について（様式4）

配置予定の主任技術者又は監理技術者について、同一人を他の工事の一般競争入札又は公募型指名競争入札（他機関発注のものを含む。）で重複して申請する場合には作成すること。

4 追加書類の提出

落札候補者は、下記により個別事項で示す提出期限内に入札実施機関に持参又は郵送により提出すること。

ア 追加書類の書面を封筒に入れ、封筒の表に落札候補者名、工事名及び工事番号を明記し、「追加書類在中」と朱書きすること。（追加書類を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）

イ 郵送の場合は必ず書留郵便とし、アの封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「追加書類在中」と朱書きすること。

5 落札者の決定方法

落札候補者から提出された申請書等及び追加書類の審査を行い、審査の結果、入札参加資格がある場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

落札候補者について入札参加資格が認められなかった場合又は追加書類を期限までに提出しない場合は、当該落札候補者を失格としたうえで、次順位者から追加書類の提出を求め、審査を行う。

なお、落札者が決定するまで、順に同様の手続を行う。

6 第9に該当する場合には、その調査を行った後に落札者を決定する。

7 落札者又は落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、電子入札システムによるくじを実施し、落札者を決定する。

第9 低入札価格調査

低入札価格調査制度が適用された入札であって、低入札があった入札においては、次のとおり取り扱う。

1 この入札では、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知）の規定に基づき、調査基準価格及び調査基準価格を下回る入札価格の積算において失格とすべき基準（以下「失格基準」という。）を設けるとともに、低入札価格調査（失格調査及び低入札調査）を行う。

調査基準価格は、事後公表とする。

2 入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）において、開札の結果自らが低入札を行っていた場合の低入札価格調査の辞退をあらかじめ申し出ることができる。入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出た入札参加者が、開札の結果低入札を行っていた場合は、その時点で当該入札参加者は失格とする。

3 低入札を行った者（以下「低入札者」という。）が工事費内訳書を提出していないとき、

又は落札候補者が工事費内訳書を提出していないときは、その者を失格とする。また、工事費内訳書において、個別事項で定める失格基準の各項目に係る金額の記載がない場合は、工事費内訳書を提出しなかったものとみなし、その者を失格とする。

- 4 失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が個別事項で定める失格基準のいずれかを下回るときは、その者を失格とする。

また、低入札者から提出された工事費内訳書の実際の合計額が記載された数字の合計と一致しない等工事費内訳書の記載誤りがある場合又は工事費内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者を失格とする。

- 5 入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出ておらず、開札の結果失格基準に該当しない低入札者は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。

なお、当該低入札者は、低入札調査資料提出の期限までに別途定める辞退書を提出することにより低入札調査の辞退を申し出ることができる。

- 6 入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出ておらず、開札の結果失格基準に該当しない低入札者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該低入札者は失格とする。辞退の申し出により調査を中止する場合には、低入札調査関係資料は徴収しない。

- 7 低入札調査では、低入札調査資料に基づくヒアリング調査を行い、土木部低入札価格調査制度審査会において工事請負契約締結の可否を判断して落札決定を行う。

- 8 低入札調査の結果、失格となった者には、事由により指名停止の措置がされること。

- 9 低入札価格調査を行った場合、落札決定された者には落札決定通知、失格となった者には失格通知を行うとともに、落札者及び失格者を除くすべての入札参加者に入札結果を通知する。

- 10 この入札への参加者は、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領及び建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱い（平成21年3月27日付け20高建管第1180号土木部長通知）を熟読のうえ、了知のこと。

第10 低入札工事の特例

低入札者が受注者となり施工する工事（以下「低入札工事」という。）では、次のとおり取扱う。

- 1 建設工事請負契約書（金銭的保証タイプ）（以下「契約書」という。）第4条に定める保証の額は請負代金額の10分の3以上、同第46条に定める契約解除に伴う違約金の額は10分の3となること。

- 2 契約書第34条に定める前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内となること。

- 3 短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更に関する協議を実施する「出来高部分払方式」が適用されること。

- 4 契約書第10条に定める主任技術者又は監理技術者に加えて建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者を1名増員し、工事現場に専任で配置する必要があること。

- 5 契約書第44条に定める瑕疵の修補又は損害賠償の請求ができる期間は、木造の建物等及び設備工事等の場合には2年（コンクリート造等の建物又は土木工作物等の建設工事の場合には4年）以内となること。

- 6 瑕疵担保期間中は、受注者において年1回現地確認を行い、発注者に報告すること。

- 7 低入札工事における工事監督は高知県建設工事監督技術基準に定める重点監督とし、低入札価格調査時の申立てと施工の実態が異なるなど、県の定める低入札関係の規定又は契約書の規定に違反したと認められる場合には、指名停止の措置を行う。

第11 入札保証
免除する。

第12 契約保証

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。落札者が低入札者である場合は、第10の1による。

- 1 保証金（現金に限る。）
- 2 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- 3 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- 4 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第13 その他の留意事項

- 1 この入札への参加者は、建設工事電子競争入札心得及び高知県建設工事電子競争入札の取扱いについて（平成22年1月15日付け21高建管第940号土木部長通知）を了知すること。
- 2 この入札は、入札参加資格確認申請を行った者が無い場合又は入札辞退等により入札参加者が無くなった場合には行わない。ただし、入札参加資格確認申請を行った者が1者でもあり、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは入札を行う。
- 3 この入札において一度提出された入札書及び工事費内訳書は差し替え、訂正等を行うことはできない。
- 4 この入札において提出された申請書等及び追加書類は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- 5 申請書等及び追加書類の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
- 6 申請書等及び追加書類は、申請者の承諾を得ることなく入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。
- 7 入札参加者への入札参加資格有無の通知は、落札候補者を失格とした場合の失格通知を除いて行わない。電子入札システムにより第2の2の入札参加資格確認申請を行い、受信確認通知を受けた者は、入札に参加することができる。
- 8 申請書等及び追加書類への虚偽の記載が判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 9 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - (1) 高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - (2) 高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。
 - (3) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - (4) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
 - (5) その他の事由により第1又は個別事項に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。
- 10 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定を取り消すことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難と

なった場合には、契約を解除することがある。

- 11 契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの建設管理課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。

<アドレス> 建設管理課ページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/>

- 12 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後の支払方法の変更は、認めない。

なお、落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式を適用し、中間前金払は適用しない。

- 13 この入札の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

- 14 この工事において、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円以上（工事が建築一式工事の場合は4,500万円以上になるものに限る。）となる場合は、原則として、建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいう。以下同じ。）のうち次の（1）から（3）までに定める届出の義務がありながらそれを履行していない者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を、受注者が直接下請契約を締結する場合の相手方（以下「一次下請業者」という。）とすることを認めず、これを契約書において定めるものとする。

なお、一次下請業者が社会保険等未加入建設業者であることが判明した場合には、契約書に別途定める違約罰としての制裁金の請求、高知県建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止及び工事成績評定における減点の措置を取ることがある。

（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

公告（共通事項）

高知県が発注する建設工事について、一般競争入札を実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種工事の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は、別に一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

なお、公告に関し、共通事項と個別事項において重複して定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

第1 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者。
- 3 公告の日以後落札決定前間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者。
- 4 建設業法（昭和24年法律第100号）第8条第9号及び高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者。
- 5 個別事項で定める要件を満たす者。

第2 入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、以下により、申請書等提出期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書、配置予定技術者名簿、その他必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この工事の入札に参加することができる。

1 申請書等の様式

入札情報公開システム又は高知県ホームページからダウンロードした様式による。

<アドレス>

入札情報システム <http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/>

〇〇土木事務所ホームページ（各契約機関のHPアドレスを記載）

2 作成要領

個別事項で定められた提出書類を下記により作成し、提出すること。

(1) 同種工事の施工実績（様式2）

ア 企業としての同種工事の施工実績を記載すること。

イ 工事内容の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（CORINS）に登録しているCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない

い場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

(2) 配置予定技術者名簿（様式3）

ア 配置予定の主任技術者又は監理技術者について、保有資格等及び同種工事への従事経験を求められる入札にあつては、その従事経験を記載すること。

イ 申請書の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合又は工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名で申請する場合には、複数の候補者を記載することができる。

ウ 従事役職は、監理技術者・主任技術者・現場代理人・低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者又は主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限り、従事期間が工期の半分を超えていない場合には、実績として認めない。

エ 記載内容の確認資料として、健康保険証、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを必ず添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

(3) 配置予定技術者の重複について（様式4）

配置予定の主任技術者又は監理技術者について、同一人を他の工事の一般競争入札又は公募型指名競争入札（他機関発注のものを含む。）で重複して申請する場合には提出すること。

(4) 平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写しを添付すること。

3 提出期間・提出先

個別事項で定める。

なお、この公告（個別事項を含む。）における「閉庁日」とは、高知県の休日定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条に定める県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）をいう。

第3 設計書等の閲覧について

1 設計書等の閲覧等

設計図書は、入札情報システムのほか、当該入札実施機関の閲覧室において閲覧することができる。閲覧に際しては、閲覧室に掲示する注意事項を遵守すること。

<アドレス> 入札情報システム <http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/>

2 質疑応答

(1) 質疑書は、Word2007により読み込めるファイル形式のうち、拡張子.docx又は拡張子.docで作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付して入札実施機関へ送付すること。

電子メールに指定形式以外のファイルを添付して送付されたもの又は指定以外の方法による質疑には、回答しない。

(2) 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関契約担当に伝えること。

(3) 質問に対する回答は、質問を行った者及び第2の入札参加資格確認申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。

(4) 質疑書提出期限・回答期限

個別事項で定める。

第4 入札参加資格の確認等

1 入札参加資格の確認

(1) 資格確認通知

申請書の提出のあった者には、入札参加資格の確認結果を入札参加資格確認通知で通知する。確認は申請書等の提出期限日に行うものとし、その結果は個別事項で定める日までに申請者に対して通知する。

確認通知を受けた者は、速やかに受領書を返送すること。

(2) 入札参加資格がないと認められた者

その理由について、次の要領で知事に対して説明を求めることができる。

ア 方法

書面（様式自由）を入札実施機関の総務課契約担当へ持参する。郵送、FAX 等によるものは認めない。

イ 回答

説明を求められた者に対する回答は、書面によって行う。

2 入札参加資格の喪失

入札参加資格確認通知を受けた後、次のいずれかに該当した者は、この工事の入札に参加できない。

(1) 入札参加資格のいずれかを満たさなくなった者。

(2) 入札参加資格申請において、虚偽の申請をしたことが判明した者。

3 入札方法について

(1) 郵便等による入札は、認めない。

(2) 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。

(3) 入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

4 工事費内訳書の提出について

建設工事に係る入札において、入札参加者は、入札書の投かんに際し、全員必ず入札書に記載される入札金額に係る工事費内訳書を提出しなければならない。工事費内訳書の作成を代理人に委任すること及びその場で作成することは認めず、工事費内訳書の提出のない入札参加者は失格とする。

第5 入札保証

免除する。

第6 無効の入札

建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第9条に該当した入札は、無効とする。

第7 失格の入札

建設工事競争入札心得第10条に該当した入札者は、失格とする。

第8 落札決定の方法

開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、次に該当する者を落札者又は落札候補者とする。

(1) 調査基準価格が設定された入札にあっては、最も低い金額の入札を行った者。

- (2) 最低制限価格が設定された入札にあっては、入札書記載金額が予定価格と最低制限価格の範囲内で最も低い金額の入札を行った者。

第9 低入札価格調査

調査基準価格が設定された入札において、入札書記載金額が調査基準価格を下回る入札（以下「低入札」という。）があった場合は、次のとおり取り扱う。

- 1 この入札では、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領（平成19年6月20日付け19高建管第270号副知事通知）の規定に基づき、調査基準価格及び調査基準価格を下回る入札価格の積算において失格とすべき基準（以下「失格基準」という。）を設けるとともに、低入札価格調査（失格調査及び低入札調査）を行う。
調査基準価格は、事後公表とする。
- 2 入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）において、開札の結果自らが低入札を行っていた場合の低入札価格調査の辞退をあらかじめ申し出ることができる。入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出た入札参加者が、開札の結果低入札を行っていた場合は、その時点で当該入札参加者は失格とする。
- 3 低入札があったときは入札結果を保留し、失格調査及び低入札調査により落札者を決定する。
- 4 低入札を行った者（以下「低入札者」という。）が工事費内訳書を提出していないとき、又は落札候補者が工事費内訳書を提出していないときは、その者を失格とする。また、工事費内訳書において、個別事項で定める失格基準の各項目に係る金額の記載がない場合は、工事費内訳書を提出しなかったものとみなし、その者を失格とする。
- 5 失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が個別事項第6で定める失格基準のいずれかを下回るときは、その者を失格とする。
また、低入札者から提出された工事費内訳書の実際の合計額が記載された数字の合計と一致しない等工事費内訳書の記載誤りがある場合又は工事費内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者を失格とする。
- 6 入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出ておらず、開札の結果失格基準に該当しない低入札者は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。
なお、当該低入札者は、低入札調査資料提出の期限までに別途定める辞退書を提出することにより低入札調査の辞退を申し出ることができる。
- 7 入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出ておらず、開札の結果失格基準に該当しない低入札者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該低入札者は失格とする。辞退の申し出により調査を中止する場合には、低入札調査関係資料は徴収しない。
- 8 低入札調査では、低入札調査資料に基づくヒアリング調査を行い、土木部低入札価格調査制度審査会において工事請負契約締結の可否を判断して落札決定を行う。
- 9 低入札調査の結果、失格となった者には、事由により指名停止の措置がされること。
- 10 低入札価格調査を行った場合、落札決定された者には落札決定通知、失格となった者には失格通知を行うとともに、落札者及び失格者を除くすべての入札参加者に入札結果を通知する。
- 11 この入札への参加者は、建設工事低入札価格調査制度事務処理要領及び建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の取扱い（平成21年3月27日付け20高建管第1180号土木部長通知）を熟読のうえ、了知のこと。

第10 契約保証

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。落札者が低入札者である場合は、第11の1による。

- 1 保証金（現金に限る。）
- 2 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- 3 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- 4 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第11 低入札工事の特例

低入札者が受注者となり施工する工事（以下「低入札工事」という。）では、次のとおり取り扱う。

- 1 建設工事請負契約書（金銭的保証タイプ）（以下「契約書」という。）第4条に定める保証の額は請負代金額の10分の3以上、同第46条に定める契約解除に伴う違約金の額は10分の3となること。
- 2 契約書第34条に定める前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内となること。
- 3 短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更に関する協議を実施する「出来高部分払方式」が適用されること。
- 4 契約書第10条に定める主任技術者又は監理技術者に加えて建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者を1名増員し、工事現場に専任で配置する必要があること。
- 5 契約書第44条に定める瑕疵の修補又は損害賠償の請求ができる期間は、木造の建物等及び設備工事等の場合には2年（コンクリート造等の建物又は土木工作物等の建設工事の場合には4年）以内となること。
- 6 瑕疵担保期間中は、受注者において年1回現地確認を行い、発注者に報告すること。
- 7 低入札工事における工事監督は高知県建設工事監督技術基準に定める重点監督とし、低入札価格調査時の申立てと施工の実態が異なるなど、県の定める低入札関係の規定又は契約書の規定に違反したと認められる場合には、指名停止の措置を行う。

第12 その他の留意事項

- 1 この入札への参加者は、建設工事競争入札心得を了知すること。
- 2 この入札は、入札参加資格確認申請を行った者が無い場合又は入札辞退等により入札参加者が無くなった場合には行わない。ただし、入札参加が受理された者が1者でもあり、当該入札参加者が入札を辞退し、又は入札参加資格を喪失しない限りは入札を行う。
- 3 この入札において一度提出された入札書及び工事費内訳書は差し替え、訂正等を行うことはできない。
- 4 この入札において提出された申請書等は返却しない。また、提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- 5 申請書等の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。
- 6 申請書等は、申請者の承諾を得ることなく入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。
- 7 申請書等及び追加書類への虚偽の記載が判明した場合には、当該申請を無効とするともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 8 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - (1) 高知県建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - (2) 高知県建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。
 - (3) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。

- (4) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき。
- (5) その他の事由により第1又は個別事項に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。
- 9 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取り消しを行うことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。
- 10 契約書の案及びその書式は、高知県ホームページの建設管理課ページ及び入札実施機関において閲覧することができる。
- ＜アドレス＞ 建設管理課ページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171301/>
- 11 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後の支払方法の変更は、認めない。
- なお、落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式を適用し、中間前金払は適用しない。
- 12 この入札の手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- 13 この工事において、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円以上（工事が建築一式工事の場合は4,500万円以上になるものに限る。）となる場合は、原則として、建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいう。以下同じ。）のうち次の（1）から（3）までに定める届出の義務がありながらそれを履行していない者（以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を、受注者が直接下請契約を締結する場合の相手方（以下「一次下請業者」という。）とすることを認めず、これを契約書において定めるものとする。
- なお、一次下請業者が社会保険等未加入建設業者であることが判明した場合には、契約書に別途定める違約罰としての制裁金の請求、高知県建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止及び工事成績評定における減点の措置を取ることがある。
- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

様式一覧表（電子入札・事後審査・総合評価方式）

	工事費内訳書
様式1（単体企業用）	一般競争入札参加資格確認申請書
様式1（共同企業体用）	一般競争入札参加資格確認申請書
様式2（単体企業用、共同企業体用・代表構成員）	同種工事の施工実績
様式3（単体企業用、共同企業体用・代表構成員）	配置予定技術者名簿
様式3（共同企業体用・その他構成員）	配置予定技術者名簿
様式4（単体企業用）	配置予定技術者の重複について
様式4（共同企業体用）	配置予定技術者の重複について
様式5	企業の評価項目一覧表
様式6	配置予定技術者の評価項目一覧表
様式7-1	企業の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表
様式7-2	舗装工事施工体制
様式7-3	舗装工事施工体制（ASフィニッシュ写真）
様式7-4	現場代理人配置予定若手技術者名簿
様式7-5	重機保有
様式7-6	重機保有（バックホウ又はトラクターショベルの写真）
様式7-7	消防団員加入状況調書
様式7-8（参考様式）	証明書
様式8	配置予定技術者の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表
様式9	施工上の課題に関する所見
様式10（共同企業体用）	協定書
様式11（共同企業体用）	使用印鑑届
様式12（共同企業体用）	委任状
（参考様式）	総合評価方式関係資料

(記載例)

平成 年 月 日

高知県知事

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

工事費内訳書

工事番号	〇〇第号
工事名	〇〇道路改良工事

工 種 等	見積金額 (円)									
	1	4	8	0	1	0	0	0	0	0
道路改良										
道路土工										
掘削工										
掘削 (土砂)										
掘削 (軟岩)										
路体盛土工										
路体盛	工種等及び見積金額は、設計書に基づき必要な内容を記載すること。									
路体盛										
擁壁工										
場所打擁壁工 (構造物単位)										
小型擁壁										
重力式擁壁										
もたれ式擁壁										
仮設工										
防護施設工										
切土 (発破) 防護柵										
直接工事費計										
共通仮設費計										
純工事費計										
現場管理費										
工事原価計										
一般管理費等										
工事価格										
合 計										

(注) 1 「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」の内訳は、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準の項目及び内容によること。

【注意】工場製作がある場合等においては、直接製作費、間接労務費、工場管理費、機器単体費等の項目を追加する。「直接工事費」、「直接製作費」、「共通仮設費」、「間接労務費」、「現場管理費」、「工場管理費」及び「一般管理費」の内訳は～」等と記載する。

2 見積金額はすべて税抜きであり、合計は入札書記載金額と一致すること。

3 工種等は、設計書に掲げる各工種、種別及び細別 (建築工事の場合は、種目別及び科目別) に対応するものとし、その金額を表示すること。ただし、請負対象金額 500 万円以上 2,500 万円未満の場合にあっては、工種等は、設計書に掲げる各工種及び種別 (建築工事の場合は、種目別及び科目別) に対応するものとし、その金額を表示すること。また、請負対象金額 500 万円未満の場合にあっては、工種等は、設計書に掲げる各工種 (建築工事の場合は、種目別) に対応するものとし、その金額を表示すること。

様式 1 (単体企業用)

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者の住所
商号及び代表者氏名

印

申請書作成担当者氏名
(電話番号)
(FAX番号)
(E-mail)

下記 1 の入札に参加したいので、下記 2 の必要書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

- 1 入札の工事等の名称 ○○○○工事(○○第×号)(平成○年○月○日入札公告)
- 2 添付書類
 - (1) 同種工事の施工実績(様式 2)
 - (2) 配置予定技術者名簿(様式 3)
 - (3) 平成 28 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し
 - 【(4) 配置予定技術者の重複について(様式 4) ※必要な場合のみ。】
 - (5) 企業の評価項目一覧表(様式 5)
 - (6) 様式 5 の挙証資料
 - ア ○○○○
 - イ ○○○○
 - (7) 配置予定技術者の評価項目一覧表(様式 6)
 - (8) 様式 6 の挙証資料
 - ア ○○○○
 - イ ○○○○
 - (9) 施工上の課題に関する所見(様式 9)
 - (10) 開札後の低入札価格調査制度による低入札価格調査(失格調査及び低入札調査)の実施について(※以下のいずれかを選択し、不要な項目は削除してください。)

○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を実施してください。
○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を辞退します。

- (注) 1 メールアドレスには、既に県に届け出たものを記載すること。
2 申請書を電子入札でのファイル添付で提出する場合には、押印は不要であること。
3 低入札価格調査の実施については、低入札価格調査制度に基づく低入札調査資料の提出期限内であれば、辞退を申し出ることができること。

様式 1 (共同企業体用)

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

共同企業体の名称

共同企業体の代表者の住所
商号及び代表者氏名

印

共同企業体の構成員の住所
商号及び代表者氏名

印

申請書作成担当者氏名

(電話番号)

(FAX番号)

(E-mail)

下記 1 の入札に参加したいので、下記 2 の必要書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

1 入札に付した工事等の名称 ○○○○工事(○○第×号)(平成○年○月○日入札公告)

2 添付書類

(1) 同種工事の施工実績(様式 2)

(2) 配置予定技術者名簿(様式 3 及び様式 3 の 2)

(3) 平成 28 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し

(4) 代表構成員の特定建設業許可の写し

【(4) - 2 配置予定技術者の重複について(様式 4) ※必要な場合のみ。】

(5) 特定建設工事共同企業体協定書(様式 10)

(6) 使用印鑑届(様式 11)

(7) 委任状(様式 12)

(8) 企業の評価項目一覧表(様式 5)

(9) 様式 5 の挙証資料

ア ○○○○

イ ○○○○

(10) 配置予定技術者の評価項目一覧表(様式 6)

(11) 様式 6 の挙証資料

ア ○○○○

イ ○○○○

(12) 施工上の課題に関する所見(様式 9)

(13) 開札後の低入札価格調査制度による低入札価格調査(失格調査及び低入札調査)の実施について(※以下のいずれかを選択し、不要な項目は削除してください。)

○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を実施してください。

○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を辞退します。

(注) 1 メールアドレスには、既に県に届け出たものを記載すること。

2 申請書を電子入札でのファイル添付で提出する場合には、押印は不要であること。

3 低入札価格調査の実施については、低入札価格調査制度に基づく低入札調査資料の提出期限内であれば、辞退を申し出ることができること。

様式 2 (単体企業又は共同企業体 (代表構成員))

〇〇〇〇工事 (第×号)
同種工事の施工実績

会社名

工 事 名 称 等	工事名 (工事番号)	〇〇〇〇〇工事 (〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契約金額	〇〇〇,〇〇〇千円
	工期	年 月 ~ 年 月
	受注形態	単体/共同企業体名 (出資比率)
工 事 内 容	施工方法 規模 寸法等	

- (注) 1 共同企業体構成員としての施工実績は出資比率20%以上のものに限る。
2 記載内容の確認資料として、CORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

様式3 (単体企業又は共同企業体 (代表構成員))

配置予定技術者名簿

会社名

配置予定技術者氏名	監理技術者 ○○ ○○	
生年月日	年 月 日	
法令による免許	○○施工管理技士(取得年及び登録番号) 技術者資格(取得年及び登録番号)	
雇用年月(雇用期間)	平成 年 月 (○年○ヶ月)	
従 事 経 験 の 概 要	工事名	○○○○○○○工事
	発注機関名	○○県○○課
	施工場所	○○県○○市○○町
	契約金額	○○○○千円 (うち出資比率に応じた額○○○○千円)
	工期	年 月 ~ 年 月
	受注形態	単体/共同企業体名 (出資比率)
	従事役職	
工事内容		

(注) 記載内容の確認資料として、3か月以上雇用されていることがわかるもの(当該技術者の健康保険被保険者証等)、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

様式3（共同企業体（その他構成員））

配置予定技術者名簿
会社名

配置予定技術者氏名	主任技術者 ○○ ○○
生年月日	年 月 日
法令による免許	○○施工管理技士（取得年及び登録番号） 建設業監理技術者資格（取得年及び登録番号）
雇用年月日（雇用期間）	平成 年 月 日（○年○月）

（注）記載内容の確認資料として、3か月以上雇用されていることがわかるもの（当該技術者の健康保険被保険者証等）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証の写しを必ず添付すること。

様式4（単体企業用）

配置予定技術者の重複申請がある場合に提出すること。
(重複申請が無い場合は、提出不要)

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者
商号及び代表者氏名 印

配置予定技術者の重複について

今回の入札参加申請における監理（主任）技術者は、入札参加申請中の他の工事の配置予定技術者と重複していますので通知します。

記

1 技術者の氏名

2 重複申請工事の概要

工事名及び工事番号	発注機関名	公 告 日	入札予定日
工事（第 号）	●●県●●課	月 日	月 日
工事（第 号）	○○県○○課	月 日	月 日

- (注) 1 一般競争入札又は公募型指名競争入札への参加を申請する工事であって、配置予定の技術者が重複するものをすべて記載すること。(当該申請工事を含む。)
- 2 発注機関名は、具体的に記すこと。

様式4（共同企業体用）

配置予定技術者の重複申請がある場合に提出すること。
(重複申請が無い場合は、提出不要)

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

共同企業体の名称

共同企業体の代表者
商号及び代表者氏名

印

配置予定技術者の重複について

今回の入札参加申請における監理（主任）技術者は、入札参加申請中の他の工事の配置予定技術者と重複していますので通知します。

記

1 技術者の氏名

2 重複申請工事の概要

工事名及び工事番号	発注機関名	公告日	入札予定日
工事（第 号）	●●県●●課	月 日	月 日
工事（第 号）	○○県○○課	月 日	月 日

- (注) 1 一般競争入札又は公募型指名競争入札への参加を申請する工事であって、配置予定の技術者が重複するものをすべて記載すること。(当該申請工事を含む。)
- 2 発注機関名は、具体的に記すこと。

(表紙)

総合評価方式関係資料

〇〇〇〇改修工事

(第×××号)

△△建設(株)

企業の評価項目一覧表

会社名				
評価項目	審査の有 無		評価の自己申告	
			件数等	評価点
同種・類似工事の実績の有無	有	無	○件	点
同種・類似工事の成績評定	有	無	○件平均点 ○○. ○点	点
直近の成績評定の最低点	有	無	成績評定65点未満	点
優良工事表彰の有無	有	無	平成○年度 ○○○表彰	点
I S Oマネジメントシステム審査登録等の有無	有	無	ISO○○○ エコアクション21	点
舗装工事施工体制（A S 舗装工事に適用）	有	無	AS7インツァ自社保有 自社施工	点
地域内拠点の有無	有	無	同一市町村内主たる 営業所	点
自社工場（製作）の有無	有	無	県内自社工場製作	点
若手技術者の育成の状況	有	無	41歳未満現場代理人	点
地域ボランティアの有無	有	無	地域点数○○点相当	点
重機保有の有無	有	無	バックホ自社保有○台	点
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況	有	無	○○市消防団加入 ○○市消防団協力事業所 表示制度の認定	点
B C P の認定の状況	有	無	高知県建設業B C P 審 査会の認定	点
独占禁止法違反等による指名停止の状況	有	無	独占禁止法違反による 指名停止	点
計				点

(注) 1 評価項目のうち、審査を求める項目には「有」に、審査を求めない項目については「無」に○印をつけること。

2 個別事項第4により、自らの申請内容に関する評価点を一覧表の評価点欄に記載すること。なお、「件数等」欄は、様式記載の記入例を参考に自社の申告内容を簡単明瞭に記載すること。

3 各評価項目の評価点及び評価点の合計欄には、換算前の点数を記載すること。

4 審査を受ける項目について、企業の評価に関する事項の挙証資料を、事後審査方式によらない場合にあつては入札参加申請の際にこれを添付して提出し、事後審査方式による場合にあつては、落札候補者となり事後審査の挙証資料を提出する際に追加提出すること。

5 申請内容に対する挙証資料の不足等で確認できない場合は、該当するものについては「実績無し」等とする。なお、成績評定において、提出した挙証資料に1件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、評価点を0点とする。

6 自己申請について、虚偽の記載をしたことが判明した場合（悪意によるものに限る。）には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

配置予定技術者の評価項目一覧表

会社名	
技術者氏名	

評価項目	審査の有無		評価の申告	
			件数等	評価点
同種・類似工事への従事実績の有無	有	無	○件	点
従事した同種・類似工事の成績評定	有	無	○件平均点 ○○. ○点	点
優良工事表彰の有無	有	無	平成○年度 ○○○表彰	点
継続学習制度（CPD）への取り組み	有	無	推奨単位の 10分の○	点
配置予定技術者の資格	有	無	○○資格	点
計				点

- (注) 1 配置予定技術者を複数届け出る場合は、届け出る技術者ごとにこの一覧表を作成すること。
- 2 評価項目のうち、審査を求める項目には「有」に、審査を求めない項目には「無」に丸印をつけること。
- 3 個別事項第4により、自らの申請内容に関する評価点を一覧表の評価点欄に記載すること。なお、「件数等」欄は、様式記載の記入例を参考に自社の申告内容を簡単明瞭に記載すること。
- 4 各評価項目の評価点及び評価点の合計欄には、換算前の点数を記載すること。
- 5 審査を受ける項目について、配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を、事後審査方式によらない場合にあつては入札参加申請の際にこれを添付して提出し、事後審査方式による場合にあつては、落札候補者となり事後審査の挙証資料を提出する際に追加提出すること。
- 6 申請内容に対する挙証資料の不足等で確認できない場合は、該当するものについては「実績無し」等とする。なお、成績評定において、提出した挙証資料に1件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、評価点0点とする。
- 7 自己申請について、虚偽の記載をしたことが判明した場合（悪意によるものに限る。）には、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

様式 7-1

企業の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表

会社名	
-----	--

1	工事名(工事番号)	〇〇工事(〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日
	受注形態	単体/共同企業体名(出資比率)
	工事内容(工法等)	(公告で規定する同種・類似工事の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評定	〇〇. 〇点(ただし、成績評定の審査対象外の工事は、「成績評定の審査対象外」と記載すること)
2	工事名(工事番号)	〇〇工事(〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日
	受注形態	単体/共同企業体名(出資比率)
	工事内容(工法等)	(公告で規定する同種・類似工事の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評定	〇〇. 〇点(ただし、成績評定の審査対象外の工事は、「成績評定の審査対象外」と記載すること)

- (注) 1 共同企業体構成員としての施工実績は出資比率20%以上のものに限る。
- 2 同種・類似工事の成績評定を審査有として申請する場合には、成績評定の審査対象とする3件の工事を表に記載すること。ただし、成績評定の審査対象とする工事が3件に満たない場合は、実績件数として審査を申請する工事を加え、成績評定の示唆対象とする工事と合わせて最大3件まで記載すること。
- 3 記載内容の確認資料として、CORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写し(工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるもの)と併せて「工事成績評定について(通知)」を必ず添付すること。ただし、成績評定の審査対象外の工事については、「工事成績評定について(通知)」は必要なく、表中の成績評定欄に点数は記載せず、「成績評定の審査対象外」と記載すること。
- 4 3件目の実績については、上記表をコピーのうえ、1及び2を3に書き換えて記載すること。

様式 7-2

舗装工事施工体制

会社名：

当該工事のAS舗装工の 自社施工	有 ・ 無
ASフィニッシャの保有	有 ・ 無
保有形態	自社保有 ・ 長期リース (リース期間：平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日)
自動車登録番号	
メーカー名	
型 式	
車台番号	
自動車検査証有効期限	
写真 様式 7-3 を添付	

- (注) 1 AS舗装工の自社施工とは、基層及び表層部分の自社施工の有無であるので注意すること。
- 2 「当該工事のAS舗装工の自社施工」欄及び「ASフィニッシャの保有」欄については、「有」又は「無」の該当するどちらかに丸印をつけること。また、ASフィニッシャ保有「有」の場合は、「保有形態」欄の「自社保有」又は「長期リース」の該当するどちらかに丸印をつけること。
- 3 ASフィニッシャの保有については、機械の規格は問わない。また、複数台保有している場合も、1台のみ記載すること。
- 4 ASフィニッシャの保有は、連結会社の保有は対象とならないので注意すること。また、長期リースとは、1年以上のリースであり、リース契約期間内に公告日を含むものが対象となる。自社保有及び長期リースともに、定められた検査を受け、実際に使用可能な状況の機械が対象となる。
- 5 リース契約の場合は、リース契約書の写しを添付すること。
- 6 自社保有及びリース契約ともに、自動車検査証の写し及び写真(様式7-3)を添付すること。なお、自動車検査証は、公告時点で有効なものであること。

様式 7-3

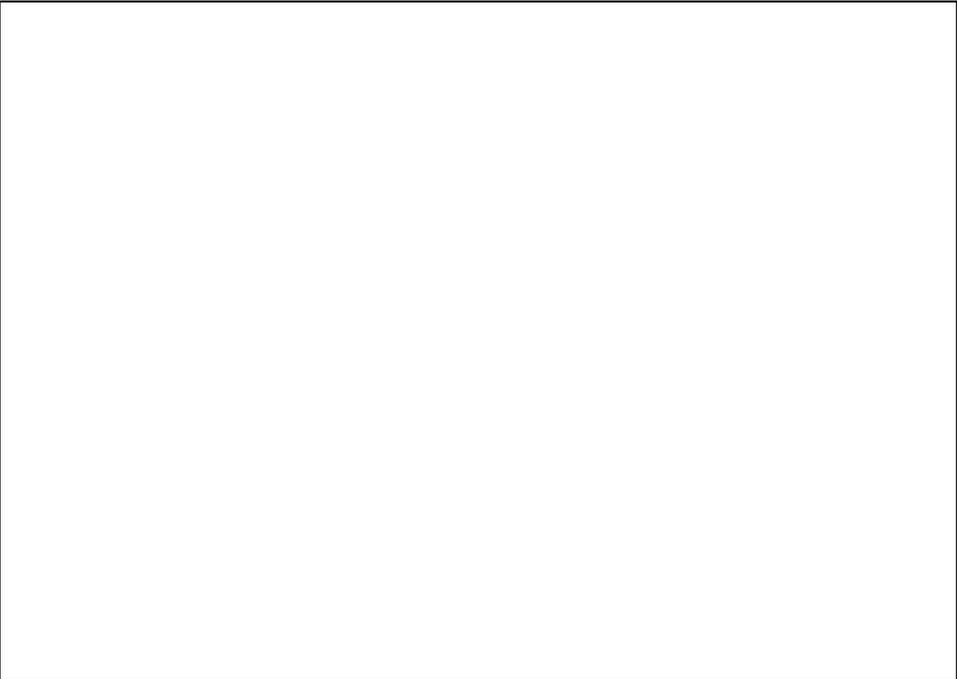
舗装工事施工体制 (ASフィニッシャー写真)

写真 (撮影日: 平成○年○月○日)

① 全景



② ナンバープレート等車検証との相関を示す写真



- (注) 1 様式 7-2 に記載した機械について、6 か月以内に撮影したカラー写真を添付する。また、撮影日を記載すること。
- 2 全景写真は、社名入のものを原則とする。

様式 7-4

現場代理人配置予定若手技術者名簿
会社名

配置予定技術者氏名	現場代理人 ○○ ○○
生年月日	年 月 日
法令による免許	○○施工管理技士（取得年及び登録番号） 建設業監理技術者資格（取得年及び登録番号） 実務経験証明書
雇用年月日（雇用期間）	平成 年 月 日（○年○月）

- (注) 1 記載内容の確認資料として、入札参加申請時に申請者と直接的な雇用関係があることがわかるもの(当該技術者の健康保険被保険者証等)並びに技術検定合格証明書、監理技術者資格者証、指定講習に係る講習修了証、実務経験証明書の写し等を添付すること。
- 2 この様式は、当該公告工事の種類に係る建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれかに該当し、かつ開札日において41歳未満である技術者(若手技術者)を現場代理人として配置する場合に提出すること。若手技術者を主任技術者又は監理技術者に配置する場合は、この様式の提出は必要ないこと。
- 3 入札参加申請時に現場代理人配置予定の若手技術者を特定することができない場合には、それぞれの技術者についてこの様式を提出すること。

様式 7-5

重機保有

会社名：

保有する重機	バックホウ ・ トラクターショベル
保有形態	自社保有 ・ 長期リース (リース期間：平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日)
駆動型式	クローラ ・ ホイール
自動車登録番号 (特定自主検査済標章番号)	
メーカー名	
型 式	
車台番号	
有効期限の満了日	
規 格	バケット容量 山積〇. 〇m ³
写真	様式 7-6 を添付

- (注) 1 自社保有及び長期リースともに、定められた検査を受け、実際に使用可能な状況の重機が対象となる。長期リースのものは、1年以上のリースであり、その契約期間内に公告日を含むものであること。また、連結会社の保有するものは対象とならないので注意すること。
- 2 複数台保有している場合は、1台ごとに記載すること。
- 3 「保有する重機」欄については、「バックホウ」又は「トラクターショベル」の該当するどちらかに丸印をつけること。
また、「保有形態」欄については、「自社保有」又は「長期リース」の該当するどちらか、「駆動型式」欄については、「クローラ」又は「ホイール」の該当するどちらかに丸印をつけること。
- 4 「自動車登録番号(特定自主検査済標章番号)」欄には、車検を受けている重機については車両番号を、車検を受けていない重機については、特定自主検査済標章番号を記載すること。(記載例：特自検(標章0000000))
- 5 「有効期限の満了日」欄には、車検を受けている重機については車検の満了期日を、車検を受けていない重機については次回特定自主検査日前日を記入すること。
- 6 リース契約の場合は、リース契約書の写しを添付すること。
- 7 車検を受けている重機については自動車検査証の写しを添付すること。なお、自動車検査証は、公告時点で有効なものであること。
- 8 特定自主検査記録表及び写真(様式7-6)を添付すること。なお、特定自主検査記録表は、公告日より過去1年以内に実施した検査記録であること。

様式 7-6

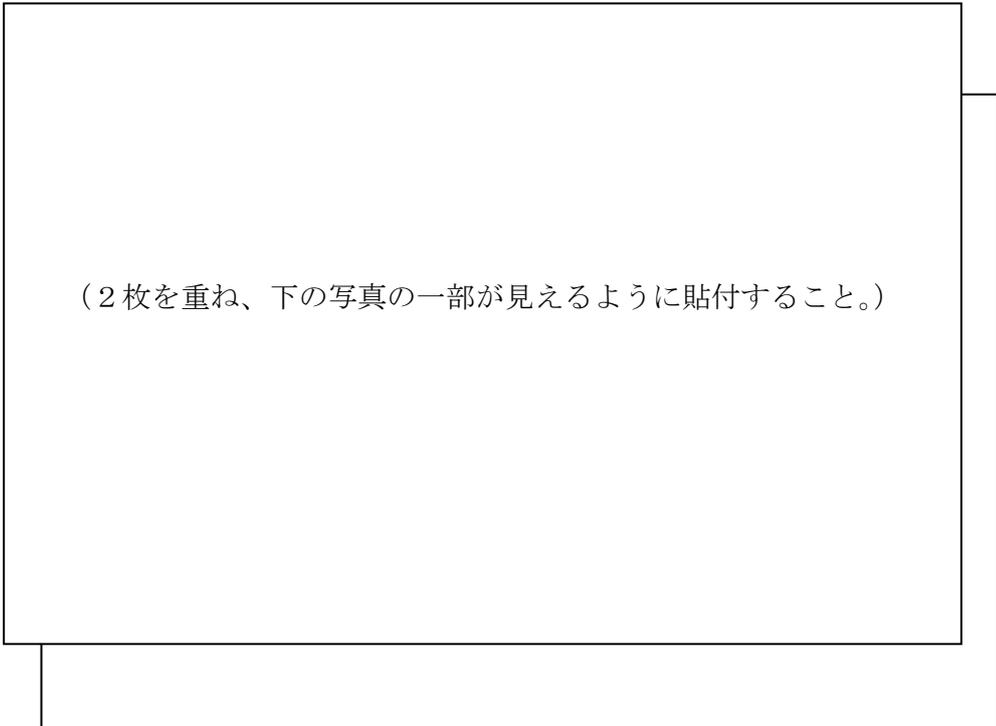
重機保有 (バックホウ又はトラクターショベルの写真)

写真 (撮影日: 平成○年○月○日)

① 全景



② 銘版・機番部分のアップ写真、③ 特定自主検査標章のアップ写真



(2枚を重ね、下の写真の一部が見えるように貼付すること。)

- (注) 1 写真は、様式 7-5 に記載した機械について、6 か月以内に撮影したカラー写真を添付する。なお、撮影日を記載すること。
- 2 全景写真は、社名入のものを原則とする。

消防団員加入状況調書

会社名：

該当する役職員の氏名	
該当する役職員の住所	
該当する役職員の雇用開始年月日 (雇用期間)	年 月 日 ()
該当する役職員が所属する消防団名	
該当する役職員の消防団所属期間	年 月 日～ 年 月 日
添付資料	消防団員証明書（様式 7-8 を参考）の写し 健康保険証の写し

- (注) 1 該当する役職員は、役員、一般職員のいずれでも差し支えないこと。
 2 該当する役職員は、前年度から現在まで引き続き 3 か月以上雇用されている者に限る。
 3 該当する役職員が所属する消防団は、工事現場所在地に係る市町村の消防団又は一部事務組合等の消防団に限る。
 4 添付が必要な消防団員証明書は、消防団員である役職員が個人の資格で取得した、市町村又は消防団が当該役職員の消防団所属を証明する任意の様式で差し支えない。当該役職員が前年度に消防団に所属していたことが証明の日付けで確認できれば、証明書に所属期間の記載は特に必要ない。
 5 該当する役職員の消防団への所属期間は特に問わないが、評価の対象となるのは、前年度に所属していた場合に限る。
 6 前年度から引き続き現在も消防団に所属している場合には、「該当する役職員の消防団所属期間」の終期には、「現在所属中」と記載すること。

証 明 書

下記の者は、当消防団員（〇〇〇〇消防団員）であることを証明します。

記

氏 名

住 所

生 年 月 日

加入年月日

平成 年 月 日

〇〇〇〇消防団長

印

又は

〇〇〇〇市町村〇〇課長

注 1 本様式は参考に示すものであり、様式 7-7 に添付する証明書は必ずしも本様式である必要はないこと。

2 証明者は、消防団、市町村のいずれでも差し支えない。

様式 8

配置予定技術者の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表

会社名		
1	工事名(工事番号)	〇〇工事(〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	工期 (専任義務期間)	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日 (平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日)
	従事期間	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日
	従事役職・氏名	
	工事内容(工法等)	(公告で規定する同種・類似工事の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評定	〇〇.〇点(ただし、成績評定の審査対象外の工事は、「成績評定の審査対象外」と記載すること)
2	工事名(工事番号)	〇〇工事(〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	契約金額	〇〇千円
	工期 (専任義務期間)	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日 (平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日)
	従事期間	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日
	従事役職・氏名	
	工事内容(工法等)	(公告で規定する同種・類似工事の内容と対比ができる内容を記載する。)
	成績評定	〇〇.〇点(ただし、成績評定の審査対象外の工事は、「成績評定の審査対象外」と記載すること)

- (注) 1 同種・類似工事の成績評定を審査有として申請する場合には、成績評定の審査対象とする3件の工事を表に記載すること。ただし、成績評定の審査対象とする工事が3件に満たない場合は、実績件数として審査を申請する工事を加えて成績評定の審査対象とする工事と合わせて最大3件まで記載すること。
- 2 記載内容の確認資料として、CORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写し(工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるもの)と併せて「工事成績評定について(通知)」を必ず添付すること。ただし、成績評定の審査対象外の工事については、「工事成績評定について(通知)」は必要なく、表中の成績評定欄に点数は記載せず、「成績評定の審査対象外」と記載すること。
- 3 工期と専任義務期間が異なっている場合は、専任義務期間を証明する資料を添付すること。
- 4 3件目の実績については、上記表をコピーのうえ、1及び2を3に書き換えて記載すること。

様式 9

施工上の課題に関する所見

工事名：〇〇〇〇工事
(第×号)

会社名：

施工上の課題	〇〇における環境対策及び交通安全対策について
項 目	具体的な施工計画
夜間施工時の歩行者に対する安全対策について (交通誘導員の増員に関する提案は除く。)	<div data-bbox="475 871 880 931" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> この内容は例示である。 </div>

- (注) 1 公告に示す文字数等の条件により記載すること。必要に応じ枠内への参考図等の貼付け表示は、認める。
- 2 施工計画の提案に際し、特記仕様書、土木工事共通仕様書及び土木工事共通仕様書の中に記載されている各種法令・基準・要領等にて規定されている内容については、評価の対象としない。ただし、その内容に関して具体的な工夫が記載されていれば、評価の対象とする。
- 3 公告にオーバースペックとして例示した提案等、過度にコスト負担を要する提案がなされた場合は、オーバースペックと判断して評価しない。

※ 施工計画を求めない場合、本様式は使用しない。

※ 「項目」には、オーバースペックとして評価対象外となる事項を () 書で具体的に明記すること。

様式 10（共同企業体用）

〇〇特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第 1 条 当共同企業体は、高知県発注の 〇〇 工事（ 第 〇〇 号）の建設事業を共同連帯して営むことを目的とし、他の事業は一切営まない。

（名称）

第 2 条 当共同企業体は、〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体と称する。

（事業所の所在地）

第 3 条 当共同企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇建設株式会社に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第 4 条 当共同企業体は、平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日に成立し、 〇〇 工事の終了後 6 か月を経過するまでの間は解散することができない。

（構成員の名称又は商号）

第 5 条 当共同企業体は、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇建設株式会社、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇建設株式会社をもってその構成員とする。

（代表者の名称）

第 6 条 当共同企業体は、〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇をもって代表者とする。

（代表者の権限）

第 7 条 当共同企業体の代表者は、建設工事の施工に関し当共同企業体を代表してその権限を行使することを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領並びに当共同企業体に属する権限を有するものとする。

（構成員の出資割合等）

第 8 条 当共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、次の割合によって出資するものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を考慮の上構成員が協議して定めた額をもって前項の割合に算入する。

（役員その他工事施工機関の組織及び選任）

第 9 条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け建設工事の完成に当たるものとする。

2 組織、編成及び工事の施工に関する基本事項については、運営委員会において協議の上決定し、当該工事の完成に当たるものとする。

3 運営委員会は委員長及び委員で構成するものとし、委員長には当共同企業体の代表者をあてる。委員には、その他の構成員が選任した者をもってあてる。

4 運営委員会は、監査委員を選任する。

5 監査委員は、運営委員会の構成員と兼務することができない。

6 運営委員会の議事進行その他運営に関して必要な事項は、運営委員会において定める。

(事務局)

第 10 条 運営委員会のもとに事務局を設ける。

(各構成員の責任)

第 11 条 各構成員は、当該建設工事の請負契約の履行、下請契約その他当該建設工事の施工に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関して連帯責任を負う。

(取引金融機関)

第 12 条 当共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(会計期間)

第 13 条 当共同企業体の会計期間は、当共同企業体設立の日から解散の日までとする。

(利益金の配当の割合)

第 14 条 決算の結果利益金を生じた場合には、第 8 条に規定する出資割合により構成員に配当するものとする。

(欠損金の負担割合及び補てん方法)

第 15 条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が負担するものとする。

(工事しゅん工後における人員、機械、残材料等に関する処置)

第 16 条 工事しゅん工後残有する当共同企業体が雇用した職員及び労務者に対する処置は、運営委員会でこれを定める。

2 工事しゅん工後残存する機械、材料等は、当共同企業体の構成員中の希望する者に運営委員会の議決を経て売却するものとして、その代価は、当共同企業体の収入とするものとする。ただし、運営委員会の承認を得たときは、構成員以外の者に売却することができる。

(決算の監査)

第 17 条 決算終了後代表者は、営業報告書（財産目録、貸借対照表、損益計算書及び損益金処分案）を作成し、運営委員会の議決を経て 1 か月以内に監査委員に提出し承認を求めものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 18 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(工事途中における構成員の脱退に対する処置)

第 19 条 構成員は、発注者及び運営委員会の承認がなければ、当共同企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者（以下「脱退構成員」という。）がある場合においては、残存構成員は工事の施工について発注者と協議するものとする。

3 脱退構成員があった場合の残存構成員の出資割合は、脱退前に脱退構成員が行っていた出資割合を残存構成員が現に出資している割合により分割し、第 8 条に規定する残存構成員の割合に加えたものとする。

4 脱退構成員の出資金返還は、決算の際に行う。ただし、決算の結果欠損金を生じたときは、脱退構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を脱退構成員の出資金から控除した額

を返還金額とする。

5 決算の結果利益金が生じた場合にあっては、脱退構成員には利益の配分は行わない。

(構成員の除名)

第 20 条 工事途中における構成員の重要な義務の不履行その他当該構成員と当共同企業体を維持することが困難と認められる事由が生じた場合には、他の構成員全員及び発注者の承認により、運営委員会において当該構成員の除名を決定することができる。

2 前項の決定が行われたときは、当共同企業体の代表者は除名した構成員に対してその旨通知しなければならない。ただし、当共同企業体の代表者である構成員が除名となる場合には、次条の規定により新たに代表者となった者がこれを行う。

3 構成員の除名が行われたときの処置については、前条第 2 項から第 5 項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第 21 条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合の当企業体の代表者については、他の構成員全員及び発注者の承認により、運営委員会において残存構成員のいずれかを代表者として決定するものとする。

(工事途中において構成員の破産等があった場合の処置)

第 22 条 構成員のいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合等においては、第 19 条又は第 20 条の規定を準用する。

(工事しゅん工後解散までの間において構成員の脱退等があった場合の処置)

第 23 条 構成員のいずれかが建設工事しゅん工後当共同企業体が解散に至るまでの間において脱退し、破産し、又は解散した場合等における処置については、残存構成員が協議して定める。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 24 条 当共同企業体が解散した後においても、当該建設工事につき、瑕疵担保責任が生じたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 25 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとし、発注者と協議する。

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 3 通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するとともに、1 通を高知県に提出する。

平成 年 月 日

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 住所

氏名 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

構成員 住所

氏名 〇〇建設株式会社

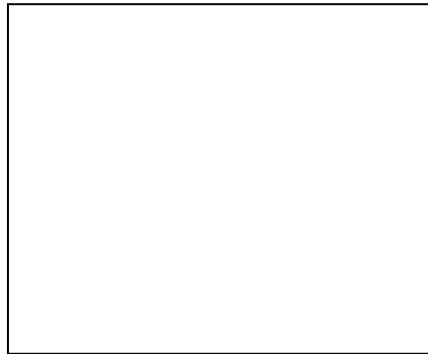
代表取締役 ○○ ○○ 印

- 注 1 本協定書は、2者によるJV方式による場合のものである。
2 本協定書はA4版で作成し、袋綴じとすること。

様式 11（共同企業体用）

使 用 印 鑑 届

使用印



〇〇〇〇工事（第×号）における〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体の代表者の使用印鑑を、上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

高知県知事 〇〇 〇〇〇 様

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体

代表者

印

様式 12（共同企業体用）

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

○○・○○特定建設工事共同企業体

構成員 住 所

氏 名

印

構成員 住 所

氏 名

印

委 任 状

下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 1 ○○工事（第×号）の入札及び見積に際して、○○・○○特定建設工事共同企業体を代表して行う権限
- 2 前項の入札を代わって行う復代理人を選任する権限

記

（代理人）

住 所

○○・○○特定建設工事共同企業体
代表者

印

(記載例)

平成 年 月 日

高知県知事

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

工事費内訳書

工事番号	〇〇第号
工事名	〇〇道路改良工事

工 種 等	見積金額 (円)									
	1	4	8	0	1	0	0	0	0	0
道路改良										
道路土工										
掘削工										
掘削 (土砂)										
掘削 (軟岩)										
路体盛土工										
路体盛	工種等及び見積金額は、設計書に基づき必要な内容を記載すること。									
路体盛										
擁壁工										
場所打擁壁工 (構造物単位)										
小型擁壁										
重力式擁壁										
もたれ式擁壁										
仮設工										
防護施設工										
切土 (発破) 防護柵										
直接工事費計										
共通仮設費計										
純工事費計										
現場管理費										
工事原価計										
一般管理費等										
工事価格										
合 計										

(注) 1 「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」の内訳は、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準の項目及び内容によること。

【注意】工場製作がある場合等においては、直接製作費、間接労務費、工場管理費、機器単体費等の項目を追加する。「直接工事費」、「直接製作費」、「共通仮設費」、「間接労務費」、「現場管理費」、「工場管理費」及び「一般管理費」の内訳は～」等と記載する。

2 見積金額はすべて税抜きであり、合計は入札書記載金額と一致すること。

3 工種等は、設計書に掲げる各工種、種別及び細別（建築工事の場合は、種目別及び科目別）に対応するものとし、その金額を表示すること。ただし、請負対象金額 500 万円以上 2,500 万円未満の場合にあつては、工種等は、設計書に掲げる各工種及び種別（建築工事の場合は、種目別及び科目別）に対応するものとし、その金額を表示すること。また、請負対象金額 500 万円未満の場合にあつては、工種等は、設計書に掲げる各工種（建築工事の場合は、種目別）に対応するものとし、その金額を表示すること。

様式 1 (単体企業用)

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者の住所
商号及び代表者氏名 印

申請書作成担当者氏名
(電話番号)
(FAX番号)
(E-mail)

下記 1 の入札に参加したいので、下記 2 の書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

- 1 入札の工事等の名称 ○○○○工事 (○○第×号) (平成○年○月○日入札公告)
- 2 添付書類
 - (1) 同種工事の施工実績 (様式 2)
 - (2) 配置予定技術者名簿 (様式 3)
 - (3) 平成 28 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し
 - 【(4) 配置予定技術者の重複について (様式 4) ※必要な場合のみ。】
 - (5) 開札後の低入札価格調査制度による低入札価格調査 (失格調査及び低入札調査) の実施について (※以下のいずれかを選択し、不要な項目は削除してください。)
 - 低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を実施してください。
 - 低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を辞退します。

- (注) 1 メールアドレスには、既に県に届け出たものを記載すること。
- 2 申請書を電子入札でのファイル添付で提出する場合には、押印は不要であること。
 - 3 電子入札システムには当該様式のみを添付して申請すること。
 - 4 低入札価格調査の実施については、低入札価格調査制度に基づく低入札調査資料の提出期限内であれば、辞退を申し出ることができること。

様式 2 (単体企業用)

〇〇〇〇工事 (第×号)
同種工事の施工実績

会社名

工 事 名 称 等	工事名 (工事番号)	〇〇〇〇〇工事 (〇〇第〇〇号)
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契約金額	〇〇〇,〇〇〇千円
	工期	年 月 ~ 年 月
	受注形態	単体/共同企業体名 (出資比率)
工 事 内 容	施工方法 規模 寸法等	

- (注) 1 共同企業体構成員としての施工実績は出資比率20%以上のものに限る。
2 記載内容の確認資料として、CORINS 登録内容確認書の写し又は CORINS 竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

様式3 (単体企業用)

配置予定技術者名簿

会社名

配置予定技術者氏名	監理技術者 ○○ ○○	
生年月日	年 月 日	
法令による免許	一級○○施工管理技士(取得年及び登録番号) 監理技術者資格(取得年及び登録番号)	
雇用年月(雇用期間)	平成 年 月 (○年○ヶ月)	
従 事 経 験 の 概 要	工事名	○○○○○○○工事
	発注機関名	○○県○○課
	施工場所	○○県○○市○○町
	契約金額	○○○○千円(うち出資比率に応じた額○○○○千円)
	工期	年 月 ~ 年 月
	受注形態	単体/共同企業体名(出資比率)
	従事役職	
工事内容		

(注) 記載内容の確認資料として、3か月以上雇用されていることがわかるもの(当該技術者の健康保険被保険者証等)、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

様式4（単体企業用）

配置予定技術者の重複申請がある場合に提出すること。
(重複申請が無い場合は、提出不要)

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者
商号及び代表者氏名 印

配置予定技術者の重複について

今回の入札参加申請における監理（主任）技術者は、入札参加申請中の他の工事の配置予定技術者と重複していますので通知します。

記

1 技術者の氏名

2 重複申請工事の概要

工事名及び工事番号	発注機関名	公 告 日	入札予定日
工事（第 号）	●●県●●課	月 日	月 日
工事（第 号）	○○県○○課	月 日	月 日

(注) 1 一般競争入札又は公募型指名競争入札への参加を申請する工事であって、配置予定の技術者が重複するものをすべて記載すること。(当該申請工事を含む。)

2 発注機関名は、具体的に記すこと。

(記載例)

平成 年 月 日

高知県知事

様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

工事費内訳書

工事番号	〇〇第号
工事名	〇〇道路改良工事

工 種 等	見積金額 (円)									
	1	4	8	0	1	0	0	0	0	0
道路改良										
道路土工										
掘削工										
掘削 (土砂)										
掘削 (軟岩)										
路体盛土工										
路体	工種等及び見積金額は、設計書に基づき必要な内容を記載すること。									0
路体										0
擁壁工										
場所打擁壁工 (構造物単位)										
小型擁壁										
重力式擁壁										
もたれ式擁壁										
仮設工										
防護施設工										
切土 (発破) 防護柵										
直接工事費計										
共通仮設費計										
純工事費計										
現場管理費										
工事原価計										
一般管理費等										
工事価格										
合 計										

(注) 1 「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」の内訳は、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準の項目及び内容によること。

【注意】工場製作がある場合等においては、直接製作費、間接労務費、工場管理費、機器単体費等の項目を追加する。「直接工事費」、「直接製作費」、「共通仮設費」、「間接労務費」、「現場管理費」、「工場管理費」及び「一般管理費」の内訳は～」等と記載する。

2 見積金額はすべて税抜きであり、合計は入札書記載金額と一致すること。

3 工種等は、設計書に掲げる各工種、種別及び細別（建築工事の場合は、種目別及び科目別）に対応するものとし、その金額を表示すること。ただし、請負対象金額500万円以上2,500万円未満の場合にあっては、工種等は、設計書に掲げる各工種及び種別（建築工事の場合は、種目別及び科目別）に対応するものとし、その金額を表示すること。また、請負対象金額500万円未満の場合にあっては、工種等は、設計書に掲げる各工種（建築工事の場合は、種目別）に対応するものとし、その金額を表示すること。

4 本書の作成は代理人に委任することはできないこと。

様式 1 (単体企業用)

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者の住所
商号及び代表者氏名

印

申請書作成担当者氏名
(電話番号)
(FAX番号)
(E-mail)

下記 1 の入札に参加したいので、下記 2 の書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

- 1 入札の工事等の名称 ○○○○工事 (○○第×号) (平成○年○月○日入札公告)
- 2 添付書類
 - (1) 同種工事の施工実績 (様式 2)
 - (2) 配置予定技術者名簿 (様式 3)
 - (3) 平成 28 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し
 - 【(4) 配置予定技術者の重複について (様式 4) ※必要な場合のみ。】
 - (5) 開札後の低入札価格調査制度による低入札価格調査 (失格調査及び低入札調査) の実施について (※以下のいずれかを選択し、不要な項目は削除してください。)
 - 低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を実施してください。
 - 低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を辞退します。

- (注) 1 メールアドレスには、既に県に届け出たものを記載すること。
2 低入札価格調査の実施については、低入札価格調査制度に基づく低入札調査資料の提出期限内であれば、辞退を申し出ることができること。

様式2（単体企業用）

〇〇〇〇工事（第×号）
同種工事の施工実績

会社名

工 事 名 称 等	工事名 (工事番号)	〇〇〇〇〇〇工事（〇〇第〇〇号）
	発注機関名	〇〇県〇〇課
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契約金額	〇〇〇,〇〇〇千円
	工期	年 月 ～ 年 月
	受注形態	単体／共同企業体名（出資比率）
工 事 内 容	施工方法 規模 寸法等	

- (注) 1 共同企業体構成員としての施工実績は出資比率20%以上のものに限る。
2 記載内容の確認資料として、CORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

様式3 (単体企業用)

配置予定技術者名簿

会社名

配置予定技術者氏名	監理技術者 ○○ ○○	
生年月日	年 月 日	
法令による免許	一級○○施工管理技士(取得年及び登録番号) 監理技術者資格(取得年及び登録番号)	
雇用年月(雇用期間)	平成 年 月 (○年○ヶ月)	
従 事 経 験 の 概 要	工事名	○○○○○○○工事
	発注機関名	○○県○○課
	施工場所	○○県○○市○○町
	契約金額	○○○○千円 (うち出資比率に応じた額○○○○千円)
	工期	年 月 ~ 年 月
	受注形態	単体/共同企業体名 (出資比率)
	従事役職	
工事内容		

(注) 記載内容の確認資料として、3か月以上雇用されていることがわかるもの(当該技術者の健康保険被保険者証等)、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

様式4（単体企業用）

配置予定技術者の重複申請がある場合に提出すること。
(重複申請が無い場合は、提出不要)

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者
商号及び代表者氏名 印

配置予定技術者の重複について

今回の入札参加申請における監理（主任）技術者は、入札参加申請中の他の工事の配置予定技術者と重複していますので通知します。

記

1 技術者の氏名

2 重複申請工事の概要

工事名及び工事番号	発注機関名	公告日	入札予定日
工事（第 号）	●●県●●課	月 日	月 日
工事（第 号）	○○県○○課	月 日	月 日

- (注) 1 一般競争入札又は公募型指名競争入札への参加を申請する工事であって、配置予定の技術者が重複するものをすべて記載すること。(当該申請工事を含む。)
- 2 発注機関名は、具体的に記すこと。

建設工事一般競争入札の公告例新旧対照表

新	旧																																
<p>一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価方式）</p> <p>公告（個別事項）</p> <p>下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 入札に付する事項</p>	<p>一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価あり・単独）</p> <p>公告（個別事項）</p> <p>下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 入札に付する事項</p>																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 15%;">1 工事名（工事番号）</td><td>（省略）</td></tr> <tr><td>2 工事場所</td><td>（省略）</td></tr> <tr><td>3 工事内容</td><td>（省略）</td></tr> <tr><td>4 工事概要</td><td>（省略）</td></tr> <tr><td>5 工事日数（完成期限）</td><td>（省略）</td></tr> <tr><td>6 予定価格</td><td>（省略）</td></tr> <tr><td>7 審査方式</td><td>事後審査方式 入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う。</td></tr> <tr><td>8 落札方式</td><td>施工体制確認型総合評価方式（施工計画型）により落札決定を行う。（入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。） 【注意】 施工計画を求めない企業評価型による総合評価方式の場合には、「<u>施工体制確認型総合評価方式（企業評価型）により落札決定を行う。（事業者及び配置予定技術者の技術評価を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。）</u>」とする。</td></tr> </table>	1 工事名（工事番号）	（省略）	2 工事場所	（省略）	3 工事内容	（省略）	4 工事概要	（省略）	5 工事日数（完成期限）	（省略）	6 予定価格	（省略）	7 審査方式	事後審査方式 入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う。	8 落札方式	施工体制確認型総合評価方式（施工計画型）により落札決定を行う。（入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。） 【注意】 施工計画を求めない企業評価型による総合評価方式の場合には、「 <u>施工体制確認型総合評価方式（企業評価型）により落札決定を行う。（事業者及び配置予定技術者の技術評価を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。）</u> 」とする。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 15%;">1 工事名（工事番号）</td><td>（省略）</td></tr> <tr><td>2 工事場所</td><td>（省略）</td></tr> <tr><td>3 工事内容</td><td>（省略）</td></tr> <tr><td>4 工事概要</td><td>（省略）</td></tr> <tr><td>5 工事日数（完成期限）</td><td>（省略）</td></tr> <tr><td>6 予定価格</td><td>（省略）</td></tr> <tr><td>7 審査方式</td><td>入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う、事後審査方式とする。</td></tr> <tr><td>8 落札方式</td><td>入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式（施工計画型）により落札決定を行う。 【注意】 施工計画を求めない企業評価型による総合評価方式の場合には、「<u>事業者及び配置予定技術者の技術評価を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式（企業評価型）により</u>」とする。</td></tr> </table>	1 工事名（工事番号）	（省略）	2 工事場所	（省略）	3 工事内容	（省略）	4 工事概要	（省略）	5 工事日数（完成期限）	（省略）	6 予定価格	（省略）	7 審査方式	入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う、事後審査方式とする。	8 落札方式	入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式（施工計画型）により落札決定を行う。 【注意】 施工計画を求めない企業評価型による総合評価方式の場合には、「 <u>事業者及び配置予定技術者の技術評価を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式（企業評価型）により</u> 」とする。
1 工事名（工事番号）	（省略）																																
2 工事場所	（省略）																																
3 工事内容	（省略）																																
4 工事概要	（省略）																																
5 工事日数（完成期限）	（省略）																																
6 予定価格	（省略）																																
7 審査方式	事後審査方式 入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う。																																
8 落札方式	施工体制確認型総合評価方式（施工計画型）により落札決定を行う。（入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。） 【注意】 施工計画を求めない企業評価型による総合評価方式の場合には、「 <u>施工体制確認型総合評価方式（企業評価型）により落札決定を行う。（事業者及び配置予定技術者の技術評価を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。）</u> 」とする。																																
1 工事名（工事番号）	（省略）																																
2 工事場所	（省略）																																
3 工事内容	（省略）																																
4 工事概要	（省略）																																
5 工事日数（完成期限）	（省略）																																
6 予定価格	（省略）																																
7 審査方式	入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う、事後審査方式とする。																																
8 落札方式	入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式（施工計画型）により落札決定を行う。 【注意】 施工計画を求めない企業評価型による総合評価方式の場合には、「 <u>事業者及び配置予定技術者の技術評価を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式（企業評価型）により</u> 」とする。																																

9 入札手続	(省略)
10 低入札価格調査 ・最低制限価格	(省略)

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、一般競争入札共通事項（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

【注意】 単独・JV混合によるときは、次の文を追加すること。

なお、単体企業のほか、共同企業体による参加を認める。

◆単独として発注する場合の入札参加資格要件の例示

※JVとして発注する場合は、この項目は削除すること。

※単体JV混合により発注する場合は、この部分に「(1)単体企業の場合」と表記すること。

1 平成28年度高 知県建設工事競 争入札参加資格	建設工事の種類	(省略)
	等級	(省略)
	総合点数	(省略)
2 特定建設工事	(省略)	
3 営業所の拠点	【注意】 (省略) A 県内業者のみを対象とし、地域要件を付さない場合 高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者 B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者。	

9 入札手続	(省略)
10 低入札価格調査 ・最低制限価格	(省略)

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、一般競争入札共通事項（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1 平成27年度高 知県建設工事競 争入札参加資格	建設工事の種類	(省略)
	等級	(省略)
	総合点数	(省略)
2 特定建設工事	(省略)	
3 営業所の拠点	【注意】 (省略) A 県内業者のみを対象とし、地域要件を付さない場合 高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者 B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、 <u>入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。</u> ）	

<p>C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合</p> <p>高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内を除く区域に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、〇〇土木事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内を除く区域に営業所を置く者。</p> <p>D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合</p> <p>高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者。</p> <p>E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合</p> <p>△△市（町）（村）に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町）（村）に営業所を置く者。</p> <p>F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合</p> <p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>1 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土</p>	<p>C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合</p> <p>高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者以外の者、又は平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者以外の者。平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。</p> <p>D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合</p> <p>高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者、又は平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者。平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。</p> <p>E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合</p> <p>△△市（町）（村）に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町）（村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）</p> <p>F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合</p> <p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>1 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土</p>
--	---

	<p>木事務所の所管区域内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者のいずれかであって、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが×等級の者。</p> <p>2 △△市（町）（村）に主たる営業所を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者のうち△△市（町村）に営業所を置く者のいずれかであって、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが△等級の者。</p> <p>G 県外業者を含める場合（地域要件を設けることはできない。） 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の〇〇工事の総合評定値（総合評点）が××点以上の者。 なお、当該審査の基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日）であること。 また、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるものであるので、注意すること。</p>		<p>木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成27年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが×等級の者。</p> <p>2 △△市（町）（村）に主たる営業所を置く者（平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成27年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが△等級の者。</p> <p>G 県外業者を含める場合（地域要件を設けることはできない。） 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（当該審査基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。）の〇〇工事の総合評定値（総合評点）が××点以上のものであること。 なお、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるので注意すること。</p>
4 施工実績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。 次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <p>1 平成13年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。 (2 以下省略)</p>	4 施工実績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。 次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <p>1 平成12年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。 (2 以下省略)</p>

5 配置予定技術者	<p>次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項に示す質疑の方法に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p> <p>【注意】請負対象金額（税込）が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、「専任で」の表記は削除すること。</p>	5 配置予定技術者	<p>次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第3の2に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p> <p>【注意】請負対象金額（税込）が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、「専任で」の表記は削除すること。</p>
資格等	<p>1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>【注意】当該工事の技術者となることができる資格又は求める資格を記載すること。</p> <p>2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3か月以上雇用されている者であること。</p> <p>【注意】請負対象金額（税込）2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事では、「3か月以上」の表記は削除すること。 (3 省略)</p>	資格等	<p>1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>【注意】当該工事の技術者となることができる資格又は求める資格を記載すること。</p> <p>2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。</p> <p>【注意】請負対象金額（税込）2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事では、「3ヶ月以上」の表記は削除すること。 (3 省略)</p>
従事実績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>A (省略)</p> <p>B 企業の施工実績とは別の要件を設定する場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。ただし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は、実績として認めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成13年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 最終請負金額（税込み）が〇〇万円以上であること。 	従事実績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>A (省略)</p> <p>B 企業の施工実績とは別の要件を設定する場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。ただし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は、実績として認めない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成12年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 最終請負金額（税込み）が〇〇万円以上であること。

		<p>5 ○○工事であること。 ※なお、工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請は、<u>認める</u>。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分以上を超えていない場合は実績として認めない。</p>			<p>5 ○○工事であること。 ※なお、工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請も<u>可とする</u>。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分以上を超えていない場合は実績として認めない。</p>
<p>【注意】（省略）</p>			<p>【注意】（省略）</p>		
<p>◆JVとして発注する場合の入札参加資格の例示</p>					
<p>※単独として発注する場合は、この項目は削除すること。</p>					
<p>※単体JV混合により発注する場合は、この部分に「(2) 共同企業体の場合」と表記し、以下の内容を掲載すること。</p>					
<p>1 共同企業体の要件</p>	<p>(1) 各構成員の出資比率は当該共同企業体の出資総額の30%以上であり、かつ、代表構成員の出資比率は他の構成員と同等以上であること。 (2) 代表構成員は、構成員間相互で○○工事（建設業法上の工種）の格付の等級が異なる場合には、上位等級の者であること。 (3) この入札において、各構成員は同時に他の入札参加者の共同企業体構成員となっていないこと。 (4) 各構成員は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合でないこと。</p>				
<p>2 代表 構成員の 要件</p>	<p><u>【県内業者の場合】</u> ア 高知県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者で、建設業法第2条第1項に規定される○○工事（建設業法上の工種）について平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における○○工事（建設業法上の工種）の格付がA等級であること。 <u>【県外業者の場合】</u> ア （高知県内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち従たる営業所を有する者で）建設業法第2条第1項に規定される○○工事（建設業法上の工種）において、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格を有する者であり、かつ、建設業法第27条の23第1</p>				

	<p>項の規定による経営事項審査の〇〇工事（建設業法上の工種）の（うち〇〇の）総合評定値（総合評点）が〇〇点以上のものであること。なお、当該審査基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日）であること。</p> <p>また、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるものであるため、注意すること。</p> <p>【県内・県外共通】</p> <p>イ 〇〇工事（建設業法上の工種）に関して、建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。</p>	
施工実績	<p>アからオまでの要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <p>ア 平成13年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。</p> <p>イ 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。</p> <p>ウ 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。</p> <p>エ 最終請負金額（税込み）が〇〇円以上であること。</p> <p>オ 〇〇工事（建設業法上の工種）であること。</p>	
配置技術者等要件	<p>ア この工事に監理技術者として専任配置できる者であって、建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。</p> <p>イ この公告の日以前に代表構成員に採用され、申請時に引き続き3か月以上雇用されている者であること。</p> <p>ウ 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であって、〇〇工事（建設業法上の工種）における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p>	

		<p>企業要件の施工実績に掲げる要件を満たす工事への従事経験を有する者であること。</p> <p>ただし、従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外に専任配置を義務づけられた技術者に限るものとし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。</p> <p>(※なお、工場製作(桁製作等)工事の施工経験のある者と現場(架設等)工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請は、認める。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分を超えていない場合は実績として認めない。)</p>
3 その他 構成 員の 要件	企業 要件	<p>次のア又はイのいずれかの要件を満たす者であること。</p> <p>ア 高知県内に主たる営業所を置く者で、建設業法第2条第1項に規定される〇〇工事(建設業法上の工種)について平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事(建設業法上の工種)の格付がA等級であること。</p> <p>イ 高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)に規定する〇〇〇土木事務所の所管区域に主たる営業所を置く者(平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請(以下「希望区域登録申請」という。)を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。)又は希望区域登録を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者のいずれかであって、建設業法第2条第1項に規定される〇〇工事(建設業法上の工種)について平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事(建設業法上の工種)の格付が〇等級であること。</p>
	配置 技術 者 要	<p>ア この工事に主任技術者として専任配置できる者であって、建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者(許可業種は問わない。)でないこと。なお、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項に示す質疑の方法に準じて、申請書等の提出期限ま</p>

	件	<p>でに問い合わせること。</p> <p>イ この公告の日以前にその他の構成員に採用され、申請時に引き続き3か月以上雇用されている者であること。</p> <p>ウ ○○施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p>
<p>【注意】 企業要件、配置技術者要件については例示であり、発注する工事によって要件を決定すること。</p>		
<p>第3 入札日程等に関する事項</p>		
1_申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から平成○年○月○日(○)までの電子入札システム稼働時間中(閉庁日を除く午前9時から午後8時まで)。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。
	提出方法	共通事項で定める。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページに掲載する。 入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/ 又は○○土木事務所ホームページ (各契約機関のHPアドレスを記載)
2_設計図書の閲覧方法	(省略)	
3_設計図書等の質疑	(省略)	下記アドレスにて電子メールで提出。 ○○○○○○@ken.pref.kochi.lg.jp
4_入札書の提出	入札期間	平成○年○月○日(○)から平成○年○月○日(○)までの電子入札システム稼働時間中(閉庁日を除く午前9時から午後8時まで)。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。 なお、入札期間初日においては、質疑回答後入札開始とする場
<p>第3 入札日程等に関する事項</p>		
1_申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から平成○年○月○日(○)までの電子入札システム稼働時間中(閉庁日を除く午前9時から午後8時まで)。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。
	提出方法	共通事項第2の3で定める。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページからダウンロード。 入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/ 又は○○土木事務所ホームページ (各契約機関のHPアドレスを記載)
2_設計図書の閲覧方法	(省略)	
3_設計図書等の質疑	(省略)	送付アドレス E-mail: ○○○○○○@ken.pref.kochi.lg.jp
4_入札書の提出	入札期間	平成○年○月○日(○)から平成○年○月○日(月)までの電子入札システム稼働時間中(閉庁日を除く午前9時から午後8時まで)。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。 【注意】 「入札公告期間中の設計内容の軽微な変更の試行について(平成27年1月14日付け26高建管第1016号土木部長通知)」に定める日程により入札を行う場合は、下記を追記する。 なお、入札期間初日においては、質疑回答後入札開始とする場

		合がある。
	入札方法	共通事項で定める。
5_開札予定	(省略)	(省略)
6_追加書類	提出先	(省略)
(落札候補者のみ)	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時まで(いずれの日も閉庁日を除く)。

【注意】 (省略)

第4 総合評価の評価基準等

(1) 同種・類似工事の要件(一契約ですべての要件を満たすこと。)

評価区分	要件
企業の評価	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>1 平成18年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。</p> <p>2～6 (省略)</p>
配置予定技術者の評価	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>1 企業の評価に掲げる要件を満たす工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。</p> <p>2 従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。</p> <p>3 従事期間が工期の半分を超えていない場合は、評価対象としない。(※なお、工場製作(桁製作等)工事の施工経験のある者と現場(架設等)工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請は、認める。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分を超えていない場合は、評価対象としない。)</p>

【注意】 (省略)

(2) 企業の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		

		合がある。
	入札方法	共通事項第4で定める。
5_開札予定	(省略)	(省略)
6_追加書類	提出先	(省略)
(落札候補者のみ)	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時まで(閉庁日は除く。)

【注意】 (省略)

第4 総合評価の評価基準等

(1) 同種・類似工事の要件(一契約ですべての要件を満たすこと。)

評価区分	要件
企業の評価	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>1 平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。</p> <p>2～6 (省略)</p>
配置予定技術者の評価	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>1 企業の評価に掲げる要件を満たす工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。</p> <p>2 従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。</p> <p>3 従事期間が工期の半分を超えていない場合は、評価対象としない。(※なお、工場製作(桁製作等)工事の施工経験のある者と現場(架設等)工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請も可とする。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分を超えていない場合は評価対象としない。)</p>

【注意】 (省略)

(2) 企業の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		

同種・類似工事の実績の有無 (平成18年度以降) ※ 評価対象から除外する工事について、(6)を参照。	(省略)	(省略)	同種・類似工事の実績の有無 (平成17年度以降) ※ 評価対象から除外する工事について、(6)を参照。	(省略)	(省略)
同種・類似工事の成績評定 (平成23年度以降) ※ 高知県発注工事に限る。 ※ 評価対象から除外する工事について、(6)を参照。	(省略)	(省略)	同種・類似工事の成績評定 (平成22年度以降) ※ 高知県発注工事に限る。 ※ 評価対象から除外する工事について、(6)を参照。	(省略)	(省略)
直近の成績評定の最低点 (前年度実績) ※ 高知県発注工事に限る。	(省略)	(省略)	直近の成績評定の最低点 (前年度実績) ※ 高知県発注工事に限る。	(省略)	(省略)
優良工事表彰の有無 (平成23年度以降、業種：〇〇〇〇工事) ※ 評価対象から除外する工事について、(6)を参照。	(省略)	(省略)	優良工事表彰の有無 (平成20年度以降、業種：〇〇〇〇工事) ※ 評価対象から除外する工事について、(6)を参照。	(省略)	(省略)
ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	(省略)	(省略)	ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	(省略)	(省略)
	ISO 9000シリーズ、ISO14000シリーズ又はエコアクション21のいずれかを取得	(省略)		ISO 9000シリーズ又はISO14000シリーズ若しくはエコアクション21のいずれかを取得	(省略)
	(省略)	(省略)		(省略)	(省略)
舗装工事施工体制	(省略)	(省略)	舗装工事施工体制	(省略)	(省略)
地域性・社会性評価 (省略)			地域性・社会性評価 (省略)		
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)
地域ボランティアの有無 (前年度実績) 【注意】必要に応じ「〇〇土木事務所管内での実績に限る。」を追記する。	地域点数 20点以上相当	10点	地域ボランティアの有無 (前年度実績) 【注意】必要に応じ「〇〇土木事務所管内での実績に限る。」を追記する。	入札参加資格決定通知書の地域点数 20点以上相当	10点
	〃 15点以上20点未満相当	8点		〃 15点以上20点未満相当	8点
	〃 10点以上15点未満相当	6点		〃 10点以上15点未満相当	6点
	〃 5点以上10点未満相当	4点		〃 5点以上10点未満相当	4点
	〃 1点以上5点未満相当	2点		〃 1点以上5点未満相当	2点
	ボランティア活動 無	0点		ボランティア活動 無	0点

(省略)	(省略)
合計	〇点（合計点を <u>6</u> 点に換算。）

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の従事実績の有無 (平成18年度以降)	(省略)	(省略)
同種・類似工事の成績評定 (平成23年度以降) ※ 高知県発注工事に限る。	(省略)	(省略)
優良工事表彰の有無 (平成23年度以降、業種：〇〇 〇〇工事)	(省略)	(省略)
継続学習制度（CPD）への取組 (省略)	(省略)	(省略)
配置予定技術者の資格	(省略)	(省略)
合計	〇点（合計点を4点に換算。）	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	10点	・開札後、低入札を行った者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 ・低入札を行わなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」（満点）として評価する。
	可	4点	
	不可	0点	
施工体制確保の	良	10点	

(省略)	(省略)
合計	〇点（合計点を <u>4</u> 点に換算。） 【注意】企業評価型は、「（合計点を5点に換算。）」とする。

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の従事実績の有無 (平成17年度以降)	(省略)	(省略)
同種・類似工事の成績評定 (平成22年度以降) ※ 高知県発注工事に限る。	(省略)	(省略)
優良工事表彰の有無 (平成20年度以降、業種：〇〇 〇〇工事)	(省略)	(省略)
継続学習制度（CPD）への取組 (省略)	(省略)	(省略)
配置予定技術者の資格	(省略)	(省略)
合計	〇点（合計点を4点に換算。） 【注意】企業評価型は、「（合計点を5点に換算。）」とする。	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	10点	・開札後、低入札を行った者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 ・低入札を行わなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」（満点）として評価する。
	可	4点	
	不可	0点	
施工体制確保の	良	10点	

確実性	可 不可	4点 0点	
合計	20点 【注意】企業評価型は配点の「良」を5点、「可」を2点とし、合計は10点と表記する。		

(5) 施工計画の評価 【注意】企業評価型では削除する。

評価項目	評価基準	配点	オーバースペック
工程管理に関する所見 (具体的な項目)	特に優れた工夫がある	15点	本工事に於いて、次の提案はオーバースペックと判断して評価しない。 【注意】工事の特性に応じて提案上のオーバースペックを設計図書で示した数量、項目を基に具体的に明示すること。 ・例：安全対策において設計図書で示した員数を超える交通整理人の配置。 ・例：設計図書で指示していない振動又は騒音の調査実施。
	優れた工夫がある	10点	
	工夫がある	5点	
	適切である	0点	
材料等の品質管理に関する所見 (具体的な項目)	特に優れた工夫がある	15点	【注意】工事の特性に応じて提案上のオーバースペックを設計図書で示した数量、項目を基に具体的に明示すること。
	優れた工夫がある	10点	
	工夫がある	5点	
	適切である	0点	
施工上の課題に関する所見 (具体的な項目)	特に優れた工夫がある	15点	・例：安全対策において設計図書で示した員数を超える交通整理人の配置。
	優れた工夫がある	10点	
	工夫がある	5点	
	適切である	0点	
施工上配慮すべき事項に関する所見 (具体的な項目)	特に優れた工夫がある	15点	・例：設計図書で指示していない振動又は騒音の調査実施。
	優れた工夫がある	10点	
	工夫がある	5点	
	適切である	0点	
合計	〇点（合計点を15点に換算。）		

(6) (省略)

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
----	-------

確実性	可 不可	4点 0点	
合計	20点 【注意】企業評価型は配点の良を5点、可2点、合計は10点と表記する。		

(5) 施工計画の評価 【注意】企業評価型では求めないので削除する。

評価項目	評価基準	配点	オーバースペック
工程管理に関する所見 (具体的な項目)	特に優れた工夫がある	12点	本工事に於いて、次の提案はオーバースペックと判断して評価しない。 【注意】工事の特性に応じて提案上のオーバースペックを設計図書で示した数量、項目を基に具体的に明示すること。
	優れた工夫がある	8点	
	工夫がある	4点	
	適切である	0点	
材料等の品質管理に関する所見 (具体的な項目)	特に優れた工夫がある	12点	【注意】工事の特性に応じて提案上のオーバースペックを設計図書で示した数量、項目を基に具体的に明示すること。
	優れた工夫がある	8点	
	工夫がある	4点	
	適切である	0点	
施工上の課題に関する所見 (具体的な項目)	特に優れた工夫がある	12点	・例：安全対策において設計図書で示した員数を超える交通整理人の配置。
	優れた工夫がある	8点	
	工夫がある	4点	
	適切である	0点	
施工上配慮すべき事項に関する所見 (具体的な項目)	特に優れた工夫がある	12点	・例：設計図書で指示していない振動又は騒音の調査実施。
	優れた工夫がある	8点	
	工夫がある	4点	
	適切である	0点	
合計	〇点（合計点を12点に換算。）		

(6) (省略)

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
----	-------

<p>申請書等 (申請時に電子ファイルで添付する書類)</p>	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1) 2 企業の評価項目一覧表(様式5) 3 配置予定技術者の評価項目一覧表(様式6) 【注意】施工計画等の技術提案を求めない場合、以下の項目は削除すること。 4 施工上の課題に関する所見(様式9) A4用紙1枚以内で、本文の文字フォントサイズを10.5ポイント程度として作成すること。 【注意】用紙枚数は内容に応じて変更することを妨げない。</p>	<p>申請書等 (申請時に電子ファイルで添付する書類)</p>	<p>1 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1) 2 企業の評価項目一覧表(様式5) 3 配置予定技術者の評価項目一覧表(様式6) 【注意】施工計画等の技術提案を求めない場合、以下の様式は削除すること。 4 施工上の課題に関する所見(様式9) A4用紙1枚以内で、本文の文字フォントサイズを10.5ポイント程度として作成すること。 【注意】用紙枚数は内容に応じて変更することを妨げない。</p>
<p>入札時に電子ファイルで添付する書類</p>	<p>(省略)</p>	<p>入札時に電子ファイルで添付する書類</p>	<p>(省略)</p>
<p>追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※ 持参又は郵送</p>	<p>1～3 (省略) 4 平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 5～7 (省略) ※JVの場合は、以下も提出すること。 8 協定書(様式10) 9 使用印鑑届(様式11) 10 委任状(様式12)</p>	<p>追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※ 持参又は郵送</p>	<p>1～3 (省略) 4 平成27年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 5～7 (省略)</p>
<p>第7 (省略) 1～3 (省略) 【注意】一般競争入札の公告において、設計内容の軽微な変更による入札の続行(建設工事一般競争入札事務取扱要領(平成22年3月31日付け21高建管第1266号土木部長通知)第3の7に定めるところによる。)を行わないものとするときは、下記4を削除し、必要に応じて以降の番号を繰り上げること。 4 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。 【注意】以下5及び6の項目は、必要により追記すること。</p>	<p>第7 (省略) 1～7 (省略) 【注意】以下4及び5の項目は、必要により追記すること。</p>		

5 この工事に係る設計業務の受託者でないこと。

6 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

【注意】 予定価格（税込み）が5億円未満の場合は、下記を削除する。

7 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。

【注意】 年度内支払を行わない場合は、下記を追記する。

8 平成28年度の支払（前金払等）については行わない。

一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価方式）

公告（共通事項）

高知県が発注する建設工事について、施工体制確認型総合評価方式一般競争入札を事後審査方式により実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種工事の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は、別に一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

なお、公告に関し、共通事項と個別事項において重複して定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

4 この工事に係る設計業務の受託者でないこと。

5 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

【注意】 予定価格（税込み）が5億円未満の場合は、下記を削除する。

6 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。

【注意】 年度内支払を行わない場合は、下記を追記する。

7 平成27年度の支払（前金払等）については行わない。

【注意】「入札公告期間中の設計内容の軽微な変更の試行について（平成27年1月14日付け26高建管第1016号土木部長通知）」により入札を行う場合は、下記を追記する。

8 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。

一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価あり・単独）

公告（共通事項）

高知県が発注する建設工事について、施工体制確認型総合評価方式一般競争入札を事後審査方式により実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種工事の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

なお、公告に関し、共通事項と個別事項において重複して定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

第1 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者。
- 3 公告の日以後落札決定前の間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者。
- 4 建設業法（昭和24年法律第100号）第8条第9号及び高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者。
- 5 個別事項で定める要件を満たす者。

第2 入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、以下により、申請書等提出期限までに個別事項で定める申請書等を提出しなければならない。

- 1 （省略）
- 2 作成要領等
ダウンロードした様式により下記の申請書等を作成すること。
(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
(2) 企業の評価項目一覧表（様式5）及び配置予定技術者の評価項目一覧表（様式6）については、審査を受けようとする項目に○印を付し、申請内容に関する自らの評価点を該当欄に記載すること。申告のあった評価点は、落札候補者の「企業の評価」及び「配置予定技術者の評価」の点数について挙証資料の精査を行い、申告された内容が適当であると認められた場合に当該点数が確定するものとする。

第1 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、個別事項第2において定めるもののほか、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- 3 公告の日以後落札決定前の間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

第2 入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、申請書等提出期限までに以下により、個別事項第5において定める申請書等を提出しなければならない。

- 1 （省略）
- 2 作成要領等
ダウンロードした様式により下記の申請書等を作成すること。
(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
(2) 企業の評価項目一覧表（様式5）及び配置予定技術者の評価項目一覧表（様式6）については、審査を受ける項目の有無を、○印を付して明示し、自らの申請内容に関する評価点を該当欄に記載すること。申告のあった評価点は、落札候補者の「企業の評価」及び「配置予定技術者の評価」の点数について挙証資料の精査を行い、申告された内容が適当であると認められた場合に当該点数が確定するものとする。

なお、配置予定技術者の評価項目一覧表（様式6）について、申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合又は工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者とで申請する場合には、複数の候補者をもって申請することができるが、その場合には、評価値が低い者を審査対象とする。

3 提出方法

(1) 申請書等

個別事項で定める受付時間に、電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、作成済の電子ファイルを添付して提出すること。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び申請書に添付すべき必要書類の提出がない落札候補者は失格とする。

(2) 電子ファイルの作成方法

ア 電子入札システムに添付する電子ファイルは、次のいずれかのファイル形式により作成すること。また、ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう注意すること。ただし、施工計画を求める総合評価方式における技術提案については、下記①に限る。

- ① Word2007で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.docx又は拡張子.docで保存したもの
（以下「Wordファイル」という。）
- ② Excel2007で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.xlsx又は拡張子.xlsで保存したもの
- ③ PDF形式のファイル
- ④ 画像ファイル（JPEG形式又はGIF形式）
- ⑤ 発注者が特に認めたファイル形式（必ず事前に協議すること。）

イ 電子ファイルの圧縮を行う場合は、必ずZIP形式によること。自己解凍形式を含め、他の圧縮形式によるファイルの提出は認めない。

(3) 電子入札システムへの申請登録時に電子ファイルの添付ができない場合（添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、システムの制約による場合に限る。）は、その旨を電話等で入札実施機関契約担当に伝えるとともに、(1)に準じて電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から入札参加資格確認申請を行ったうえで、別に通知する場合を除いて、次のとおり持参又は郵便等により、申請書等提出期間の最終日の午後5時までに提出

なお、申請書等の提出時に配置予定技術者を特定することができない場合又は工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名で申請する場合には、複数の候補者をもって申請することができるが、その場合、評価値が低い者を審査対象とするので、配置予定技術者の評価項目一覧表（様式6）の作成に当たっては注意すること。

3 提出方法

(1) 申請書等

電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、作成済の電子ファイルを添付して提出すること（閉庁日を除く毎日午前9時から午後8時までの間。）。なお、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び申請書に添付すべき必要書類の提出がない落札候補者は失格とする。

なお、この公告における「閉庁日」とは、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条に定める県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）をいう。

(2) 電子ファイルの作成方法

ア 電子入札システムに添付する電子ファイルは、次のいずれかのファイル形式により作成すること。また、ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう注意すること。ただし、施工計画を求める総合評価方式における技術提案については、下記①のWord形式で保存されたものに限る。

- ① Word2007により読み込み可能なバージョンで保存したもの
- ② Excel2007により読み込み可能なバージョンで保存したもの
- ③ PDF形式のファイル
- ④ 画像ファイル（JPEG形式又はGIF形式）
- ⑤ 上記のほか、発注者が特に認めたファイル形式（事前に協議のこと。）

イ 電子ファイルの圧縮を行う場合は、必ずZIP形式によること。自己解凍形式を含め、他の圧縮形式によるファイルの提出は認めない。

(3) 添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、電子入札システムへの申請登録時に電子ファイルの添付ができない場合は、その旨を電話等で入札実施機関契約担当に伝えるとともに、（1）に準じて電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から入札参加資格確認申請を行ったうえで、別に通知する場合を除いて、次のとおり持参又は郵便等により、申請書等提出期間の最終日の午後5時までに提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。

<p>すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。</p> <p>ア 申請書等の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、工事名、工事番号及び開札予定日を明記し、「申請書等」と朱書きして封かんすること（申請書等を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）。また、紙ファイルでの提出の場合、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）には押印が必要なので注意すること。</p> <p>イ 郵便等による提出の場合は、アの封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「申請書等在中」と朱書きすること。</p> <p>(4) 提出先・期限 個別事項で定める。 <u>なお、この公告（個別事項を含む。）における「閉庁日」とは、高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条に定める県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）をいう。</u></p> <p>第3 設計書等の閲覧について</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 質疑応答</p> <p>(1) 質疑書はWordファイル（第2の3（2）①に同じ。）で作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付して入札実施機関へ送付すること。 <u>電子メールに指定形式以外のファイルを添付して送付されたもの又は指定以外の方法による質疑（FAX又は電話によるもの等）には回答しない。</u></p> <p>(2) 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関契約担当に伝えること。</p> <p>(3) 質問に対する回答は、質問を行った者及び第2の入札参加資格確認申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。</p> <p>(4) 質疑書提出期限・回答期限 個別事項で定める。</p> <p>第4 入札方法</p> <p>1 個別事項で定める入札期間に、入札金額を電子入札システムに登録する方法で入札を行うこと。</p> <p>2 <u>入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。落札決定に当たっては、電子入札システムに登録された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とする。</u></p>	<p>ア 申請書等の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、工事名、工事番号及び開札予定日を明記し、「申請書等」と朱書きして封かんすること（申請書等を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）。また、紙ファイルでの提出の場合、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）には押印が必要なので注意すること。</p> <p>イ 郵便等による提出の場合は、アの封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「申請書等在中」と朱書きすること。</p> <p>(4) 提出先・期限 個別事項第3において定める。</p> <p>第3 設計書等の閲覧について</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 質疑応答</p> <p>(1) 質疑書はWord2007により読み込み可能なバージョンで保存し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付のうえ入札実施機関へ送付すること。 <u>指定した方法以外のファイル形式で送付のあったもの、FAX、電話等の方法による質疑には回答しない。</u></p> <p>(2) 質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で入札実施機関契約担当に伝えること。</p> <p>(3) 質問に対する回答は、質問を行った者及び第2の入札参加資格確認申請を行った者にその旨を電子メールで通知する。</p> <p>(4) 質疑書提出期限・回答期限 個別事項第3において定める。</p> <p>第4 入札方法</p> <p>1 個別事項で定める入札期間に、入札金額を電子入札システムに登録する方法で入札を行うこと。</p> <p>2 落札決定に当たっては、電子入札システムに登録された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、<u>入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。</u></p>
---	--

3 建設工事に係る入札では、入札金額の電子入札システム登録時には、当該入札金額の工事費内訳書を作成し、第2の3(2)により電子ファイル化したうえで添付すること。

電子入札システムで添付ファイルとして提出するときは、押印は必要ない。

なお、工事費内訳書の様式は、土木部建設管理課ホームページからダウンロードできる。同様に記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式によらなくてもよいものとする。

また、工事費内訳書を添付していない者が落札候補者となったときは、その者を失格とする。

4 電子入札システムへの入札金額登録時に電子ファイルの添付ができない場合(添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、システムの制約による場合に限る。)は、持参又は郵便等により、別に通知する場合を除いて、入札締切日午後5時(再度入札の場合は入札受付期限)までに次の方法で提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。なお、書面により提出される工事費内訳書には押印が必要となるので注意すること。

(1) 工事費内訳書の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、工事名、工事番号及び開札予定日を明記し、「工事費内訳書」と朱書きして封かんすること(工事費内訳書を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない)。

(2) 郵便等による場合は、(1)の封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「工事費内訳書在中」と朱書きすること。

(5から9まで 省略)

10 再度入札における入札の受付期限は、別に通知する場合を除いて、対象となった入札の開札日の翌日(その日が閉庁日の場合は、その日以降直近の開庁日とする。)の午前11時とし、受付期限後に直ちに開札を行う。

入札参加者は、2から7までの方法により入札を行うこと。工事費内訳書の提出期限は、入札受付期限と同様とする。ただし、再度入札の場合、工事費内訳書は電子入札システムによる送付ができないので、再度入札となる旨の通知の際に指定するアドレスあて電子メールでの送付又は4による方法で工事費内訳書を提出すること。

(第5から第7まで 省略)

第8 総合評価の方法

個別事項で定める総合評価項目、評価基準及び配点の得点の合計(以下「評価点」という。)を、当該入札者の入札価格で除して得られた数値(以下「評価値」という。)で評価を行う。ただし、施工体制についての評価は第11による。

3 すべての建設工事に係る入札にあっては、入札金額の電子入札システム登録時には、当該入札金額の工事費内訳書を作成し、第2の3(2)により電子ファイル化したうえで添付すること。

電子入札システムで添付ファイルとして提出されるので押印は必要ない。工事費内訳書の提出がない落札候補者は失格とする。

なお、工事費内訳書の様式は、土木部建設管理課ホームページからダウンロードできる。また、同様に記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式によらなくてもよいものとする。

4 添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、電子入札システムへの入札金額登録時に電子ファイルの添付ができない場合は、次により持参又は郵便等により、別に通知する場合を除いて、入札締切日午後5時(再度入札の場合は入札受付期限)までに提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。なお、書面により提出される工事費内訳書には押印が必要となるので注意すること。

ア 工事費内訳書の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、工事名、工事番号及び開札予定日を明記し、「工事費内訳書」と朱書きして封かんすること(工事費内訳書を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない)。

イ 郵便等による場合は、アの封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「工事費内訳書在中」と朱書きすること。

(5から9まで 省略)

10 再度入札における入札の受付期限は、別に通知する場合を除いて、対象となった入札の開札日の翌日(閉庁日の場合は、1日ずつ繰り越す。)の午前11時とし、受付期限後に直ちに開札を行う。

入札参加者は、2から7までの方法により入札を行うこと。工事費内訳書の提出期限は、入札受付期限と同様とする。ただし、再度入札の場合、工事費内訳書は電子ファイルの添付ができないので、指定するアドレスあて電子メールでの送付又は4による方法で工事費内訳書を提出すること。

(第5から第7まで 省略)

第8 総合評価の方法

個別事項第4において定める総合評価の項目・基準及び配点の得点の合計(以下「評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除して得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行う。ただし、施工体制については第11により評価を行う。

(1) 評価点

<p>(1) 評価点</p> <p>ア 入札参加資格要件を満たしたすべての者に標準点を与え、これに入札参加者から申告のあった評価項目の加算点を加える。ただし、施工計画の提案を求める総合評価方式において、<u>提案がない者又は不適当な施工計画の提案を行ったと判断される者については、失格とする。</u>また、施工計画の提案において、必要以上の過度な提案（以下「オーバースペック」という。）は、<u>評価しない。</u>オーバースペックの例示は、個別事項で定める。</p> <p>イ 標準点は100点とする。</p> <p>ウ 加算点は個別事項で定める。</p> <p>(2) 評価値</p> <p>標準点と加算点の合計を、当該入札参加者の入札書記載の価格（単位は「億円」に換算する。）で除して得られた値（小数第4位未満切捨て）とする。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 評価内容の担保</p> <p>ア 舗装工事施工体制において、AS舗装工を自社で施工すると申請して加算を受け、落札者となった者については、自社施工の有無を施工中及び完了後に確認を行う。その結果、自社施工を達成していなかった場合には、<u>工事成績評定の減点措置を行う（－8点）。</u></p> <p>イ 自社工場（製作）の有無において、高知県内に自社工場を所有し、当該工事における製作物を当該自社工場で作成すると申請して加算を受け、落札者となった者については、当該自社工場で作成したかどうか施工中及び完了後に確認を行う。その結果、自社工場製作を達成していなかった場合には、<u>工事成績評定の減点措置を行う（－8点）。</u></p> <p>ウ (省略)</p> <p>第9 落札決定の方法</p> <p>(1及び2 省略)</p> <p>3 落札候補者に求める追加書類</p> <p>開札の結果、落札候補者となった者は、個別事項で定める追加書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 追加書類作成における共通注意事項</p> <p>ア 書式はA4版とし、紙ファイルで提出すること。</p> <p>イ <u>一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下「CORINS」という。）</u></p>	<p>ア 入札参加資格要件を満たしたすべての者に標準点を与え、これに入札参加者から申告のあった評価項目（<u>評価項目・評価基準及び配点は個別事項第4において定める。</u>）の加算点を加える。ただし、施工計画の提案を求める総合評価方式において、<u>白紙又は不適当な施工計画の提案を行ったと判断される者については失格とする。</u>また、施工計画の提案において、必要以上の過度な提案（以下「オーバースペック」という。）については評価しない。オーバースペックの例示は個別事項第4において定める。</p> <p>イ 標準点は100点とする。</p> <p>ウ 加算点は個別事項第4で定める。</p> <p>(2) 評価値</p> <p>標準点と加算点の合計を、当該入札参加者の入札書記載の価格（単位は「億円」に換算する。）で除して得られた値（<u>小数点第5位以下切捨て</u>）とする。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 評価内容の担保</p> <p>ア 舗装工事施工体制において、AS舗装工を自社で施工すると申請して加算を受け、落札者となった者については、自社施工の有無を施工中及び完了後に確認を行う。その結果、自社施工を達成していなかった場合には、<u>ペナルティーとして工事成績評定の減点措置（－8点）</u>を行う。</p> <p>イ 自社工場（製作）の有無において、高知県内に自社工場を所有し、当該工事における製作物を当該自社工場で作成すると申請して加算を受け、落札者となった者については、当該自社工場で作成したかどうか施工中及び完了後に確認を行う。その結果、自社工場製作を達成していなかった場合には、<u>ペナルティーとして工事成績評定の減点措置（－8点）</u>を行う。</p> <p>ウ (省略)</p> <p>第9 落札決定の方法</p> <p>(1及び2 省略)</p> <p>3 落札候補者に求める追加書類</p> <p>開札後、落札候補者となった者は、個別事項第5で定める追加書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 追加書類作成における共通注意事項</p> <p>ア 書式はA4版とし、紙ファイルで提出すること。</p> <p>イ CORINS工事カルテ等の挙証資料については、原則としてA4サイズ1枚につき片面に2ページ分を掲載し、かつ、両面印刷とすること（表裏合わせて4ページ分となる。）。</p>
--	--

<p>工事カルテ等の挙証資料については、原則としてA4サイズ1枚につき片面に2ページ分を掲載し、かつ、両面印刷とすること（表裏合わせて4ページ分となる。）。</p> <p>ウ （以下省略）</p> <p>(2) 個別書類の作成における注意事項</p> <p>ア 同種工事の施工実績（様式2）</p> <p>企業としての同種工事の施工実績を記載すること。</p> <p>工事内容の確認資料として、CORINSに登録しているCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。</p> <p>イ 配置予定技術者名簿（様式3、JVにあっては様式3（共同企業体用・その他構成員）を含む。）</p> <p>（省略）</p> <p>（ウ 省略）</p> <p>エ 特定建設工事共同企業体協定書（特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）が行う工事で提出。様式10）</p> <p><u>本協定書は、落札者となり契約締結となった場合でも改めて徴取はしない。したがって、契約締結後の共同企業体の施工は、入札参加申請時に提出された本協定書に基づき行われることになるので、それを前提に作成のこと。</u></p> <p>オ 使用印鑑届（JVが行う工事で提出。様式11）</p> <p><u>落札者となり契約締結となった場合には、請負契約関係提出書類の使用印鑑はすべて本届で届け出られた印鑑を使用しなければならないことに注意。</u></p> <p>カ 委任状（JVが行う工事で提出。様式12）</p> <p><u>共同企業体工事の入札はすべて代表構成員を相手方とすることになるので、そのための委任行為を明らかにするためのもの。</u></p> <p><u>紙による入札時には、復代理人の選任を要する場合があります、その場合は代表構成員から復代理人への委任状が必要であること。</u></p> <p>キ 総合評価方式関係資料の作成要領等</p> <p>（省略）</p> <p>表1 企業の評価</p>	<p>ウ （以下省略）</p> <p>(2) 個別書類の作成における注意事項</p> <p>ア 同種工事の施工実績（様式2）</p> <p>企業としての同種工事の施工実績を記載すること。</p> <p>工事内容の確認資料として、<u>一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（CORINS）に登録しているCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。</u></p> <p>イ 配置予定技術者名簿（様式3）</p> <p>（省略）</p> <p>（ウ 省略）</p> <p>エ 総合評価方式関係資料の作成要領等</p> <p>（省略）</p> <p>表1 企業の評価</p>
--	--

評価項目	審査に必要な資料	評価項目	審査に必要な資料
技術力評価		技術力評価	
同種・類似工事の実績の有無 ※ 平成18年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したもの ※ 総合評価の評価対象から除外する工事については個別事項第4を参照のこと。	(省略)	同種・類似工事の実績の有無 ※ 平成17年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したもの ※ 総合評価の評価対象から除外する工事については個別事項第4を参照のこと。	(省略)
同種・類似工事の成績評定 ※ 平成23年度以降に完了した高知県発注工事であって、同種・類似工事に該当する実績を3件提出すること。成績評定の審査対象とする実績が3件に満たない場合は、実績件数として審査を申請するすべての実績を提出すること。 ※ 総合評価の評価対象から除外する工事については個別事項第4を参照のこと。	(省略)	同種・類似工事の成績評定 ※ 平成22年度以降に完了した高知県発注工事であって、同種・類似工事に該当する実績を3件提出すること。成績評定の審査対象とする実績が3件に満たない場合は、実績件数として審査を申請するすべての実績を提出すること。 ※ 総合評価の評価対象から除外する工事については個別事項第4を参照のこと。	(省略)
直近の成績評定の最低点 ※ 前年度に評定（再評定を含む。）された高知県発注工事の全業種の成績評定を対象とする。	(省略)	直近の成績評定の最低点 ※ 前年度に評定（再評定を含む。）された高知県発注工事の全業種の成績評定を対象とする。	(省略)
優良工事表彰の有無 ※ 平成23年度以降に受けた、発注工事と同一業種の表彰に限る。 ※ 総合評価の評価対象から除外する工事については個別事項を参照のこと。	○ 平成23年度以降に国、地方公共団体等（市町村を除く。）に表彰された賞状の写し ○ 表彰を受けた工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写し等、工事の業種が申請案件と同一であることを確認できる資料。	優良工事表彰の有無 ※ 平成20年度以降に受けた、発注工事と同一業種の表彰に限る。 ※ 総合評価の評価対象から除外する工事については個別事項第4を参照のこと。	○ 平成20年度以降に国、地方公共団体等（市町村を除く。）に表彰された賞状の写し ○ 表彰を受けた工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写し等、工事の業種が申請案件と同一であることを確認できる資料。
ISOマネジメントシステム 審査登録等の有無	(省略)	ISOマネジメントシステム 審査登録等の有無	(省略)

舗装工事施工体制	(省略)
地域性・社会性評価	
(省略)	

表2 配置予定技術者の評価

評価項目	審査に必要な資料
技術力評価	
同種・類似工事への従事実績の有無 ※ 平成18年度以降に、元請として完成・引渡し完了したもの	(省略)
同種・類似工事の成績評定 ※ 平成23年度以降に完了した高知県発注工事であって、同種・類似工事に該当する実績を3件提出すること。成績評定の審査対象とする実績が3件に満たない場合は、実績件数として審査を申請するすべての実績を提出すること。	(省略)
優良工事表彰の有無 ※ 平成23年度以降に受けた、発注工事と同一業種の表彰に限る。	○ 平成23年度以降に国、地方公共団体等（市町村を除く。）に表彰された賞状の写し ○ 表彰を受けた工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写し等、工事の業種が申請案件と同一であることを確認できる資料。
継続学習制度（CPD）への取組	○ 平成28年4月1日以降に各団体CPD協議会が発行した学習履歴証明書の写し
配置予定技術者の資格	(省略)

舗装工事施工体制	(省略)
地域性・社会性評価	
(省略)	

表2 配置予定技術者の評価

評価項目	審査に必要な資料
技術力評価	
同種・類似工事への従事実績の有無 ※ 平成17年度以降に、元請として完成・引渡し完了したもの	(省略)
同種・類似工事の成績評定 ※ 平成22年度以降に完了した高知県発注工事であって、同種・類似工事に該当する実績を3件提出すること。成績評定の審査対象とする実績が3件に満たない場合は、実績件数として審査を申請するすべての実績を提出すること。	(省略)
優良工事表彰の有無 ※ 平成20年度以降に受けた、発注工事と同一業種の表彰に限る。	○ 平成20年度以降に国、地方公共団体等（市町村を除く。）に表彰された賞状の写し ○ 表彰を受けた工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写し等、工事の業種が申請案件と同一であることを確認できる資料。
継続学習制度（CPD）への取組 ※ <u>（公社）日本建築士会連合会については、平成22年度より推奨単位が変更になっているため、単位の換算に注意すること。</u>	○ 平成27年4月1日以降に各団体CPD協議会が発行した学習履歴証明書の写し
配置予定技術者の資格	(省略)

<p>4 追加書類の提出 落札候補者は、下記により個別事項で定める提出期限内に、<u>入札実施機関へ持参又は郵送により提出すること。</u> (省略)</p> <p>5 落札者の決定方法 落札候補者から提出された申請書等及び追加書類の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があり、評価値が最も高い者と認められた場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。 落札候補者について入札参加資格が認められなかった場合又は追加書類を期限までに提出しない場合は、当該落札候補者を失格としたうえで、次順位者から追加書類の提出を求め、審査を行う。 また、審査の結果、落札候補者の評価値に変動があり、順位が入れ替わる場合は、最も評価値が高い者を落札候補者として追加書類の提出を求め、審査を行う。<u>以下、落札者が決定するまで、順に同様の手続を行う。</u> (省略)</p> <p>第10 低入札価格調査</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）において、開札の結果自らが低入札を行っていた場合の<u>低入札価格調査の辞退をあらかじめ申し出ることができる。</u>入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出た入札参加者が、開札の結果低入札を行っていた場合は、その時点で当該入札参加者は失格とする。</p> <p>3 低入札を行った者（以下「低入札者」という。）が工事費内訳書を提出していないとき、又は落札候補者が工事費内訳書を提出していないときは、その者を失格とする。また、工事費内訳書において、個別事項で定める失格基準の各項目に係る金額の記載がない場合は、工事費内訳書を提出しなかったものとみなし、その者を失格とする。</p> <p>4 失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が、<u>個別事項で定める失格基準のいずれかを下回るときは、その者を失格とする。</u> また、低入札者から提出された工事費内訳書の実際の合計額が記載された数字の合計と一致しない等工事費内訳書の記載誤りがある場合又は工事費内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者を失格とする。</p>	<p>4 追加書類の提出 落札候補者は、下記により個別事項第3で示す提出期限内に入札実施機関に持参又は郵送により提出すること。 (省略)</p> <p>5 落札者の決定方法 落札候補者から提出された申請書等及び追加書類の審査を行い、審査の結果、入札参加資格があり、評価値が最も高い者と認められた場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。 落札候補者について入札参加資格が認められなかった場合又は追加書類を期限までに提出しない場合は、当該落札候補者を失格としたうえで、次順位者から追加書類の提出を求め、審査を行う。 また、審査の結果、落札候補者の評価値に変動があり、順位が入れ替わる場合は、最も評価値が高い者を落札候補者として追加書類の提出を求め、審査を行う。<u>なお、落札者が決定するまで、順に同様の手続を行う。</u> (省略)</p> <p>第10 低入札価格調査</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）において、開札の結果自らが低入札を行っていた場合は<u>低入札価格調査を受けること</u>をあらかじめ辞退できる。入札参加申請時に低入札価格調査を辞退している入札参加者が、開札の結果低入札を行っていた場合は、その時点で当該入札参加者は失格とする。</p> <p>3 低入札を行った者（以下「低入札者」という。）が工事費内訳書を提出していないとき、又は落札候補者が工事費内訳書を提出していないときは、その者を失格とする。また、工事費内訳書において、個別事項第7で定める失格基準の各項目に係る金額の記載がない場合は、工事費内訳書を提出しなかったものとみなし、その者を失格とする。</p> <p>4 失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が個別事項第7で定める失格基準のいずれかを下回るときは、その者を失格とする。 また、低入札者から提出された工事費内訳書の実際の合計額が記載された数字の合計と一致しない等工事費内訳書の記載誤りがある場合又は工事費内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者を失格とする。</p>
---	---

<p>5 入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出ておらず、開札の結果失格基準に該当しない低入札者は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。</p> <p>なお、当該低入札者は、低入札調査資料提出の期限までに別途定める辞退書を提出することにより低入札調査の辞退を申し出ることができる。</p> <p>6 入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出ておらず、失格基準に該当しない低入札者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該低入札者は失格とする。</p> <p>また、入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出ておらず、開札の結果失格基準に該当しない低入札者の施工体制評価について、第11の4の表2施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」にのみ該当するものとして評価した場合において、評価値でその他の低入札者でない者が最高点となることが明らかなきにおいても、その時点で調査を中止し、当該低入札者の施工体制評価は、施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」のみに該当するものとして評価する。</p> <p>なお、調査を中止するこれらの場合においては、低入札調査関係資料は徴収しない。</p> <p>(7以下省略)</p> <p>第11 施工体制評価</p> <p>2 施工体制評価点</p> <p>品質確保の実効性、施工体制確保の確実性について、企業評価型では、各々「良」(5点)、「可」(2点)、「不可」(0点)とし、その合計点を施工体制評価点(満点10点)とする。施工計画型では各々「良」(10点)、「可」(4点)、「不可」(0点)とし、その合計点を施工体制評価点(満点20点)とする。なお、<u>技術提案型及び高度技術提案型総合評価方式</u>においては、個別事項に定めるとおりとする。</p> <p>(3及び4 省略)</p> <p>表1 品質確保の実効性評価基準</p>	<p>5 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退しておらず、失格基準に該当しない低入札者は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。</p> <p>なお、当該低入札者は、低入札調査資料提出の期限までに別途定める辞退書を提出することにより低入札調査の辞退を申し出ることができる。</p> <p>6 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退しておらず、失格基準に該当しない低入札者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該低入札者は失格とする。</p> <p>また、入札参加申請時に低入札価格調査を辞退しておらず、失格基準に該当しない低入札者の施工体制評価について、第11の4の表2施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」にのみ該当するものとして評価した場合において、評価値でその他の低入札者でない者が最高点となることが明らかなきにおいても、その時点で調査を中止し、当該低入札者の施工体制評価は、施工体制確保の確実性評価基準の10「工程管理上支障が生じるおそれがあるその他、施工体制上何らかの問題があると認められるもの」のみに該当するものとして評価する。</p> <p>なお、調査を中止するこれらの場合においては、低入札調査関係資料は徴収しない。</p> <p>(7以下省略)</p> <p>第11 施工体制評価</p> <p>2 施工体制評価点</p> <p>品質確保の実効性、施工体制確保の確実性について、企業評価型では、各々「良」(5点)、「可」(2点)、「不可」(0点)とし、その合計点を施工体制評価点(満点10点)とする。施工計画型では各々「良」(10点)、「可」(4点)、「不可」(0点)とし、その合計点を施工体制評価点(満点20点)とする。なお、<u>技術提案型以上では、公告個別事項に定めるとおりとする。</u></p> <p>(3及び4 省略)</p> <p>表1 品質確保の実効性評価基準</p>
--	---

減点評価項目	減点指数
1 積算の直接工事費若しくは共通仮設費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの（見積書が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの	6
3 下請等見積書の見積金額未達の積算項目があるもの	6
4 下請等見積書の仕様内容と一致しない積算があるもの	6
5 設計図書と異なる仕様で経費が計上されているもの	6
6 直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
7 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のものがあるもの（項目数は問わず、複数項目でも重複減点はしない。）	4
8 共通仮設費に設計図書で指定した安全費の積上計上がないもの	4
9 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	2
10 直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2

(以下省略)

第15 その他の留意事項

(1～9 省略)

10 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。

((1) から (4) 省略)

(5) その他の事由により第1又は個別事項に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。

11 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人（この入札の総合評価に係る現場代理人配置予定若手技術者名簿で提出した者を含む。）及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なけ

減点評価項目	減点指数
1 積算の直接工事費若しくは共通仮設費の合計が誤っているもの又は入札時提出の工事費内訳書記載の各合計と一致しないもの	6
2 積算根拠となる下請等見積書の提出がないもの（見積書が不足する場合を含む。）又は積算根拠が不明なもの	6
3 下請等見積書の見積金額未達の積算項目があるもの	6
4 下請等見積書の仕様内容と一致しない積算があるもの	6
5 設計図書と異なる仕様で経費が計上されているもの	6
6 直接工事費又は共通仮設費の積算根拠が書面上不明で、ヒアリング時に明確な根拠が確認できたもの	4
7 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の50%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	4
8 共通仮設費に設計図書で指定した安全費の積上計上がないもの	4
9 直接工事費の積算項目に、積算項目ごとに設計金額の80%未満のものがあるもの（1項目でもあれば該当するが、複数項目あっても重複減点はしない。）	2
10 直接工事費又は共通仮設費の項目区分が標準積算基準と異なるもの	2

(以下省略)

第15 その他の留意事項

(1～9 省略)

10 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。

((1) から (4) 省略)

(5) その他の事由により第1又は個別事項第2に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。

11 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人（この入札の総合評価に係る現場代理人配置予定若手技術者名簿で提出した者を含む。）及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なけ

ればならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定を取り消すことがある。
また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約を解除することがある。

(12 省略)

13 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後の支払方法の変更は、認めない。

なお、落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式を適用し、中間前金払は適用しない。

(以下省略)

公告 (様式)

様式一覧表 (電子入札・事後審査・総合評価方式)

	工事費内訳書
様式 1 (単体企業用)	一般競争入札参加資格確認申請書
様式 1 (共同企業体用)	一般競争入札参加資格確認申請書
様式 2 (単体企業用、共同企業体用・代表構成員)	同種工事の施工実績
様式 3 (単体企業用、共同企業体用・代表構成員)	配置予定技術者名簿
様式 3 (共同企業体用・その他構成員)	配置予定技術者名簿
様式 4 (単体企業用)	配置予定技術者の重複について
様式 4 (共同企業体用)	配置予定技術者の重複について
(参考様式)	総合評価方式関係資料
様式 5	企業の評価項目一覧表
様式 6	配置予定技術者の評価項目一覧表
様式 7 - 1	企業の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表

ればならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取り消しを行うことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。

(12 省略)

13 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払方法の変更を認めない。

なお、落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式が適用され、中間前金払は適用しない。

(以下省略)

公告 (様式)

様式一覧表 (電子入札・事後審査・総合評価あり・単独)

	工事費内訳書
様式 1 (単体企業用)	一般競争入札参加資格確認申請書
様式 2 (単体企業用)	同種工事の施工実績
様式 3 (単体企業用)	配置予定技術者名簿
様式 4 (単体企業用)	配置予定技術者の重複について
(参考様式)	総合評価方式関係資料
様式 5	企業の評価項目一覧表
様式 6	配置予定技術者の評価項目一覧表
様式 7 - 1	企業の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表

様式7-2	舗装工事施工体制
様式7-3	舗装工事施工体制 (ASフィニッシャ写真)
様式7-4	現場代理人配置予定若手技術者名簿
様式7-5	重機保有
様式7-6	重機保有 (バックホウ又はトラクターショベルの写真)
様式7-7	消防団員加入状況調書
様式7-8 (参考様式)	証明書
様式8	配置予定技術者の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表
様式9	施工上の課題に関する所見
様式10 (共同企業体用)	協定書
様式11 (共同企業体用)	使用印鑑届
様式12 (共同企業体用)	委任状

様式1 (単体企業用)

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者の住所
商号及び代表者氏名 印

申請書作成担当者氏名
(電話番号)
(FAX 番号)

様式7-2	舗装工事施工体制
様式7-3	舗装工事施工体制 (ASフィニッシャ写真)
様式7-4	現場代理人配置予定若手技術者名簿
様式7-5	重機保有
様式7-6	重機保有 (バックホウ又はトラクターショベルの写真)
様式7-7	消防団員加入状況調書
様式7-8 (参考様式)	証明書
様式8	配置予定技術者の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表
様式9	施工上の課題に関する所見

様式1 (単体企業用)

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者の住所
商号及び代表者氏名 印

申請書作成担当者氏名
(電話番号)
(FAX 番号)

(E-mail)

下記1の入札に参加したいので、下記2の必要書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

1 入札の工事等の名称 ○○○○工事（○○第×号）（平成○年○月○日入札公告）

2 添付書類

(1) 同種工事の施工実績（様式2）

(2) 配置予定技術者名簿（様式3）

(3) 平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し

【(4) 配置予定技術者の重複について（様式4）※必要な場合のみ。】

(5) 企業の評価項目一覧表（様式5）

(6) 様式5の挙証資料

ア ○○○○

イ ○○○○

(7) 配置予定技術者の評価項目一覧表（様式6）

(8) 様式6の挙証資料

ア ○○○○

イ ○○○○

(9) 施工上の課題に関する所見（様式9）

(10) 開札後の低入札価格調査制度による低入札価格調査（失格調査及び低入札調査）の実施について（※以下のいずれかを選択し、不要な項目は削除してください。）

○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を実施してください。

○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を辞退します。

(E-mail)

平成○年○月○日付けで入札公告のありました○○○○工事（第×号）の入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

1 同種工事の施工実績（様式2）

2 配置予定技術者名簿（様式3）

3 平成27年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し

【4 配置予定技術者の重複について（様式5）※必要な場合のみ。】

5 企業の評価項目一覧表（様式9）

6 様式9の挙証資料

(1) ○○○○

(2) ○○○○

7 配置予定技術者の評価項目一覧表（様式10）

8 様式10の挙証資料

(1) ○○○○

(2) ○○○○

9 施工上の課題に関する所見（様式13）

10 開札後の低入札価格調査制度による低入札価格調査（失格調査及び低入札調査）の実施について

低入札価格調査の実施については、以下のとおりです。（※以下のいずれかを選択し、不要な項目は削除してください。）

○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を実施してください。

○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を辞退します。

(注) (省略)

様式1 (共同企業体用)

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

共同企業体の名称

共同企業体の代表者の住所

商号及び代表者氏名 _____ 印

共同企業体の構成員の住所

商号及び代表者氏名 _____ 印

申請書作成担当者氏名

(電話番号)

(FAX 番号)

(E-mail)

下記1の入札に参加したいので、下記2の必要書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

1 入札に付した工事等の名称 ○○○○工事 (○○第×号) (平成○年○月○日入札公告)

2 添付書類

(1) 同種工事の施工実績 (様式2)

(2) 配置予定技術者名簿 (様式3及び様式3の2)

(3) 平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し

(4) 代表構成員の特定建設業許可の写し

(注) (省略)

<p>【(5) 配置予定技術者の重複について(様式4) ※必要な場合のみ。】</p> <p>(6) 特定建設工事共同企業体協定書(様式10)</p> <p>(7) 使用印鑑届(様式11)</p> <p>(8) 委任状(様式12)</p> <p>(9) 企業の評価項目一覧表(様式5)</p> <p>(10) 様式5の挙証資料</p> <p>ア ○○○○</p> <p>イ ○○○○</p> <p>(11) 配置予定技術者の評価項目一覧表(様式6)</p> <p>(12) 様式6の挙証資料</p> <p>ア ○○○○</p> <p>イ ○○○○</p> <p>(13) 施工上の課題に関する所見(様式9)</p> <p>(14) 開札後の低入札価格調査制度による低入札価格調査(失格調査及び低入札調査)の実施について(※以下のいずれかを選択し、不要な項目は削除してください。)</p> <p>○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を実施してください。</p> <p>○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を辞退します。</p> <p>(注) 1 メールアドレスには、既に県に届け出たものを記載すること。</p> <p>2 申請書を電子入札でのファイル添付で提出する場合には、押印は不要であること。</p> <p>3 低入札価格調査の実施については、低入札価格調査制度に基づく低入札調査資料の提出期限内であれば、辞退を申し出ることができること。</p> <p>様式2(単体企業又は共同企業体(代表構成員))</p> <p>○○○○工事(第×号)</p> <p>同種工事の施工実績</p> <p>(省略)</p>	<p>様式2(単体企業用)</p> <p>○○○○工事(第×号)</p> <p>同種工事の施工実績</p> <p>(省略)</p>
--	---

様式3 (単体企業又は共同企業体 (代表構成員))

配置予定技術者名簿

(省略)

(注) 記載内容の確認資料として、3か月以上雇用されていることがわかるもの(当該技術者の健康保険被保険者証等)、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

様式3 (共同企業体 (その他構成員))

配置予定技術者名簿

会社名

配置予定技術者氏名	主任技術者 ○○ ○○
生年月日	年 月 日
法令による免許	○施工管理技士 (取得年及び登録番号) 建設業監理技術者資格 (取得年及び登録番号)
雇用年月日 (雇用期間)	平成 年 月 日 (○年○月)

(注) 記載内容の確認資料として、3か月以上雇用されていることがわかるもの(当該技術者の健康保険被保険者証等)、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証の写しを必ず添付すること。

様式3 (単体企業用)

配置予定技術者名簿

(省略)

(注) 1 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。
2 記載内容の確認資料として、3ヶ月以上雇用されていることがわかるもの(当該技術者の健康保険被保険者証等)、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。

<p>様式 4 (単体企業用)</p> <p>(省略)</p> <p>様式 4 (共同企業体用)</p> <p><u>配置予定技術者の重複申請がある場合に提出すること。</u> <u>(重複申請が無い場合は、提出不要)</u></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>高知県知事 ○○ ○○ 様</p> <p style="text-align: center;"><u>共同企業体の名称</u></p> <p style="text-align: center;"><u>共同企業体の代表者</u> <u>商号及び代表者氏名</u> _____ 印</p> <p style="text-align: center;"><u>配置予定技術者の重複について</u></p> <p><u>今回の入札参加申請における監理（主任）技術者は、入札参加申請中の他の工事の配置予定技術者と重複していますので通知します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 <u>技術者の氏名</u></p> <p>2 <u>重複申請工事の概要</u></p> <p><u>工事名及び工事番号 発注機関名 公告日 入札予定日</u></p> <p><u>工事（第 号） ●●県●●課 月 日 月 日</u></p> <p><u>工事（第 号） ○○県○○課 月 日 月 日</u></p>	<p>様式 4 (単体企業用)</p> <p>(省略)</p>
---	---------------------------------

(注) 1 一般競争入札又は公募型指名競争入札への参加を申請する工事であって、配置予定の技術者が重複するものをすべて記載すること。(当該申請工事を含む。)

2 発注機関名は、具体的に記すこと。

様式5

企業の評価項目一覧表
(表は省略)

(注)

1 評価項目のうち、審査を求める項目には「有」に、審査を求めない項目には「無」に丸印をつけること。

(2及び3 省略)

4 審査を受ける項目について、企業の評価に関する事項の挙証資料を、事後審査方式によらない場合にあつては入札参加申請の際にこれを添付して提出し、事後審査方式による場合にあつては、落札候補者となり事後審査の挙証資料を提出する際に追加提出すること。

5 申請内容に対する挙証資料の不足等で確認できない場合は、該当するものについては「実績無し」等とする。なお、成績評定において、提出した挙証資料に1件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、評価点を0点とする。

(6 省略)

様式6

配置予定技術者の評価項目一覧表
(表は省略)

(注)

1 配置予定技術者を複数届け出る場合は、届け出る技術者ごとにこの一覧表を作成すること。

2 評価項目のうち、審査を求める項目には「有」に、審査を求めない項目には「無」に丸印をつけること。

(3及び4 省略)

5 審査を受ける項目について、配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を、追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあつては入札参加申請の際にこれを添付して提出し、

様式5

企業の評価項目一覧表
(表は省略)

(注)

1 評価項目のうち、審査を求める項目については「有」に、審査を求めない項目については「無」に丸印をつけること。

(2及び3 省略)

4 事後審査方式による場合にあつては、落札候補者は、審査を受ける項目について企業の評価に関する事項の挙証資料を追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあつては、入札参加者は、審査を受ける項目について企業の評価に関する事項の挙証資料を添付すること。

5 申請内容に対する挙証資料に不足がある等で確認できない場合は、該当するものについて「実績無し」等と審査する。なお、成績評定において、提出した挙証資料に1件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、評価点0点と審査する。

(6 省略)

様式6

配置予定技術者の評価項目一覧表
(表は省略)

(注)

1 配置予定技術者を複数届け出る場合は、それぞれの技術者についてこの一覧表を提出すること。

2 評価項目のうち、審査を求める項目については「有」に、審査を求めない項目については「無」に丸印をつけること。

(3及び4 省略)

5 事後審査方式による場合にあつては、落札候補者は、審査を受ける項目について配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を追加提出すること。事後審査方式によらない場合にあつ

<p>事後審査方式による場合にあつては、<u>落札候補者となり事後審査の挙証資料を提出する際に追加提出すること。</u></p> <p>6 申請内容に対する挙証資料の不足等で確認できない場合は、該当するものについては「実績無し」等とする。なお、成績評定において、提出した挙証資料に1件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、<u>評価点を0点とする。</u></p> <p>(7 省略)</p> <p>様式7-3 舗装工事施工体制 (ASフィニッシャ写真) (表は省略) (注) 1 写真は、様式-[舗装工事施工体制調書]に記載した機械について、<u>6か月以内に撮影したカラー写真を添付する。また、撮影日を記載すること。</u> 2 全景写真は、社名入のものを原則とする。</p> <p>様式7-5 重機保有 会社名 (表は省略) (注) 1 <u>自社保有及び長期リースともに、定められた検査を受け、実際に使用可能な状況の重機が対象となる。長期リースのものは、1年以上のリースであり、その契約期間内に公告日を含むものであること。また、連結会社の保有するものは対象とならないので注意すること。</u> 2 複数台保有している場合は、1台ごとに記載すること。</p> <p>3 <u>「保有する重機」欄については、「バックホウ」又は「トラクターショベル」の該当するどちらかに丸印をつけること。</u> <u>また、「保有形態」欄については、「自社保有」又は「長期リース」の該当するどちらか、</u></p>	<p>ては、<u>入札参加者は、審査を受ける項目について配置予定技術者の評価に関する事項の挙証資料を添付すること。</u></p> <p>6 申請内容に対する挙証資料に不足がある等で確認できない場合は、該当するものについて「実績無し」等と<u>審査</u>する。なお、成績評定において、提出した挙証資料に1件でも不備がある等の場合には、平均点の算出ができないため、<u>評価点0点と審査</u>する。</p> <p>(7 省略)</p> <p>様式7-3 舗装工事施工体制 (ASフィニッシャ写真) (表は省略) (注) 1 写真は、様式-[舗装工事施工体制調書]に記載した機械について、<u>6ヶ月以内に撮影したカラー写真を添付する。また、撮影日を記載すること。</u> 2 全景写真は、社名入のものを原則とする。</p> <p>様式7-5 重機保有 会社名 (表は省略) (注) 1 <u>「保有する重機」欄については、「バックホウ」又は「トラクターショベル」の該当するどちらかに丸印をつけること。</u> 2 複数台保有している場合は、1台ごとに記載すること。 <u>また、「保有形態」欄については、「自社保有」又は「長期リース」の該当するどちらか、「駆動型式」欄については、「クローラ」又は「ホイール」の該当するどちらかに丸印をつけること。</u> 3 <u>重機の保有は、連結会社の保有は対象とならないので注意すること。また、長期リースとは、1年以上のリースであり、リース契約期間内に公告日を含むものが対象となる。自社保有及び長期リースともに、定められた検査を受け、実際に使用可能な状況の重機が対象となる。</u></p>
---	--

「駆動型式」欄については、「クローラ」又は「ホイール」の該当するどちらかに丸印をつけること。

(4 以下省略)

様式7-6

重機保有 (バックホウ又はトラクターショベルの写真)

写真 (撮影日:平成〇年〇月〇日)

①全景

--

②銘版・機番部分のアップ写真、③特定自主検査標章のアップ写真

(2枚を重ね、下の写真の一部が見えるように貼付すること。)

(注)

- 1 写真は、様式-「重機保有調書」に記載した機械について、6か月以内に撮影したカラー写真を添付する。また、撮影日を記載すること。
- 2 全景写真は、社名入のものを原則とする。

様式7-7

消防団員加入状況調書

会社名	
-----	--

該当する役職員の氏名	
該当する役職員の住所	
該当する役職員の雇用開始年月日 (雇用期間)	年 月 日 (年 月)
該当する役職員が所属する消防団名	
該当する役職員の消防団所属期間	年 月 日 ～ 年 月 日

(4 以下省略)

様式7-6

重機保有 (バックホウ又はトラクターショベルの写真)

写真 (撮影日:平成〇年〇月〇日)

①全景

--

②銘版・機番部分のアップ写真、③特定自主検査標章のアップ写真

(2枚を重ねて見えるように貼付すること。)

(注)

- 1 写真は、様式-「重機保有調書」に記載した機械について、6ヶ月以内に撮影したカラー写真を添付する。また、撮影日を記載すること。
- 2 全景写真は、社名入のものを原則とする。

様式7-7

消防団員加入状況調書

会社名	
-----	--

該当する役職員の氏名	
該当する役職員の住所	
該当する役職員の雇用年月日 (雇用期間)	年 月 日 (年 月)
該当する役職員が所属する消防団名	
該当する役職員の消防団所属期間	年 月 日 ～ 年 月 日

添付資料	消防団員証明書(様式一〔消防団員証明書〕を参考)の写し 健康保険証の写し	添付資料	消防団員証明書(様式一〔消防団員証明書〕を参考)の写し 健康保険証の写し
<p>(注)</p> <p>1 該当する役職員は、役員、一般職員のいずれでも差し支えないこと。</p> <p>2 該当する役職員は、前年度から現在まで引き続き<u>3か月</u>以上雇用されている者に限る。</p> <p>3 該当する役職員が所属する消防団は、消防組織法(昭和22年法律第226号)の規定による市町村(一部事務組合等)消防団に限る。</p> <p>(4 以下省略)</p>		<p>(注)</p> <p>1 該当する役職員は、役員、一般職員のいずれでも差し支えないこと。</p> <p>2 該当する役職員は、前年度から現在まで引き続き<u>3ヶ月</u>以上雇用されている者に限る。</p> <p>3 該当する役職員が所属する消防団は、消防組織法(昭和22年法律第226号)の規定による<u>○市町村</u>(一部事務組合等)消防団に限る。</p> <p>(4 以下省略)</p>	
<p>様式8</p> <p style="text-align: center;">配置予定技術者の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表</p> <p>(表は省略)</p> <p>(注)</p> <p>1 同種・類似工事の成績評定を審査有として申請する場合には、成績評定の審査対象とする3件の工事を表に記載すること。ただし、成績評定の審査対象とする工事が3件に満たない場合は、実績件数として審査を申請する工事を加え、<u>成績評定の審査対象とする工事と合わせて最大3件まで</u>記載すること。</p> <p>2 (以下省略)</p>		<p>様式8</p> <p style="text-align: center;">配置予定技術者の評価に係る同種・類似工事の実績一覧表</p> <p>(表は省略)</p> <p>(注)</p> <p>1 同種・類似工事の成績評定を審査有として申請する場合には、成績評定の審査対象とする3件の工事を表に記載すること。ただし、成績評定の審査対象とする工事が3件に満たない場合は、実績件数として審査を申請する工事を加えて<u>最大3件を</u>記載すること。</p> <p>2 (以下省略)</p>	
<p>様式9</p> <p>施工上の課題に関する所見</p> <p>(表は省略)</p> <p>(注) 1 <u>公告に示す文字数等の条件により記載すること。必要に応じ枠内への参考図等の貼付け表示は、認める。</u></p>		<p>様式9</p> <p>施工上の課題に関する所見</p> <p>(表は省略)</p> <p>(注) 1 <u>A4サイズ1枚(10.5ポイント文字程度によるWORD形式)に150字以内で提案すること。150字を超えた場合は評価対象としないので注意(句読点も1文字に数える。)</u>。ただし、<u>必要に応じて参考図等の貼付け(枠内)を可とする。</u></p>	

(2及び3 省略)

- ※ 施工計画を求めない場合、本様式は使用しない。
- ※ 「項目」には、オーバースペックとして評価対象外となる事項を（ ）書で具体的に明記すること。

様式10 (共同企業体用)

〇〇特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、高知県発注の _____ 工事（第 _____ 号）の建設事業を共同連帯して営むことを目的とし、他の事業は一切営まない。

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体と称する。

(事業所の所在地)

第3条 当共同企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇建設株式会社に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同企業体は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日に成立し、_____ 工事の終了後6か月を経過するまでの間は解散することができない。

(構成員の名称又は商号)

第5条 当共同企業体は、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇建設株式会社、〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇建設株式会社をもってその構成員とする。

(代表者の名称)

第6条 当共同企業体は、〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇をもって代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同企業体の代表者は、建設工事の施工に関し当共同企業体を代表してその権限を行使することを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限、請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求及び受領並びに当共同企業体に属する権限を有するものとする。

(構成員の出資割合等)

第8条 当共同企業体の構成員(以下「構成員」という。)は、次の割合によって出資するものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%

(2及び3 省略)

- ※ 施工計画を求めない企業評価型の場合には、削除する。
- ※ 「項目」には、オーバースペックとして評価対象外となる事項を（ ）書で具体的に明記すること。

〇〇建設株式会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を考慮の上構成員が協議して定めた額をもって前項の割合に算入する。

(役員その他工事施工機関の組織及び選任)

第9条 当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け建設工事の完成に当たるものとする。

2 組織、編成及び工事の施工に関する基本事項については、運営委員会において協議の上決定し、当該工事の完成に当たるものとする。

3 運営委員会は委員長及び委員で構成するものとし、委員長には当共同企業体の代表者をあてる。委員には、その他の構成員が選任した者をもってあてる。

4 運営委員会は、監査委員を選任する。

5 監査委員は、運営委員会の構成員と兼務することができない。

6 運営委員会の議事進行その他運営に関して必要な事項は、運営委員会において定める。

(事務局)

第10条 運営委員会のもとに事務局を設ける。

(各構成員の責任)

第11条 各構成員は、当該建設工事の請負契約の履行、下請契約その他当該建設工事の施工に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関して連帯責任を負う。

(取引金融機関)

第12条 当共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(会計期間)

第13条 当共同企業体の会計期間は、当共同企業体設立の日から解散の日までとする。

(利益金の配当の割合)

第14条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資割合により構成員に配当するものとする。

(欠損金の負担割合及び補てん方法)

第15条 決算の結果欠損金が生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が負担するものとする。

(工事しゅん工後における人員、機械、残材料等に関する処置)

第16条 工事しゅん工後残有する当共同企業体が雇用した職員及び労務者に対する処置は、運営委員会でこれを定める。

<p>2 工事しゅん工後残存する機械、材料等は、当共同企業体の構成員中の希望する者に運営委員会の議決を経て売却するものとして、その代価は、当共同企業体の収入とするものとする。ただし、運営委員会の承認を得たときは、構成員以外の者に売却することができる。</p> <p>(決算の監査)</p>	
<p>第17条 決算終了後代表者は、営業報告書（財産目録、貸借対照表、損益計算書及び損益金処分案）を作成し、運営委員会の議決を経て1か月以内に監査委員に提出し承認を求めものとする。</p> <p>(権利義務の譲渡の制限)</p>	
<p>第18条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。</p> <p>(工事途中における構成員の脱退に対する処置)</p>	
<p>第19条 構成員は、発注者及び運営委員会の承認がなければ、当共同企業体が建設工事を完成する日までは脱退することはできない。</p>	
<p>2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者（以下「脱退構成員」という。）がある場合においては、残存構成員は工事の施工について発注者と協議するものとする。</p>	
<p>3 脱退構成員があった場合の残存構成員の出資割合は、脱退前に脱退構成員が行っていた出資割合を残存構成員が現に出資している割合により分割し、第8条に規定する残存構成員の割合に加えたものとする。</p>	
<p>4 脱退構成員の出資金返還は、決算の際に行う。ただし、決算の結果欠損金を生じたときは、脱退構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を脱退構成員の出資金から控除した額を返還金額とする。</p>	
<p>5 決算の結果利益金が生じた場合にあっても、脱退構成員には利益の配分は行わない。</p> <p>(構成員の除名)</p>	
<p>第20条 工事途中における構成員の重要な義務の不履行その他当該構成員と当共同企業体を維持することが困難と認められる事由が生じた場合には、他の構成員全員及び発注者の承認により、運営委員会において当該構成員の除名を決定することができる。</p>	
<p>2 前項の決定が行われたときは、当共同企業体の代表者は除名した構成員に対してその旨通知しなければならない。ただし、当共同企業体の代表者である構成員が除名となる場合には、次条の規定により新たに代表者となった者がこれを行う。</p>	
<p>3 構成員の除名が行われたときの処置については、前条第2項から第5項までの規定を準用する。</p> <p>(代表者の変更)</p>	
<p>第21条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった</p>	

場合の当企業体の代表者については、他の構成員全員及び発注者の承認により、運営委員会において残存構成員のいずれかを代表者として決定するものとする。

(工事途中において構成員の破産等があった場合の処置)

第22条 構成員のいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合等においては、第19条又は第20条の規定を準用する。

(工事しゅん工後解散までの間において構成員の脱退等があった場合の処置)

第23条 構成員のいずれかが建設工事しゅん工後当共同企業体が解散に至るまでの間において脱退し、破産し、又は解散した場合等における処置については、残存構成員が協議して定める。

(解散後の瑕疵担保責任)

第24条 当共同企業体が解散した後においても、当該建設工事につき、瑕疵担保責任が生じたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第25条 この協定書に定めない事項については、運営委員会において定めるものとし、発注者と協議する。

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するとともに、1通を高知県に提出する。

平成 年 月 日

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 住所

氏名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

構成員 住所

氏名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

注 1 本協定書は、2者によるJV方式による場合のものである。

2 本協定書はA4版で作成し、袋綴じとすること。

様式11 (共同企業体用)

使 用 印 鑑 届

使用印

〇〇〇〇工事（第×号）における〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体の代表者の使用印鑑を、
上記のとおり届け出ます。

平成 年 月 日

高知県知事 〇〇 〇〇〇 様

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体
代表者 _____ 印

様式12（共同企業体用）

平成 年 月 日

高知県知事 〇〇 〇〇 様

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体
構成員 住 所 _____
氏 名 _____ 印

構成員 住 所 _____
氏 名 _____ 印

委 任 状

下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

1 〇〇工事（第×号）の入札及び見積りに際して、〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体を代表
して行う権限

2 前項の入札を代わって行う復代理人を選任する権限

記

(代理人)

住 所

〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体
代表者 _____ 印

(削除)

一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価あり・JV）

公告（個別事項）

（省略）

公告（共通事項）

（省略）

公告（様式）

（省略）

(削除)

一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価あり・単体JV混合）

公告（個別事項）

（省略）

公告（共通事項）

（省略）

公告（様式）

（省略）

一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価なし）

公告（個別事項）

一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価なし・単独）

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

平成〇年〇月〇日

高知県知事

記

第1 入札に付する事項

1 工事名（工事番号）	（省略）
2 工事場所	（省略）
3 工事内容	（省略）
4 工事概要	（省略）
5 工事日数（完成期限）	（省略）
6 予定価格	（省略）
7 審査方式	事後審査方式 <u>（入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う。）</u>
8 落札方式	（省略）
9 入札手続	（省略）
10 低入札価格調査 ・最低制限価格	最低制限価格を設定。事後公表。 【注意】請負対象金額（税込）が1億円以上の場合は「低入札価格調査制度適用。事後公表。」とする。

第2 入札参加資格

1 平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格	（省略）
2 特定建設工事	（省略）
3 営業所の	【注意】（省略）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

平成〇年〇月〇日

高知県知事

記

第1 入札に付する事項

1 工事名（工事番号）	（省略）
2 工事場所	（省略）
3 工事内容	（省略）
4 工事概要	（省略）
5 工事日数（完成期限）	（省略）
6 予定価格	（省略）
7 審査方式	<u>入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う、事後審査方式とする。</u>
8 落札方式	（省略）
9 入札手続	（省略）
10 低入札価格調査 ・最低制限価格	最低制限価格を設定。事後公表。 【注意】請負対象金額（税込）が1億円以上の場合は「低入札価格調査制度適用。」と表記替する。

第2 入札参加資格

1 平成27年度高知県建設工事競争入札参加資格	（省略）
2 特定建設工事	（省略）
3 営業所の	【注意】（省略）

<p>拠点</p>	<p>A (省略)</p> <p>B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）<u>又は希望区域登録を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者。</u></p> <p>C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内を除く区域に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者を除く。）<u>又は希望区域登録を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、〇〇土木事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内を除く区域に営業所を置く者。</u></p> <p>D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内のうち◎◎事務所管内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者を除く。）<u>又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者。</u></p> <p>E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合 △△市（町）（村）に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を</p>	<p>拠点</p>	<p>A (省略)</p> <p>B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、<u>入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、</u>入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）</p> <p>C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者以外の者、<u>又は平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者以外の者。</u>平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、<u>入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。</u></p> <p>D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者、<u>又は平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者。</u>平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、<u>入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。</u></p> <p>E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合 △△市（町）（村）に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、<u>入札区域を〇〇土木事務所と</u></p>
-----------	---	-----------	--

	<p>行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。)又は希望区域登録を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市(町)(村)に営業所を置く者。</p> <p>F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合 次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>1 高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所(以下「主たる営業所」という。)を置く者(平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請(以下「希望区域登録申請」という。))を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。)又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者のいずれかであって、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが×等級の者。</p> <p>2 △△市(町)(村)に主たる営業所を置く者(平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請(以下「希望区域登録申請」という。))を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。)又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者のうち△△市(町村)に営業所を置く者のいずれかであって、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが△等級の者。</p> <p>G 県外業者を含める場合(地域要件を設けることはできない。)</p> <p>建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の〇〇工事の総合評定値(総合評点)が××点以上の者。</p> <p>なお、当該審査の基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日)であること。また、総合評定値(総合評点)は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なる<u>ものである</u>ので注意すること。</p>		<p>して認められた者であって、△△市(町)(村)に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。)</p> <p>F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合 次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>1 高知県行政組織規則(平成15年高知県規則第43号)に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所(以下「主たる営業所」という。)を置く者(平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、<u>入札区域を〇〇土木事務所として認められた者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。</u>)であって、平成27年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが×等級の者。</p> <p>2 △△市(町)(村)に主たる営業所を置く者(平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、<u>入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市(町村)に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。</u>)であって、平成27年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における〇〇工事の格付けが△等級の者。</p> <p>G 県外業者を含める場合(地域要件を設けることはできない。)</p> <p>建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(<u>当該審査基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。</u>)の〇〇工事の総合評定値(総合評点)が××点以上の<u>ものである</u>こと。</p> <p>なお、総合評定値(総合評点)は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるので注意すること。</p>
--	--	--	--

4 施工実績	<p>【注意】 (省略)</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <p>1 平成13年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。</p> <p>2～6 (省略)</p>	4_施工実績	<p>【注意】 (省略)</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <p>1 平成12年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。</p> <p>2～6 (省略)</p>
5 配置予定技術者	<p>次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項に示す質疑の方法に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p> <p>【注意】請負対象金額（税込）が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、「専任で」の表記は削除すること。</p>	5_配置予定技術者	<p>次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第3の2に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p> <p>【注意】請負対象金額（税込）が2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事については、「専任で」の表記は削除すること。</p>
資格等	<p>1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>【注意】当該工事の技術者となることができる資格又は求める資格を記載すること。</p> <p>2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3か月以上雇用されている者であること。</p> <p>【注意】請負対象金額（税込）2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事では、「3か月以上」の表記は削除すること。</p> <p>(3 以下省略)</p>	資格等	<p>1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>【注意】当該工事の技術者となることができる資格又は求める資格を記載すること。</p> <p>2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。</p> <p>【注意】請負対象金額（税込）2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）未満の工事では、「3ヶ月以上」の表記は削除すること。</p> <p>(3 以下省略)</p>
従事実績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>A 企業の施工実績に準じる場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 従事役職が現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。</p> <p>3 (省略)</p> <p>B 企業の施工実績とは別の要件を設定する場合</p> <p>(省略)</p>	従事実績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。</p> <p>A 企業の施工実績に準じる場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 従事役職が現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。</p> <p>3 (省略)</p> <p>B 企業の施工実績とは別の要件を設定する場合</p> <p>(省略)</p>

	<p>1 平成13年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 (2 以下省略)</p> <p>※ なお、工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請は、認める。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分以上を超えていない場合は実績として認めない。</p>
--	---

【注意】 (省略)

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から平成〇年〇月〇日（〇）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前9時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。
	提出方法	(省略)
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページに掲載する。 入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/ 又は〇〇土木事務所ホームページ (各契約機関のHPアドレスを記載)
2 設計図書の閲覧方法	(省略)	
3 設計図書等の質疑	提出先	下記メールアドレスあて送付すること。 E-mail: 〇〇〇〇〇〇@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	(省略)
	回答期限	(省略)
4 入札書の提出	入札期間	平成〇年〇月〇日（〇）から平成〇年〇月〇日（月）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前9時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。

	<p>1 平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 (2 以下省略)</p> <p>※ なお、工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請も可とする。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分以上を超えていない場合は実績として認めない。</p>
--	---

【注意】 (省略)

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から平成〇年〇月〇日（〇）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前9時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。
	提出方法	共通事項第2の2で定める。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページからダウンロード。 入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/ 又は〇〇土木事務所ホームページ (各契約機関のHPアドレスを記載)
2 設計図書の閲覧方法	(省略)	
3 設計図書等の質疑	提出先	送付アドレス E-mail: 〇〇〇〇〇〇@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	(省略)
	回答期限	(省略)
4 入札書の提出	入札期間	平成〇年〇月〇日（〇）から平成〇年〇月〇日（月）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前9時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。 <u>【注意】「入札公告期間中の設計内容の軽微な変更の試行について（平成27年1月14日付け26高建管第1016</u>

		なお、入札期間初日においては、質疑回答後入札開始とする場合がある。
	入札方法	共通事項で定める。
5 開札予定	(省略)	(省略)
6 追加書類 (落札候補者のみ)	提出先	高知県〇〇土木事務所(※第5)へ持参又は郵送すること。
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時まで(いずれの日も閉庁日を除く。)

【注意】 (省略)

第4 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子ファイルで添付する書類)	(省略)
入札時に電子ファイルで添付する書類	(省略)
追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※ 持参又は郵送	1～3 (省略) 4 平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し

第6 その他事項

(1～3 省略)

【注意】一般競争入札の公告において、設計内容の軽微な変更による入札の続行(建設工事一般競争入札事務取扱要領(平成22年3月31日付け21高建管第1266号土木部長通知)第3の7に定めるところによる。)を行わないものとするときは、下記4を削除し、必要に応じて以降の番号を繰り上げること。

4 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等

		号土木部長通知」に定める日程により入札を行う場合は、下記を追記する。 なお、入札期間初日においては、質疑回答後入札開始とする場合がある。
	入札方法	共通事項第4で定める。
5 開札予定	(省略)	(省略)
6 追加書類 (落札候補者のみ)	提出先	(省略)
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時まで(閉庁日は除く。)

【注意】 (省略)

第4 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子ファイルで添付する書類)	(省略)
入札時に電子ファイルで添付する書類	(省略)
追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※ 持参又は郵送	1～3 (省略) 4 平成27年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し

第6 その他事項

(1～3 省略)

を踏まえて入札すること。

【注意】以下5及び6の項目は、必要により追記すること。

- 5 この工事に係る設計業務の受託者でないこと。
- 6 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したのものとして取り扱うものとする。
- 【注意】 予定価格（税込み）が5億円未満の場合は、下記を削除する。
- 7 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。
- 【注意】 年度内支払を行わない場合は、下記を追記する。
- 8 平成28年度の支払（前金払等）については行わない。

一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価なし）

公告（共通事項）

高知県が発注する建設工事について、施工体制確認型総合評価方式一般競争入札を事後審査方式により実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種工事の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は、別に一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

なお、公告に関し、共通事項と個別事項において重複して定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

- 4 この工事に係る設計業務の受託者でないこと。
- 5 この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したのものとして取り扱うものとする。

【注意】 予定価格（税込み）が5億円未満の場合は、下記を削除する。

- 6 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。
- 【注意】 年度内支払を行わない場合は、下記を追記する。
- 7 平成27年度の支払（前金払等）については行わない。

【注意】「入札公告期間中の設計内容の軽微な変更の試行について（平成27年1月14日付け26高建管第1016号土木部長通知）」により入札を行う場合は、下記を追記する。

- 8 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。

一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価なし・単独）

公告（共通事項）

高知県が発注する建設工事について、施工体制確認型総合評価方式一般競争入札を事後審査方式により実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種工事の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

なお、公告に関し、共通事項と個別事項において重複して定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

第1 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者。
- 3 公告の日以後落札決定前間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者。
- 4 建設業法（昭和24年法律第100号）第8条第9号及び高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者。
- 5 個別事項で定める要件を満たす者。

第2 入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、以下により、申請書等提出期限までに個別事項で定める申請書等を提出しなければならない。

- 1 （省略）
 - 2 提出方法
- (1) 申請書等

個別事項で定める受付時間に、電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、作成済の電子ファイルを添付して提出すること。

一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び申請書に添付すべき必要書類の提出がない落札候補者は失格とする。

第1 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、個別事項第2において定めるもののほか、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- 3 公告の日以後落札決定前間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

第2 入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、申請書等提出期限までに以下により、個別事項第4において定める申請書等を提出しなければならない。

- 1 （省略）
 - 2 提出方法
- (1) 申請書等

電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から、作成済の電子ファイルを添付して提出すること（閉庁日を除く毎日午前9時から午後8時までの間。）。なお、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）及び申請書に添付すべき必要書類の提出がない落札候補者は失格とする。

なお、この公告における「閉庁日」とは、高知県の休日定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条に定める県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）をいう。

(2) 電子ファイルの作成方法

ア 電子入札システムに添付する電子ファイルは、次のいずれかのファイル形式により作成すること。また、ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう注意すること。ただし、施工計画を求める総合評価方式における技術提案については、下記①に限る。

- ① Word2007で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.docx又は拡張子.docで保存したもの
(以下「Wordファイル」という。)
- ② Excel2007で読み込めるファイル形式のうち、拡張子.xlsx又は拡張子.xlsで保存したもの
- ③ PDF形式のファイル
- ④ 画像ファイル (JPEG形式又はGIF形式)
- ⑤ 発注者が特に認めたファイル形式 (必ず事前に協議すること。)

イ 電子ファイルの圧縮を行う場合は、必ずZIP形式によること。自己解凍形式を含め、他の圧縮形式によるファイルの提出は認めない。

(3) 電子入札システムへの申請登録時に電子ファイルの添付ができない場合 (添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、システムの制約による場合に限る。) は、その旨を電話等で入札実施機関契約担当に伝えるとともに、(1) に準じて電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から入札参加資格確認申請を行ったうえで、別に通知する場合を除いて、次のとおり持参又は郵便等により、申請書等提出期間の最終日の午後5時までに提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。

ア (以下省略)

(4) 提出先・期限

個別事項で定める。

なお、この公告(個別事項を含む。)における「閉庁日」とは、高知県の休日を定める条例(平成元年高知県条例第2号)第1条に定める県の休日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び2月29日から翌年の1月3日までの日)をいう。

第3 設計書等の閲覧について

- 1 (省略)
- 2 質疑応答

(1) 質疑書はWordファイル(第2の2(2)①に同じ。)で作成し(様式は特に指定しない。)、電

(2) 電子ファイルの作成方法

ア 電子入札システムに添付する電子ファイルは、次のいずれかのファイル形式により作成すること。また、ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう注意すること。ただし、施工計画を求める総合評価方式における技術提案については、下記①のWord形式で保存されたものに限る。

- ① Word2007により読み込み可能なバージョンで保存したもの
- ② Excel2007により読み込み可能なバージョンで保存したもの
- ③ PDF形式のファイル
- ④ 画像ファイル (JPEG形式又はGIF形式)
- ⑤ 上記のほか、発注者が特に認めたファイル形式 (事前に協議のこと。)

イ 電子ファイルの圧縮を行う場合は、必ずZIP形式によること。自己解凍形式を含め、他の圧縮形式によるファイルの提出は認めない。

(3) 添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、電子入札システムへの申請登録時に電子ファイルの添付ができない場合は、その旨を電話等で入札実施機関契約担当に伝えるとともに、(1) に準じて電子入札システムの「一般競争入札参加資格確認申請書提出画面」から入札参加資格確認申請を行ったうえで、別に通知する場合を除いて、次のとおり持参又は郵便等により、申請書等提出期間の最終日の午後5時までに提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。

ア (以下省略)

(4) 提出先・期限

個別事項第3において定める。

第3 設計書等の閲覧について

- 1 (省略)
- 2 質疑応答

(1) 質疑書はWord2007により読み込み可能なバージョンで保存し(様式は特に指定しない。)、

<p>子メールに添付して入札実施機関へ送付すること。</p> <p><u>電子メールに指定形式以外のファイルを添付して送付されたもの又は指定以外の方法による質疑（FAX又は電話によるもの等）には回答しない。</u></p> <p>((2) 及び (3) 省略)</p> <p>(4) 質疑書提出期限・回答期限 個別事項で定める。</p> <p>第4 入札方法</p> <p>1 <u>個別事項で定める入札期間</u>に、入札金額を電子入札システムに登録する方法で入札を行うこと。</p> <p>2 <u>入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。</u>落札決定に当たっては、電子入札システムに登録された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とする。</p> <p>3 <u>建設工事に係る入札では、入札金額の電子入札システム登録時には、当該入札金額の工事費内訳書を作成し、第2の3（2）により電子ファイル化したうえで添付すること。</u>電子入札システムで添付ファイルとして提出するときは、押印は必要ない。</p> <p>なお、工事費内訳書の様式は、土木部建設管理課ホームページからダウンロードできる。同様に記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式によらなくてもよいものとする。</p> <p><u>また、工事費内訳書を添付していない者が落札候補者となったときは、その者を失格とする。</u></p> <p>4 <u>電子入札システムへの入札金額登録時に電子ファイルの添付ができない場合（添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、システムの制約による場合に限る。）</u>は、持参又は郵便等により、別に通知する場合を除いて、入札締切日午後5時（再度入札の場合は入札受付期限）までに<u>次の方法</u>で提出すること。郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。なお、書面により提出される工事費内訳書には押印が必要となるので注意すること。</p> <p><u>(1) 工事費内訳書の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、工事名、工事番号及び開札予定日を明記し、「工事費内訳書」と朱書きして封かんすること（工事費内訳書を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）。</u></p> <p><u>(2) 郵便等による場合は、(1)の封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「工事費内訳書在中」と朱書きすること。</u></p>	<p>電子メールに添付のうえ入札実施機関へ送付すること。</p> <p><u>指定した方法以外のファイル形式で送付のあったもの、FAX、電話等の方法による質疑には回答しない。</u></p> <p>((2) 及び (3) 省略)</p> <p>(4) 質疑書提出期限・回答期限 個別事項第3において定める。</p> <p>第4 入札方法</p> <p>1 <u>申請書等提出期限日の翌日から入札締切日（入札金額の登録期限をいう。以下同じ。）までの間（閉庁日を除く毎日午前9時から午後8時までの間。）</u>に、入札金額を電子入札システムに登録する方法で入札を行うこと。</p> <p>2 落札決定に当たっては、電子入札システムに登録された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、<u>入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を電子入札システムに登録すること。</u></p> <p>3 <u>すべての建設工事に係る入札にあつては、入札金額の電子入札システム登録時には、当該入札金額の工事費内訳書を作成し、第2の3（2）により電子ファイル化したうえで添付すること。</u> <u>電子入札システムで添付ファイルとして提出されるので押印は必要ない。工事費内訳書の提出がない落札候補者は失格とする。</u></p> <p>なお、工事費内訳書の様式は、土木部建設管理課ホームページからダウンロードできる。また、同様に記載すべき事項の記載があれば、必ずしもこの様式によらなくてもよいものとする。</p> <p>4 <u>添付ファイルの容量が2メガバイトを超える場合等、電子入札システムへの入札金額登録時に電子ファイルの添付ができない場合は、次により持参又は郵便等により、別に通知する場合を除いて、入札締切日午後5時（再度入札の場合は入札受付期限）までに提出すること。</u>郵送の場合は、必ず書留郵便とすること。なお、書面により提出される工事費内訳書には押印が必要となるので注意すること。</p> <p><u>ア 工事費内訳書の書面を封筒に入れ、封筒の表に入札参加者名、工事名、工事番号及び開札予定日を明記し、「工事費内訳書」と朱書きして封かんすること（工事費内訳書を折りたたんで封入し、小封筒を使用することは差し支えない。）。</u></p> <p><u>イ 郵便等による場合は、アの封筒を折りたたまずに入れられる大きさの封筒に入れて封かんし、封筒の表に「工事費内訳書在中」と朱書きすること。</u></p>
--	---

<p>(5から9まで 省略)</p> <p>10 再度入札における入札の受付期限は、別に通知する場合を除いて、対象となった入札の開札日の翌日（その日が閉庁日の場合は、<u>その日以降直近の開庁日とする。</u>）の午前11時とし、受付期限後に直ちに開札を行う。</p> <p>入札参加者は、2から7までの方法により入札を行うこと。工事費内訳書の提出期限は、入札受付期限と同様とする。ただし、再度入札の場合、工事費内訳書は<u>電子入札システムによる送付</u>ができないので、<u>再度入札となる旨の通知の際に</u>指定するアドレスあて電子メールでの送付又は4による方法で工事費内訳書を提出すること。</p> <p>(第5から第7まで 省略)</p> <p>第8 落札決定の方法</p> <p>1 開札後、入札参加者には保留通知書（事後審査のため、入札結果を保留した旨の通知）を、落札決定後には落札者決定通知書をそれぞれ電子入札システムで送信する。</p> <p>2 開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、次に該当する者を落札候補者とする。</p> <p>(1) 調査基準価格が設定された入札にあっては、<u>最も低い金額</u>の入札を行った者。</p> <p>(2) 最低制限価格が設定された入札にあっては、入札書記載金額が予定価格と最低制限価格の範囲内で<u>最も低い金額</u>の入札を行った者。</p> <p>3 落札候補者に求める追加書類</p> <p>開札の結果、落札候補者となった者は、個別事項で定める追加書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 追加書類作成における共通注意事項</p> <p>ア 書式はA4版とし、紙ファイルで提出すること。</p> <p>イ <u>一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下「CORINS」という。）</u>工事カルテ等の挙証資料については、原則としてA4サイズ1枚につき片面で2ページ分を掲載し、かつ、両面印刷とすること（表裏合わせて4ページ分となる。）。</p> <p>(ウ及びエ 省略)</p> <p>(2) 個別書類の作成における注意事項</p> <p>ア 同種工事の施工実績（様式2）</p> <p>企業としての同種工事の施工実績を記載すること。</p> <p>工事内容の確認資料として、CORINSに登録しているCORINS登録内容確認書の写し又は</p>	<p>(5から9まで 省略)</p> <p>10 再度入札における入札の受付期限は、別に通知する場合を除いて、対象となった入札の開札日の翌日（閉庁日の場合は、<u>1日ずつ繰り越す。</u>）の午前11時とし、受付期限後に直ちに開札を行う。</p> <p>入札参加者は、2から7までの方法により入札を行うこと。工事費内訳書の提出期限は、入札受付期限と同様とする。ただし、再度入札の場合、工事費内訳書は<u>電子ファイルの添付</u>ができないので、指定するアドレスあて電子メールでの送付又は4による方法で工事費内訳書を提出すること。</p> <p>(第5から第7まで 省略)</p> <p>第8 落札決定の方法</p> <p>1 開札後、入札参加者には保留通知書（事後審査のため、入札結果を保留した旨の通知）を、落札決定後には落札者決定通知書をそれぞれ電子入札システムで送信する。</p> <p>2 開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、次に該当する者を落札候補者とする。</p> <p>(1) 調査基準価格が設定された入札にあっては、最低の入札を行った者。</p> <p>(2) 最低制限価格が設定された入札にあっては、入札書記載金額が予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の入札を行った者。</p> <p>3 落札候補者に求める追加書類</p> <p>開札後、落札候補者となった者は、個別事項第4で定める追加書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 追加書類作成における共通注意事項</p> <p>ア 書式はA4版とし、紙ファイルで提出すること。</p> <p>イ CORINS工事カルテ等の挙証資料については、原則としてA4サイズ1枚につき片面で2ページ分を掲載し、かつ、両面印刷とすること（表裏合わせて4ページ分となる。）。</p> <p>(ウ及びエ 省略)</p> <p>(2) 個別書類の作成における注意事項</p> <p>ア 同種工事の施工実績（様式2）</p> <p>企業としての同種工事の施工実績を記載すること。</p> <p>工事内容の確認資料として、<u>一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報シ</u></p>
--	---

<p>CORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。</p> <p>(イ及びウ 省略)</p> <p>4 追加書類の提出 落札候補者は、下記により個別事項で示す提出期限内に入札実施機関に持参又は郵送により提出すること。 (以下省略)</p> <p>第9 低入札価格調査 低入札価格調査制度が適用された入札であって、低入札があった入札においては、次のとおり取り扱う。</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)において、開札の結果自らが低入札を行っていた場合の<u>低入札価格調査の辞退</u>をあらかじめ申し出ることができる。入札参加申請時に<u>低入札価格調査の辞退</u>を申し出た入札参加者が、開札の結果低入札を行っていた場合は、その時点で当該入札参加者は失格とする。</p> <p>3 低入札を行った者(以下「低入札者」という。)が工事費内訳書を提出していないとき、又は落札候補者が工事費内訳書を提出していないときは、その者を失格とする。また、工事費内訳書において、個別事項で定める失格基準の各項目に係る金額の記載がない場合は、工事費内訳書を提出しなかったものとみなし、その者を失格とする。</p> <p>4 失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が個別事項で定める失格基準のいずれかを下回るときは、その者を失格とする。 また、低入札者から提出された工事費内訳書の実際の合計額が記載された数字の合計と一致しない等工事費内訳書の記載誤りがある場合又は工事費内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者を失格とする。</p> <p>5 入札参加申請時に<u>低入札価格調査の辞退</u>を申し出しておらず、<u>開札の結果失格基準に該当しない</u>低入札者は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。</p>	<p><u>システム(CORINS)</u>に登録しているCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。</p> <p>(イ及びウ 省略)</p> <p>4 追加書類の提出 落札候補者は、下記により個別事項第3で示す提出期限内に入札実施機関に持参又は郵送により提出すること。 (以下省略)</p> <p>第9 低入札価格調査 低入札価格調査制度が適用された入札であって、低入札があった入札においては、次のとおり取り扱う。</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に、一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)において、開札の結果自らが低入札を行っていた場合は<u>低入札価格調査を受けること</u>をあらかじめ辞退できる。入札参加申請時に<u>低入札価格調査を辞退</u>している入札参加者が、開札の結果低入札を行っていた場合は、その時点で当該入札参加者は失格とする。</p> <p>3 低入札を行った者(以下「低入札者」という。)が工事費内訳書を提出していないとき、又は落札候補者が工事費内訳書を提出していないときは、その者を失格とする。また、工事費内訳書において、個別事項第6で定める失格基準の各項目に係る金額の記載がない場合は、工事費内訳書を提出しなかったものとみなし、その者を失格とする。</p> <p>4 失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が個別事項第6で定める失格基準のいずれかを下回るときは、その者を失格とする。 また、低入札者から提出された工事費内訳書の実際の合計額が記載された数字の合計と一致しない等工事費内訳書の記載誤りがある場合又は工事費内訳書に記載の総合計額が入札書記載金額と一致しない場合は、その者を失格とする。</p> <p>5 入札参加申請時に<u>低入札価格調査を辞退</u>しておらず、失格基準に該当しない低入札者は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。</p>
---	--

<p>なお、当該低入札者は、低入札調査資料提出の期限までに別途定める辞退書を提出することにより低入札調査の辞退を申し出ることができる。</p> <p>6 入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出ておらず、開札の結果失格基準に該当しない低入札者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該低入札者は失格とする。辞退の申し出により調査を中止する場合には、低入札調査関係資料は徴収しない。</p> <p>(7以下省略)</p> <p>(第10から第12まで 省略)</p> <p>第13 その他の留意事項 (1～8 省略)</p> <p>9 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。 ((1) から (4) 省略) (5) その他の事由により第1又は個別事項に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。</p> <p>10 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人（この入札の総合評価に係る現場代理人配置予定若手技術者名簿で提出した者を含む。）及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定を取り消すことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約を解除することがある。</p> <p>(11 省略)</p> <p>12 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後の支払方法の変更は、認めない。 なお、落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式が適用し、中間前金払は適用しない。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>なお、当該低入札者は、低入札調査資料提出の期限までに別途定める辞退書を提出することにより低入札調査の辞退を申し出ることができる。</p> <p>6 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退しておらず、失格基準に該当しない低入札者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該低入札者は失格とする。辞退の申し出により調査を中止する場合には、低入札調査関係資料は徴収しない。</p> <p>(7以下省略)</p> <p>(第10から第12まで 省略)</p> <p>第13 その他の留意事項 (1～8 省略)</p> <p>9 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。 ((1) から (4) 省略) (5) その他の事由により第1又は個別事項第2に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。</p> <p>10 落札者は、契約締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人（この入札の総合評価に係る現場代理人配置予定若手技術者名簿で提出した者を含む。）及びこの入札の参加資格確認申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」により届け出なければならない。別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定の取り消しを行うことがある。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。</p> <p>(11 省略)</p> <p>12 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払方法の変更を認めない。 なお、落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式が適用され、中間前金払は適用しない。</p> <p>(以下省略)</p>
---	--

公告（様式）

様式一覧表（電子入札・事後審査・総合評価なし・単独）
（表は省略）

様式1（単体企業用）

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者の住所
商号及び代表者氏名 印

申請書作成担当者氏名
（電話番号）
（FAX 番号）
（E-mail）

下記1の入札に参加したいので、下記2の必要書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

1 入札の工事等の名称 ○○○○工事（○○第×号）（平成○年○月○日入札公告）

公告（様式）

様式一覧表（電子入札・事後審査・総合評価なし・単独）
（表は省略）

様式1（単体企業用）

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者の住所
商号及び代表者氏名 印

申請書作成担当者氏名
（電話番号）
（FAX 番号）
（E-mail）

平成○年○月○日付けで入札公告のありました○○○○工事（第×号）の入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

<p>2 添付書類</p> <p>(1) 同種工事の施工実績 (様式2)</p> <p>(2) 配置予定技術者名簿 (様式3)</p> <p>(3) 平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し</p> <p>【(4) 配置予定技術者の重複について (様式4) ※必要な場合のみ。】</p> <p>(5) 開札後の低入札価格調査制度による低入札価格調査 (失格調査及び低入札調査) の実施について (※以下のいずれかを選択し、不要な項目は削除してください。)</p> <p>○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を実施してください。</p> <p>○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を辞退します。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>様式3 (単体企業用)</p> <p style="text-align: center;">配置予定技術者名簿</p> <p style="text-align: right;">会社名</p> <p style="text-align: center;">(表は省略)</p> <p>(注) 記載内容の確認資料として、<u>3か月</u>以上雇用されていることがわかるもの (当該技術者の健康保険被保険者証等)、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。</p>	<p>1 同種工事の施工実績 (様式2)</p> <p>2 配置予定技術者名簿 (様式3)</p> <p>3 平成27年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し</p> <p>【4 配置予定技術者の重複について (様式5) ※必要な場合のみ。】</p> <p>5 開札後の低入札価格調査制度による低入札価格調査 (失格調査及び低入札調査) の実施について</p> <p><u>低入札価格調査の実施については、以下のとおりです。</u> (※以下のいずれかを選択し、不要な項目は削除してください。)</p> <p>○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を実施してください。</p> <p>○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を辞退します。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>様式3 (単体企業用)</p> <p style="text-align: center;">配置予定技術者名簿</p> <p style="text-align: right;">会社名</p> <p style="text-align: center;">(表は省略)</p> <p>(注) 1 <u>共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率20%以上のものに限る。</u></p> <p>2 記載内容の確認資料として、<u>3ヶ月</u>以上雇用されていることがわかるもの (当該技術者の健康保険被保険者証等)、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。</p>
---	--

一般競争入札（紙入札・事前審査・総合評価なし）

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

平成〇年〇月〇日

高知県知事

記

第1 （省略）

第2 入札参加資格

1 平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格	(省略)
2 特定建設工事	(省略)
3 営業所の拠点	<p>【注意】 (省略)</p> <p>A (省略)</p> <p>B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合</p> <p>高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する○ ○土木事務所の所管区域内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い、入札区域を○土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い、入札区域を○土木事務所として認められた者。</p> <p>C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合</p>

一般競争入札（紙入札・事前審査・総合評価なし・単独）

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

平成〇年〇月〇日

高知県知事

記

第1 （省略）

第2 入札参加資格

1 平成27年度高知県建設工事競争入札参加資格	(省略)
2 特定建設工事	(省略)
3 営業所の拠点	<p>【注意】 (省略)</p> <p>A (省略)</p> <p>B 県内業者のみを対象とし、土木事務所管内を地域要件として設定する場合</p> <p>高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する○ ○土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者。平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を○土木事務所として認められた者を含み、入札区域を○土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。</p> <p>C 県内業者のみを対象とし、土木事務所の所内事務所を除く管内を地域要件として設定する場合</p>

	<p>高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内を除く区域に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、〇〇土木事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内を除く区域に営業所を置く者。</p> <p>D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合</p> <p>高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域のうち◎◎事務所管内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者。</p> <p>E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合</p> <p>△△市（町）（村）に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町）（村）に営業所を置く者。</p> <p>F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合</p> <p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>1 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇</p>		<p>高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者以外の者、又は平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者以外の者。平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。</p> <p>D 県内業者のみを対象とし、所内事務所管内を地域要件として設定する場合</p> <p>高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇〇土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者であって、◎◎事務所管内に主たる営業所を置く者、又は平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、◎◎事務所管内に営業所を置く者。平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所と認められた者は除く。</p> <p>E 県内業者のみを対象とし、市町村を地域要件として設定する場合</p> <p>△△市（町）（村）に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を〇〇土木事務所として認められた者であって、△△市（町）（村）に営業所を置く者を含み、入札区域を〇〇土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）</p> <p>F 県内業者のみを対象に、地域要件を格付けごとに設定する場合</p> <p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>1 高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）に規定する〇</p>
--	--	--	---

	<p>○土木事務所の所管区域内に、建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い、入札区域を○土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を○土木事務所として認められた者のいずれかであって、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における○○工事の格付けが×等級の者。</p> <p>2 △△市（町）（村）に主たる営業所を置く者（平成28年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請（以下「希望区域登録申請」という。）を行い、入札区域を○土木事務所以外の土木事務所として認められた者を除く。）又は希望区域登録申請を行い入札区域を○土木事務所として認められた者のうち△△市（町村）に営業所を置く者のいずれかであって、平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における○○工事の格付けが△等級の者。</p> <p>G 県外業者を含める場合（地域要件を設けることはできない。） 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の○○工事の総合評定値（総合評点）が××点以上の者。 なお、当該審査の基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。 また、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるものであるので、注意すること。</p>		<p>○土木事務所の所管区域内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者（平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を○土木事務所として認められた者を含み、入札区域を○土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成27年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における○○工事の格付けが×等級の者。</p> <p>2 △△市（町）（村）に主たる営業所を置く者（平成27年度建設工事競争入札参加希望区域登録申請を行い、入札区域を○土木事務所として認められた者であって、△△市（町村）に営業所を置く者を含み、入札区域を○土木事務所以外の土木事務所として認められた者は除く。）であって、平成27年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における○○工事の格付けが△等級の者。</p> <p>G 県外業者を含める場合（地域要件を設けることはできない。） 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（当該審査基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日であること。）の○○工事の総合評定値（総合評点）が××点以上のものであること。 なお、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるので注意すること。</p>
--	--	--	--

4 施工実績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。 次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <p>1 平成13年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。</p> <p>2～6 (省略)</p>	4 施工実績	<p>【注意】例示であり、案件に応じて求める。 次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <p>1 平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。</p> <p>2～6 (省略)</p>
5 配置予定技術者	<p>次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項に示す質疑の方法に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p> <p>【注意】(略)</p>	5 配置予定技術者	<p>次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第3の2に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p> <p>【注意】(略)</p>
資格等	<p>1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>【注意】当該工事の技術者となることができる資格又は求める資格を記載すること。</p> <p>2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3か月以上雇用されている者であること。</p> <p>【注意】請負対象金額(税込)2,500万円(建築一式工事にあつては5,000万円)未満の工事では、「3か月以上」の表記は削除すること。</p> <p>3 (省略)</p>	資格等	<p>1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>【注意】当該工事の技術者となることができる資格又は求める資格を記載すること。</p> <p>2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。</p> <p>【注意】請負対象金額(税込)2,500万円(建築一式工事にあつては5,000万円)未満の工事では、「3ヶ月以上」の表記は削除すること。</p> <p>3 (省略)</p>
従事実績	<p>【注意】(省略)</p> <p>A 企業の施工実績に準じる場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。</p> <p>1 「4 施工実績」に掲げる要件を満たす工事への従事実績があること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>B 企業の施工実績とは別の要件を設定する場合</p>	従事実績	<p>【注意】(省略)</p> <p>A 企業の施工実績に準じる場合</p> <p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。</p> <p>1 「4 施工実績」に掲げる要件を満たす工事への従事実績があること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>B 企業の施工実績とは別の要件を設定する場合</p>

		<p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外に専任配置を義務づけられた技術者に限る。ただし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。</p> <p>1 平成13年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>※ なお、工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請は、認める。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分を超えていない場合は実績として認めない。</p>
--	--	---

		<p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の従事経験を有する者であること。従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。ただし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。</p> <p>1 平成12年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>※ なお、工場製作（桁製作等）工事の施工経験のある者と現場（架設等）工事の施工経験のある者を合わせた2名での申請も可とする。ただし、従事期間が工場製作又は架設工事の施工期間の半分を超えていない場合は実績として認めない。</p>
--	--	--

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	(省略)
	提出方法	共通事項で定める。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページに掲載する。 (省略)
2 設計図書の閲覧方法		(省略)
3 設計図書等の質疑	提出先	下記メールアドレスあて送付すること。 E-mail: ○○○○○○@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	(省略)
	回答期限	(省略)
4 入札書の提出	(省略)	
5 開札予定	(省略)	
6 追加書類 (落札候補者のみ)	(省略)	

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	(省略)
	提出方法	共通事項第2の2で定める。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページからダウンロード。 (省略)
2 設計図書の閲覧方法		(省略)
3 設計図書等の質疑	提出先	送付アドレス E-mail: ○○○○○○@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	(省略)
	回答期限	(省略)
4 入札書の提出	(省略)	
5 開札予定	(省略)	
6 追加書類 (落札候補者のみ)	(省略)	

【注意】（省略）

第4 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等	1～4 （省略） 5 平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し
入札書の投かんに際し、提出する書類 【注意】工事費内訳書提出対象の入札の場合に表記する。	（省略）

第5 （省略）

第6 その他事項

1～5 （省略）

【注意】一般競争入札の公告において、設計内容の軽微な変更による入札の続行（建設工事一般競争入札事務取扱要領（平成22年3月31日付け21高建管第1266号土木部長通知）第3の7に定めるところによる。）を行わないものとするときは、下記6を削除し、必要に応じて以降の番号を繰り上げること。

6 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。

【注意】予定価格（税込み）が5億円未満の場合は、下記を削除する。

7 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。

【注意】年度内支払を行わない場合は、下記を追記する。

8 平成28年度の支払（前金払等）については行わない。

【注意】（省略）

第4 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等	1～4 （省略） 5 平成27年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し
入札書の投かんに際し、提出する書類 【注意】工事費内訳書提出対象の入札の場合に表記する。	（省略）

第5 （省略）

第6 その他事項

1～5 （省略）

【注意】予定価格（税込み）が5億円未満の場合は、下記を削除する。

6 この入札の契約は、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条により高知県議会の議決がなければ締結することができない。落札決定後落札者とは仮契約を締結し、本契約は、高知県議会の議決を経て効力発生通知を行ったときに成立する。

【注意】年度内支払を行わない場合は、下記を追記する。

7 平成27年度の支払（前金払等）については行わない。

一般競争入札（紙入札・事前審査・総合評価なし）

公告（共通事項）

高知県が発注する建設工事について、一般競争入札を実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種工事の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は、別に一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

なお、公告に関し、共通事項と個別事項において重複して定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

第1 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者。
- 3 公告の日以後落札決定前の間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者。
- 4 建設業法（昭和24年法律第100号）第8条第9号及び高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者。
- 5 個別事項で定める要件を満たす者。

第2 入札参加の方法等

一般競争入札（紙入札・事前審査・総合評価なし・単独）

公告（共通事項）

高知県が発注する建設工事について、一般競争入札を実施する場合の共通事項は次のとおりである。申請書提出期限、開札日、同種工事の定義等、個々の案件により個別に設定する要件は一般競争入札個別事項（以下「個別事項」という。）で定める。

なお、公告に関し、共通事項と個別事項において重複して定められた事項がある場合は、個別事項において定められた事項を優先する。

第1 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、個別事項第2において定めるもののほか、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- 2 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- 3 公告の日以後落札決定前の間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

第2 入札参加の方法等

<p>この工事の入札に参加しようとする者は、以下により、申請書等提出期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書、配置予定技術者名簿、その他必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この工事の入札に参加することができる。</p> <p>1 申請書等の様式 入札情報公開システム又は高知県ホームページからダウンロードした様式による。</p> <p><アドレス>（省略）</p> <p>2 作成要領 個別事項で定められた提出書類を下記により作成し、提出すること。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写しを添付すること。</p> <p>3 提出期間・提出先 個別事項で定める。 <u>なお、この公告（個別事項を含む。）における「閉庁日」とは、高知県の休日</u>を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条に定める県の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）をいう。</p> <p>第3 設計書等の閲覧について</p> <p>2 質疑応答 (1) 質疑書は、Word2007により読み込めるファイル形式のうち、<u>拡張子.docx又は拡張子.doc</u>で作成し（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付して入札実施機関へ送付すること。 電子メールに指定形式以外のファイルを添付して送付されたもの又は指定以外の方法による質疑には、<u>回答しない。</u></p> <p>((2)及び(3) 省略)</p> <p>(4) 質疑書提出期限・回答期限 個別事項で定める。</p> <p>第4 入札参加資格の確認等</p> <p>1 入札参加資格の確認</p>	<p>この工事の入札に参加しようとする者は、申請書等提出期限までに、一般競争入札参加資格確認申請書、配置予定技術者名簿、その他必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、この工事の入札に参加することができる。</p> <p>1 申請書等の様式 入札情報公開システム又は高知県ホームページからダウンロードした様式により<u>申請書等を作成すること。</u></p> <p><アドレス>（省略）</p> <p>2 作成要領 個別事項第4で定められた提出書類を下記により作成し、提出すること。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 平成27年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写しを添付すること。</p> <p>3 提出期間・提出先 個別事項第3において定める。</p> <p>第3 設計書等の閲覧について</p> <p>2 質疑応答 (1) 質疑書は、Word2007により読み込み可能なバージョンで<u>保存し</u>（様式は特に指定しない。）、電子メールに添付のう<u>え入札実施機関へ送付すること。</u> 指定した方法以外の<u>ファイル形式で送付のあったもの、FAX、電話等の方法</u>による質疑には回答しない。</p> <p>((2)及び(3) 省略)</p> <p>(4) 質疑書提出期限・回答期限 個別事項第3において定める。</p> <p>第4 入札参加資格の確認等</p> <p>1 入札参加資格の確認</p>
---	--

<p>(1) 資格確認通知 申請書の提出のあった者には、入札参加資格の確認結果を入札参加資格確認通知で通知する。確認は申請書等の提出期限日に行うものとし、その結果は個別事項で定める日までに申請者に対して通知する。 確認通知を受けた者は、速やかに受領書を返送すること。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 入札方法について ((1) 及び (2) 省略)</p> <p>(3) 入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。<u>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。</u></p> <p>4 工事費内訳書の提出について 建設工事に係る入札において、入札参加者は、入札書の投かんに際し、全員必ず入札書に記載される入札金額に係る工事費内訳書を提出しなければならない。工事費内訳書の作成を代理人に委任すること及びその場で作成することは認めず、工事費内訳書の提出のない入札参加者は失格とする。</p> <p>第5～第7 (省略)</p> <p>第8 落札決定の方法 開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、次に該当する者を落札者又は落札候補者とする。 (1) 調査基準価格が設定された入札にあっては、最も低い金額の入札を行った者。 (2) 最低制限価格が設定された入札にあっては、入札書記載金額が予定価格と最低制限価格の範囲内で最も低い金額の入札を行った者。</p> <p>第9 低入札価格調査 (省略)</p>	<p>(1) 資格確認通知 申請書の提出のあった者には、入札参加資格の確認結果を入札参加資格確認通知で通知する。確認は申請書等の提出期限日に行うものとし、その結果は個別事項第3で定める日までに申請者に対して通知する。 確認通知を受けた者は、速やかに受領書を返送すること。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 入札方法について ((1) 及び (2) 省略)</p> <p>(3) <u>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、</u>入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>4 工事費内訳書の提出について <u>すべての建設工事に係る入札において、</u>入札参加者は、入札書の投かんに際し、全員必ず入札書に記載される入札金額に係る工事費内訳書を提出しなければならない。工事費内訳書の作成を代理人に委任すること及びその場で作成することは認めず、工事費内訳書の提出のない入札参加者は失格とする。</p> <p>第5～第7 (省略)</p> <p>第8 落札決定の方法 開札後、再度入札を行う場合を除いて、入札書記載金額が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、次に該当する者を落札者又は落札候補者とする。 (1) 調査基準価格が設定された入札にあっては、最低の入札を行った者。 (2) 最低制限価格が設定された入札にあっては、入札書記載金額が予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の入札を行った者。</p> <p>第9 低入札価格調査 (省略)</p>
--	---

<p>1 (省略)</p> <p>2 入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）において、開札の結果自らが低入札を行っていた場合の低入札価格調査の辞退をあらかじめ申し出ることができる。入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出た入札参加者が、開札の結果低入札を行っていた場合は、その時点で当該入札参加者は失格とする。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 低入札を行った者（以下「低入札者」という。）が工事費内訳書を提出していないとき、又は落札候補者が工事費内訳書を提出していないときは、その者を失格とする。また、工事費内訳書において、個別事項で定める失格基準の各項目に係る金額の記載がない場合は、工事費内訳書を提出しなかったものとみなし、その者を失格とする。</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出ておらず、開札の結果失格基準に該当しない低入札者は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。 なお、当該低入札者は、低入札調査資料提出の期限までに別途定める辞退書を提出することにより低入札調査の辞退を申し出ることができる。</p> <p>7 入札参加申請時に低入札価格調査の辞退を申し出ておらず、開札の結果失格基準に該当しない低入札者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該低入札者は失格とする。辞退の申し出により調査を中止する場合には、低入札調査関係資料は徴収しない。</p> <p>(8 以下省略)</p>	<p>1 (省略)</p> <p>2 入札に参加しようとする者は、入札参加申請時に、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）において、開札の結果自らが低入札を行っていた場合は低入札価格調査を受けることをあらかじめ辞退できる。入札参加申請時に低入札価格調査を辞退している入札参加者が、開札の結果低入札を行っていた場合は、その時点で当該入札参加者は失格とする。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 低入札を行った者（以下「低入札者」という。）が工事費内訳書を提出していないとき、又は落札候補者が工事費内訳書を提出していないときは、その者を失格とする。また、工事費内訳書において、個別事項第6で定める失格基準の各項目に係る金額の記載がない場合は、工事費内訳書を提出しなかったものとみなし、その者を失格とする。</p> <p>5 (省略)</p> <p>6 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退しておらず、失格基準に該当しない低入札者は、別途指定する日までに低入札調査資料を提出するとともに、低入札調査に協力しなければならない。 なお、当該低入札者は、低入札調査資料提出の期限までに別途定める辞退書を提出することにより低入札調査の辞退を申し出ることができる。</p> <p>7 入札参加申請時に低入札価格調査を辞退しておらず、失格基準に該当しない低入札者が辞退書により低入札調査の辞退を申し出たときは、その時点で調査を中止し、当該低入札者は失格とする。辞退の申し出により調査を中止する場合には、低入札調査関係資料は徴収しない。</p> <p>(8 以下省略)</p>
<p>第10及び第11 (省略)</p>	<p>第10及び第11 (省略)</p>
<p>第12 その他の留意事項</p> <p>1～7 (省略)</p> <p>8 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。 (1)～(4) 省略 (5) その他の事由により第1又は個別事項に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。</p> <p>8～10 (省略)</p>	<p>第12 その他の留意事項</p> <p>1～7 (省略)</p> <p>8 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。 (1)～(4) 省略 (5) その他の事由により第1又は個別事項第2に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき。</p> <p>9～10 (省略)</p>

11 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後の支払方法の変更は、認めない。
なお、落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式を適用し、中間前金払は適用しない。

12 (以下省略)

公告 (様式)

様式一覧表 (紙入札・事前審査・総合評価なし・単独)
(表は省略)

様式1 (単体企業用)

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者の住所
商号及び代表者氏名 印

申請書作成担当者氏名
(電話番号)
(FAX 番号)
(E-mail)

下記1の入札に参加したいので、下記2の必要書類を添えて申請します。

11 落札者は、低入札者である場合を除き、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払方法の変更を認めない。
なお、落札者が低入札者である場合には出来高部分払方式が適用され、中間前金払は適用しない。

12 (以下省略)

公告 (様式)

様式一覧表 (紙入札・事前審査・総合評価なし・単独)
(表は省略)

様式1 (単体企業用)

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

高知県知事 ○○ ○○ 様

申請者の住所
商号及び代表者氏名 印

申請書作成担当者氏名
(電話番号)
(FAX 番号)
(E-mail)

平成○年○月○日付けで入札公告のありました○○○○工事 (第×号) の入札に参加したい

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

1 入札の工事等の名称 ○○○○工事（○○第×号）（平成○年○月○日入札公告）

2 添付書類

(1) 同種工事の施工実績（様式2）

(2) 配置予定技術者名簿（様式3）

(3) 平成28年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し

【(4) 配置予定技術者の重複について（様式4）※必要な場合のみ。】

(5) 開札後の低入札価格調査制度による低入札価格調査（失格調査及び低入札調査）の実施について（※以下のいずれかを選択し、不要な項目は削除してください。）

○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を実施してください。

○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を辞退します。

（注）（省略）

様式3（単体企業用）

配置予定技術者名簿

会社名

（表は省略）

（注）記載内容の確認資料として、3か月以上雇用されていることがわかるもの（当該技術者の健康保険被保険者証等）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣工時受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合に

ので、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違なく、また、入札参加資格要件を満たしていることを誓約します。

記

1 同種工事の施工実績（様式2）

2 配置予定技術者名簿（様式3）

3 平成27年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し

【4 配置予定技術者の重複について（様式4）※必要な場合のみ。】

5 開札後の低入札価格調査制度による低入札価格調査（失格調査及び低入札調査）の実施について

低入札価格調査の実施については、以下のとおりです。（※以下のいずれかを選択し、不要な項目は削除してください。）

○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を実施してください。

○低入札価格調査の調査対象となった場合は、低入札価格調査を辞退します。

（注）（省略）

様式3（単体企業用）

配置予定技術者名簿

会社名

（表は省略）

（注）1 共同企業体構成員としての施工実績は出資比率20%以上のものに限る。

2 記載内容の確認資料として、3ヶ月以上雇用されていることがわかるもの（当該技術者の健康保険被保険者証等）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証並びに施工した工事のCORINS登録内容確認書の写し又はCORINS竣

<p>は、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。</p>	<p>工事受領書及び工事カルテの写しを添付すること。工事カルテ等がない場合又は十分でない場合には、契約書、設計書の写し、発注者からの施工証明書等、申請者がその内容を証明できるものを添付すること。</p>
---	---

建設工事一般競争入札の公告例新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">「建設工事低入札価格調査制度事務処理要領の改正」に伴う改正部分</p> <p style="text-align: center;">一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価方式）</p> <p style="text-align: center;">公告（個別事項）</p> <p>第7 その他事項</p> <p>【注意】調査基準価格を設定しない場合は、下記3を削除する。</p> <p>3 低入札価格調査における失格基準</p> <p>低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。</p> <p>(1) 直接工事費 設計金額の85%</p> <p>(2) 共通仮設費 設計金額の80%</p> <p>(3) 現場管理費 設計金額の<u>90%</u></p> <p>(4) 一般管理費等 設計金額の55%</p> <p>【注意】工場製作がある場合等、案件に応じて以下の項目等を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接製作費 設計金額の85% ・間接労務費 設計金額の80% ・工場管理費 設計金額の<u>90%</u> ・機器単体費 設計金額の85% <p style="text-align: center;">一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価なし）</p> <p style="text-align: center;">公告（個別事項）</p>	<p style="text-align: center;">一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価方式）</p> <p style="text-align: center;">公告（個別事項）</p> <p>第7 その他事項</p> <p>【注意】調査基準価格を設定しない場合は、下記3を削除する。</p> <p>3 低入札価格調査における失格基準</p> <p>低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。</p> <p>(1) 直接工事費 設計金額の85%</p> <p>(2) 共通仮設費 設計金額の80%</p> <p>(3) 現場管理費 設計金額の<u>80%</u></p> <p>(4) 一般管理費等 設計金額の55%</p> <p>【注意】工場製作がある場合等、案件に応じて以下の項目等を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接製作費 設計金額の85% ・間接労務費 設計金額の80% ・工場管理費 設計金額の<u>80%</u> ・機器単体費 設計金額の85% <p style="text-align: center;">一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価なし）</p> <p style="text-align: center;">公告（個別事項）</p>

第6 その他事項

【注意】以下3から5の項目は、必要により追記すること。

3 低入札価格調査における失格基準

低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。

- (1) 直接工事費 設計金額の85%
- (2) 共通仮設費 設計金額の80%
- (3) 現場管理費 設計金額の90%
- (4) 一般管理費等 設計金額の55%

【注意】工場製作がある場合等、案件に応じて以下の項目等を追加する。

- ・直接製作費 設計金額の85%
- ・間接労務費 設計金額の80%
- ・工場管理費 設計金額の90%
- ・機器単体費 設計金額の85%

一般競争入札（紙入札・事前審査・総合評価なし）

公告（個別事項）

第6 その他事項

【注意】以下3から5の項目は、必要により追記すること。

3 低入札価格調査における失格基準

低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。

- (1) 直接工事費 設計金額の85%

第6 その他事項

【注意】以下3から5の項目は、必要により追記すること。

3 低入札価格調査における失格基準

低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。

- (1) 直接工事費 設計金額の85%
- (2) 共通仮設費 設計金額の80%
- (3) 現場管理費 設計金額の80%
- (4) 一般管理費等 設計金額の55%

【注意】工場製作がある場合等、案件に応じて以下の項目等を追加する。

- ・直接製作費 設計金額の85%
- ・間接労務費 設計金額の80%
- ・工場管理費 設計金額の80%
- ・機器単体費 設計金額の85%

一般競争入札（紙入札・事前審査・総合評価なし）

公告（個別事項）

第6 その他事項

【注意】以下3から5の項目は、必要により追記すること。

3 低入札価格調査における失格基準

低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。

- (1) 直接工事費 設計金額の85%

<p>(2) 共通仮設費 設計金額の80%</p> <p>(3) 現場管理費 設計金額の<u>90%</u></p> <p>(4) 一般管理費等 設計金額の55%</p> <p>【注意】工場製作がある場合等、案件に応じて以下の項目等を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接製作費 設計金額の85% ・間接労務費 設計金額の80% ・工場管理費 設計金額の<u>90%</u> ・機器単体費 設計金額の85% 	<p>(2) 共通仮設費 設計金額の80%</p> <p>(3) 現場管理費 設計金額の<u>80%</u></p> <p>(4) 一般管理費等 設計金額の55%</p> <p>【注意】工場製作がある場合等、案件に応じて以下の項目等を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接製作費 設計金額の85% ・間接労務費 設計金額の80% ・工場管理費 設計金額の<u>80%</u> ・機器単体費 設計金額の85%
--	--